

(素 案)

今後、内容について修正、
変更する場合があります。

東大和市 子ども・子育て未来プラン

- ・ 第２期東大和市子ども・子育て支援事業計画
- ・ 第１期新・放課後子ども総合プランに基づく
東大和市行動計画
- ・ 第１期東大和市次世代育成支援行動計画
- ・ 第１期東大和市子ども・若者計画
- ・ 第１期東大和市子どもの貧困対策計画

令和２（２０２０）年度～令和６（２０２４）年度



東京
ゆったり日和
東やまと

令和２（２０２０）年３月
東大和市

目 次

第 1 章 計画の策定.....

- 第 1 節 計画策定の背景.....
- 第 2 節 計画策定の趣旨.....
- 第 3 節 計画の位置付け.....
- 第 4 節 計画の期間.....
- 第 5 節 計画の策定体制.....
- 第 6 節 計画の対象.....

第 2 章 子ども・子育てを取り巻く現状.....

- 第 1 節 東大和市の状況.....
- 第 2 節 子ども・子育て支援ニーズ調査結果からみえる現状.....
- 第 3 節 東大和市の子どもと子育て家庭を取り巻く課題.....

第 3 章 計画の基本的な考え方.....

- 第 1 節 基本理念.....
- 第 2 節 基本目標.....
- 第 3 節 施策の体系.....
- 第 4 節 ライフステージからみた切れ目のない支援の取組.....

第 4 章 施策の展開.....

- 基本目標 1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みをつくります.....
- 基本目標 2 ライフステージに沿った子どもの成長と発達を支援する環境をつくります.....
- 基本目標 3 子育てしやすい安全・安心な環境をつくります.....
- 基本目標 4 子ども・若者の健やかな成長と自立を支える地域をつくります.....
- 基本目標 5 支援や配慮を必要とする子どもや家庭を支える地域をつくります.....

第5章 子ども・子育て支援事業.....

〔 第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画 第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画 〕

- 第1節 教育・保育提供区域の設定
- 第2節 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方
- 第3節 人口の見込み
- 第4節 幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育
- 第5節 地域子ども・子育て支援事業
- 第6節 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保
- 第7節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保
- 第8節 基本指針に基づく任意記載事項

第6章 計画の推進.....

- 第1節 計画の進行管理・評価、推進体制
- 第2節 計画の実施状況の公表
- 第3節 市民、地域関係者・事業者及び市との相互の協力と連携

資料編

第1章

計画の策定

第1節 計画策定の背景

1 国の少子化対策の動向

(1) エンゼルプラン・新エンゼルプラン

平成元（1989）年は、合計特殊出生率が1.57となり、戦後で最も合計特殊出生率が低かった昭和41（1966）年（丙午：ひのえうま）の1.58を下回り「1.57ショック」といわれた年でした。このことを契機に、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを社会問題としてとらえ、仕事と子育ての両立支援などの少子化対策についての検討を開始しました。

平成6（1994）年12月、厚生省（当時）が今後10年間に取組むべき基本的方向と重点施策を定めた「エンゼルプラン」を策定し、国として初めて総合的な少子化対策が始まりました。さらに重点施策の具体的実施計画として「新エンゼルプラン」が平成12（2000）年度からの5か年計画で策定されました。

(2) 次世代育成支援対策推進法、少子化社会対策大綱

平成15（2003）年7月、子育て家庭を社会全体で支援する観点から、「次世代育成支援対策推進法」を10年間の時限立法として制定し、地方自治体及び企業において次世代育成支援行動計画の策定を義務付けました。

また、同時期に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき、平成16（2004）年6月に「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、同年12月に「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）が策定されました。

(3) 子ども・子育て関連3法、子ども・子育て支援新制度

様々な少子化対策にも関わらず、平成17（2005）年には、戦後、一貫して増加が続いてきた全国の総人口は初めて減少に転じ、合計特殊出生率も過去最低を記録しました。その後も出生数の減少が続き、さらに、核家族化や地域のつながりの希薄化により、家庭が子育てに不安や孤立感を感じたり、また、男性中心型労働慣行は依然改善が進まず、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でない等の課題も浮き彫りとなってきました。

このため、平成24（2012）年8月、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27（2015）年4月から、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートしました。

（４）希望出生率1.8、子育て安心プラン

平成28（2016）年6月、「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を掲げました。

平成29（2017）年6月、「子育て安心プラン」を公表し、平成30（2018）年度から平成34（2022）年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしました。

しかしながら、25歳から44歳の女性の就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成31（2019）年4月時点の全国の待機児童数は1万6,772人と前年比3,123人の減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できていない状況が続いています。

（５）幼児教育・保育の無償化

急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として、令和元（2019）年5月に、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、同年10月から「幼児教育・保育の無償化」が実施されました。

これにより、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの子どもたちと非課税世帯の0歳から2歳までの子どもたちの利用料が無償となりました。

（６）放課後子ども総合プラン、新・放課後子ども総合プラン

仕事と子育ての両立を支援するため、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の、遊びや生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、すべての就学児童が放課後等を安心かつ安全に過ごし、多様な体験及び活動ができることを目的として、平成26（2014）年7月に、「放課後子ども総合プラン」が策定されました。

さらに、近年の女性就業率の上昇等により、平成30（2018）年9月、共働き家庭等の児童数の増加を受け、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

Ⅱ 2 国の子ども・若者育成支援対策の動向

（1）子ども・若者育成支援推進法

子ども・若者を取り巻く環境は、時代の急速な変動とともにめまぐるしく変化し、インターネットの普及等による有害情報の氾濫や引きこもり、ニート、不登校、いじめ、発達障害など様々な困難を有する子ども・若者の問題が深刻化しています。

こうした状況を踏まえ、次代の担い手であるすべての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる育成支援策を総合的に推進する枠組みと関係機関のネットワークの整備を目的として、平成22（2010）年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、あわせて「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

Ⅱ 3 国の子どもの貧困対策の動向

（1）子どもの貧困対策の推進に関する法律、子供の貧困対策に関する大綱

国の18歳未満の子どもの貧困率は、平成21（2009）年に15.7%となり、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成26（2014）年1月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。また、あわせて「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、子どもの貧困対策を総合的に推進するための枠組みづくりが進められることとなりました。

令和元（2019）年6月、子どもの貧困の解消に向け、法の目的・基本理念の充実を明記した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正法が公布されました。

Ⅱ 4 東京都の施策の動向

(1) 次世代育成支援東京都行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17(2005)年、「次世代育成支援東京都行動計画」、平成22(2010)年、同計画の後期計画が策定され、待機児童の解消や子育てと仕事の両立に向けた雇用環境の整備の実現への取組を進めていくこととされました。

(2) 東京都子供・子育て支援総合計画

平成27(2015)年3月、子ども・子育て支援新制度の成立に伴い法定化された「都道府県子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援東京都行動計画」、子どもの貧困対策法による都道府県行動計画を一体的にした「東京都子供・子育て支援総合計画」が策定され、安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できる社会の実現を目指し、子どもと子育て家庭を地域全体で支え応援する社会づくりへの取組を進めていくこととされました。

(3) 東京都子供・若者計画

平成27(2015)年8月、子ども・若者育成支援推進法に基づく都道府県子ども・若者計画として、「東京都子供・若者計画」が策定されました。これまでの様々な分野の計画等の中から子ども・若者の育成支援に係る施策等を一覧化するとともに、乳幼児期からポスト青年期(40歳未満までの者)までの切れ目ない支援の構築を目指し、社会生活を円滑に営む上での様々な困難を有する子ども・若者を育成支援するためのネットワークづくりへの取組を進めていくこととされました。

第2節 計画策定の趣旨

- 市では、これまで国の「次世代育成支援対策推進法」に基づき平成17（2005）年3月に「東大和市次世代育成支援行動計画」を策定し、平成26（2014）年度までの10年間にわたり、目標事業量を定め、次世代育成支援施策に取り組んできました。その後、平成24（2012）年の「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法の成立を受け、平成27（2015）年度から開始される「子ども・子育て支援新制度」に向け、「放課後子ども総合プランに基づく行動計画」と一体化した計画として、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までの5か年を計画期間とする「東大和市子ども・子育て支援事業計画」を平成27（2015）年3月に策定し、子ども・子育て支援施策を総合的に進めてきました。
- 「東大和市子ども・子育て支援事業計画」は、「あふれる笑顔で 豊かな心と幸せを育むまち 東大和」を基本理念としています。市では、その実現に向け、教育や保育等に係る市民ニーズに応え、東大和市における子ども・子育て環境の整備を推進し、子育てしやすいまちづくりを進めてきました。
- また、平成24（2012）年度に策定した東大和市総合計画「第二次基本構想（改訂）／第四次基本計画」で、将来の都市像『人と自然が調和した生活文化都市 東大和』の実現に向けて、まちづくりの5つの基本施策を掲げました。その中の「豊かな人間性と文化をはぐくむまちづくり」「健康であたたかい心のかよいあうまちづくり」において、次代を担う子どもたちを安心して生み、健やかに育てることができるよう育児・生活支援サービスの充実や家庭、学校、地域等が一体となった児童や青少年の健全育成などを施策の基本方針とし、取組を進めてきました。
- 平成27（2015）年度から、「日本一子育てしやすいまちづくり」を重要施策とし、子どもたちや子育て世代を支援する施策の推進や充実に取り組むとともに、平成31（2019）年度から、東大和市の未来を担う子どもたちの健やかな成長を守り育み、子どもたち自身が自分らしく、未来に向けて夢や希望をもち、社会の一員として生きていける力を育めるよう、子どもから大人までのすべての市民、地域関係者・事業者及び市が相互に協力し、取り組むため、子どもと大人がお互いにやくそく（約束）しあう「東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）」の制定に向け、準備を進めています。

- これらの取組を踏まえ、「東大和市子ども・子育て支援事業計画」が平成31（2019）年度で最終年度を迎えることから、第2期の「東大和市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、これまでの幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上などの対策を中心とした「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び「新・放課後子ども総合プランに基づく行動計画」に加え、結婚、妊娠、出産、乳幼児期、学童期、青年期にわたる子どもたちの成長と若者・子育て世代を切れ目なく包括的に支援することを目的として、「市町村次世代育成支援行動計画」、「市町村子ども・若者計画」、「市町村における子どもの貧困対策についての計画（市町村計画）」を包含し、一体的な計画として『東大和市子ども・子育て未来プラン』を策定するものです。

- 市では、刻々と変化する社会状況や環境等に対応しつつ、市における各行政計画等との連携を図りながら、子ども・若者、子育て支援施策を総合的に推進し、「日本一子育てしやすいまちづくり」を目指していきます。

第3節 計画の位置付け

Ⅱ 1 東大和市子ども・子育て未来プラン

- 東大和市子ども・子育て未来プランは、東大和市のすべての子どもたちの健やかな育ちと若者・子育て世代を支援するための総合的な計画です。市民一人ひとりが子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者、地域の関係者等と行政が相互に協力し、地域社会が一体となって子どもたちの健やかな育ちと若者・子育て世代の支援を推進していけるよう、次に掲げる5つの計画を一体的に策定するものです。
- 本計画は、東大和市総合計画（基本構想/基本計画）を上位計画として、東大和市地域福祉計画などの各行政計画との調和を図り策定します。

（1）第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

女性の就業率の上昇や令和元（2019）年10月からの幼児教育・保育の無償化の影響、首都圏における保育士人材不足などの社会情勢等を踏まえた、幼児期の教育・保育の質・量の確保のための方策及び地域の実情を踏まえた地域子ども・子育て支援の方策について、平成31（2019）年3月公表の東大和市子ども・子育て支援二一ズ調査の結果等を勘案し、策定するものです。

（2）第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画

次世代育成支援対策推進法第8条の行動計画策定指針及び子ども・子育て支援法第60条第2項の基本指針に基づき、平成30（2018）年9月に定められた新・放課後子ども総合プランに基づく市の行動計画です。

すべての小学校就学児童が安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができる放課後等の居場所づくりのための方策について、女性の就業率の上昇などの社会情勢等を踏まえ、平成31（2019）年3月公表の東大和市子ども・子育て支援二一ズ調査の結果等を勘案し、策定するものです。

（３）第１期東大和市次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法第８条の行動計画策定指針に基づく次世代育成支援対策に係る市町村行動計画です。

市では、平成１７（２００５）年度から平成２６（２０１４）年度まで１０年間にわたり、次世代育成支援対策推進法に基づき東大和市次世代育成支援行動計画（前期・後期）を策定し、目標事業量を定め、子育て支援施策を推進してきました。

平成２７（２０１５）年度から定量的な子育て支援施策の整備量等の目標を市町村子ども・子育て支援事業計画に記載する法改正がされ、市町村次世代育成支援行動計画の策定は任意化されました。

「東大和市子ども・子育て未来プラン」の策定にあたり、市の実情に応じた施策の推進を目的とし、地域における子育て支援、子どもの健康の確保・増進と心身の健やかな成長、安心して子育てができる環境の整備等の方策について、あらためて、第１期東大和市次世代育成支援行動計画として位置づけることとし、平成３１（２０１９）年３月公表の東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果等を勘案し、策定するものです。

（４）第１期東大和市子ども・若者計画

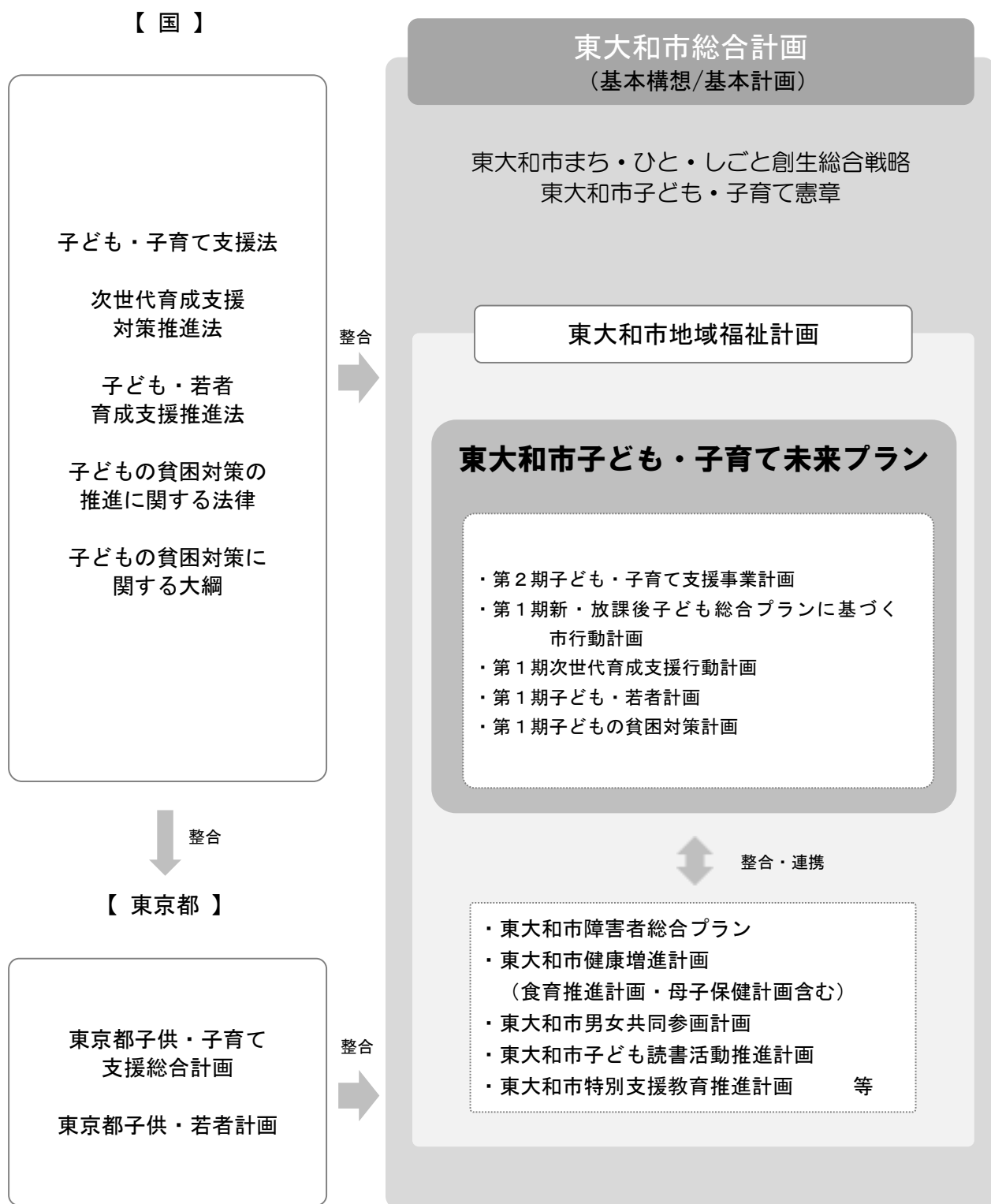
子ども・若者育成支援推進法第９条第２項に基づく市町村子ども・若者計画です。

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するための地域におけるネットワークづくりなどの方策について、平成３１（２０１９）年３月公表の東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果等を勘案し、策定するものです。

（５）第１期東大和市子どもの貧困対策計画

子どもの貧困対策の推進に関する法律第９条第２項に基づく市町村における子どもの貧困対策についての計画です。

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、健やかに育成される環境の整備に向け、子どもの居場所づくりや学習支援などの方策について、平成３１（２０１９）年３月公表の東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果等を勘案し、策定するものです。



第4節 計画の期間

本計画のうち、「第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画」、「第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画」及び「第1期東大和市次世代育成支援行動計画」については、子ども・子育て支援法第61条及び次世代育成支援法第8条に基づき、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5か年を計画期間としています。

併せて、本計画に包含する「第1期東大和市子ども・若者計画」、「第1期東大和市子どもの貧困対策計画」についても、上記の計画期間と合わせた計画期間としています。

また、「第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画」及び「第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画」については、国の指針等に沿い、必要に応じて、計画の中間年において本計画の見直しを行うものとします。

平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
東大和市子ども・子育て支援事業計画					東大和市子ども・子育て未来プラン				
東大和市総合計画							次期計画		
第五次東大和市地域福祉計画						次期計画			
				東大和市障害者総合プラン		次期計画			
東大和市健康増進計画 (食育推進計画・母子保健計画含む)						次期計画			
			第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）			次期計画			
			第二次東大和市子ども読書活動推進計画				次期計画		
		第二次東大和市特別支援教育推進計画					次期計画		

第5節 計画の策定体制

1 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

（1）調査対象

未就学児、小学生、中学生、高校生：東大和市在住の各年代の方を無作為抽出

（2）調査期間

平成30（2018）年10月25日から平成30（2018）年11月22日まで

（3）調査方法

郵送による配布・回収

（4）回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
未就学児	1,000 通	500 通	50.0%
小学生	600 通	293 通	48.8%
中学生	200 通	77 通	38.5%
高校生	200 通	59 通	29.5%

2 東大和市子ども・子育て支援会議による審議

「東大和市子ども・子育て支援会議」は、「子ども・子育て支援法」第77条に基づく「審議会その他の合議制の機関」として設置しています。子どもの保護者、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び学校関係者による委員で構成され、市長の諮問に応じ計画の内容等について調査審議しました。

第 6 節 計画の対象

本計画の対象となる子ども・若者の範囲については、次のとおりとします。

このほか、妊産婦や子育て家庭などの市民も対象とした子育て支援等の施策を総合的に展開できるようにしていきます。

第 2 期東大和市子ども・子育て支援事業計画	教育・保育	未就学児
	地域子ども・子育て支援	18歳未満
第 1 期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画	小学校就学児童	
第 1 期東大和市次世代育成支援行動計画	18歳未満	
第 1 期東大和市子ども・若者計画	乳幼児期から30代まで	
第 1 期東大和市子どもの貧困対策計画	原則20歳まで	

第2章

子ども・子育てを取り巻く現状

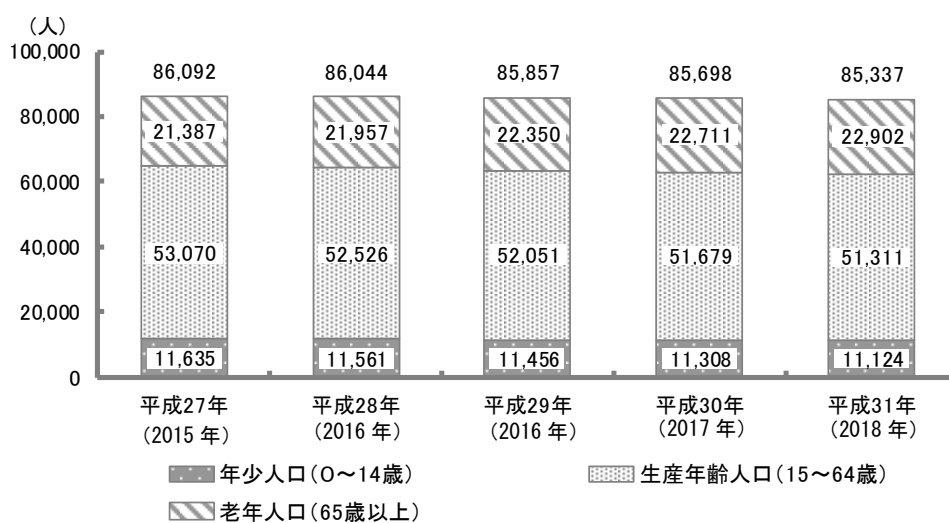
第1節 東大和市の状況

1 人口の状況

(1) 年齢3区分別人口の推移

市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成31（2019）年で85,337人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

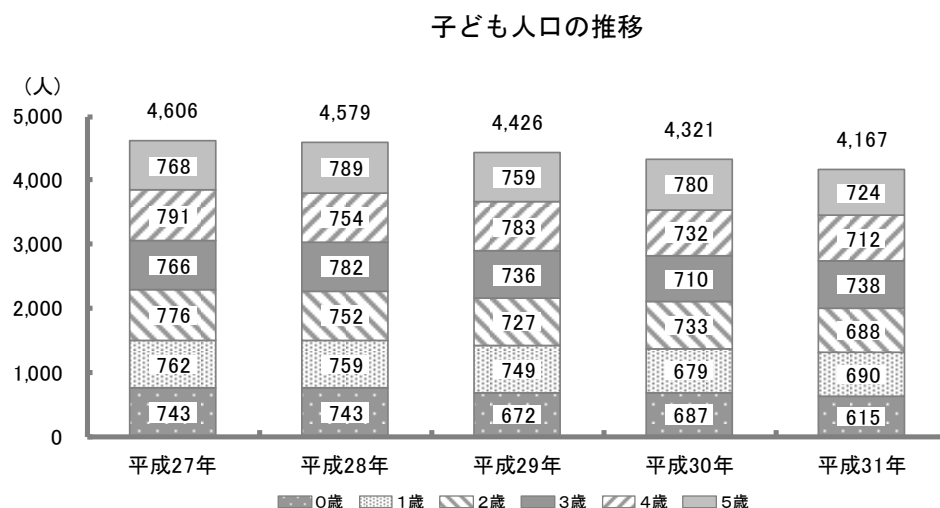
年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

（２）年齢別就学前児童数の推移

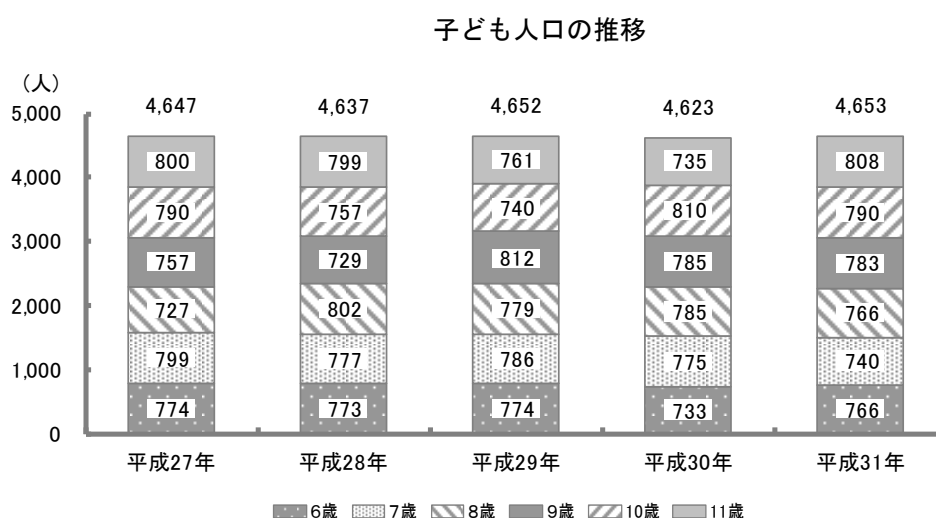
市の０歳から５歳の子ども人口は平成２７（２０１５）年以降減少しており、平成３１（２０１９）年４月現在で４,１６７人となっています。



資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

（３）年齢別就学児童数の推移

市の６歳から１１歳の子ども人口は平成２７（２０１５）年以降ほぼ横ばいで推移しており、平成３１（２０１９）年４月現在で４,６５３人となっています。

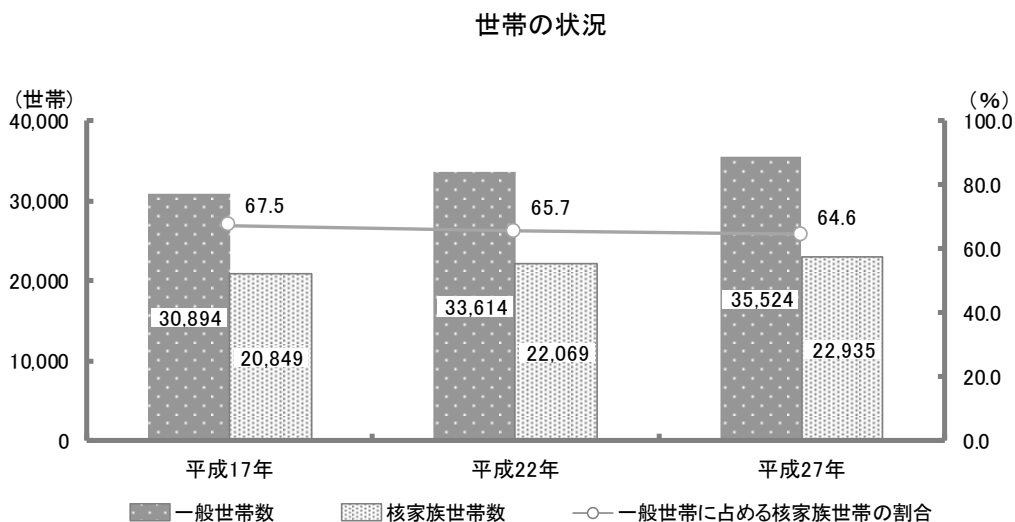


資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

2 世帯の状況

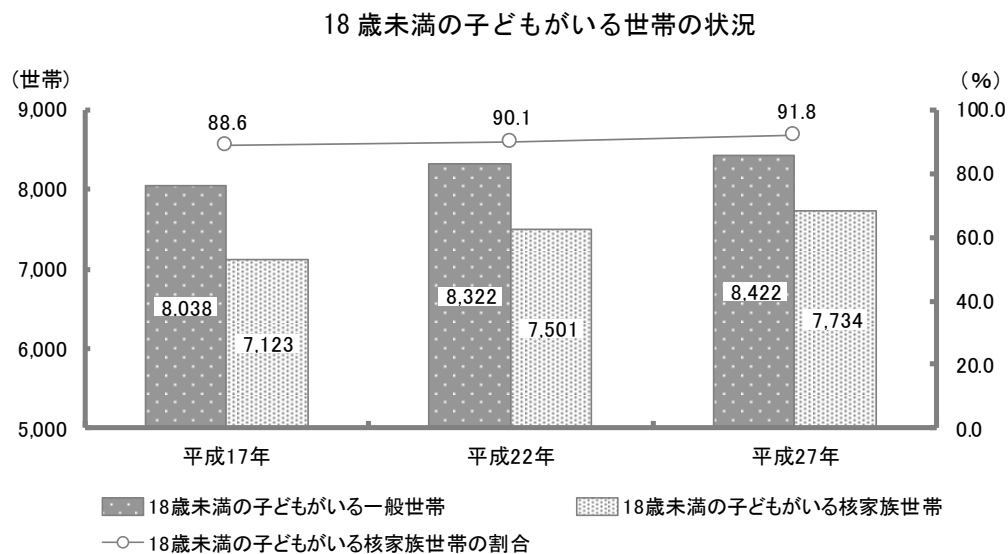
（１）一般世帯・核家族世帯の状況

市の核家族世帯数は年々増加しており、平成27（2015）年で22,935世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は減少傾向となっています。



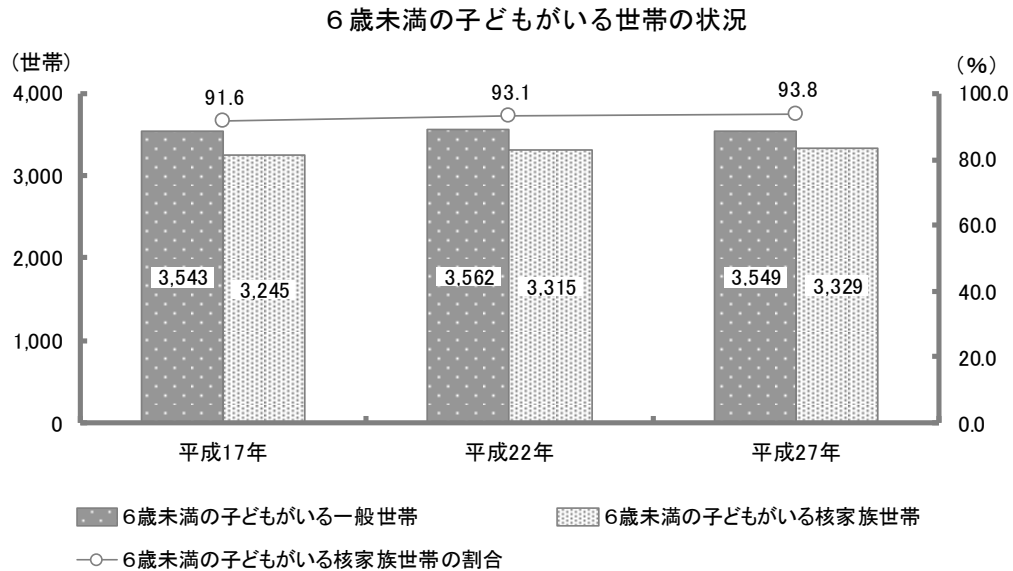
（２）18歳未満の子どもがいる世帯の状況

市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々増加しており、平成27（2015）年で8,422世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は増加傾向となっています。



（３）６歳未満の子どもがいる世帯の状況

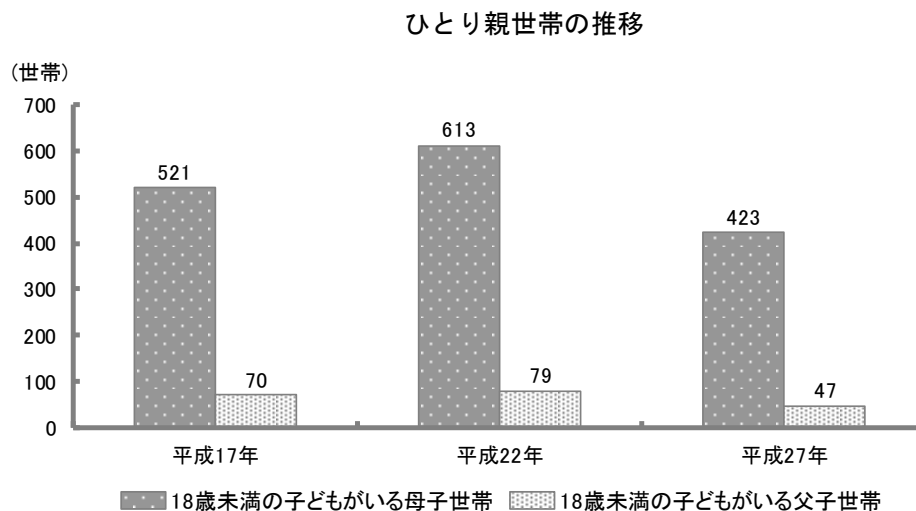
市の６歳未満の子どもがいる一般世帯数はほぼ横ばいで推移しており、平成２７（２０１５）年で３,５４９世帯となっています。また、６歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は増加傾向となっています。



資料：国勢調査

（４）ひとり親世帯の推移

市の１８歳未満の子どもがいる母子世帯は増減を繰り返し、平成２７（２０１５）年で４２３世帯となっています。また、１８歳未満の子どもがいる父子世帯は減少しています。

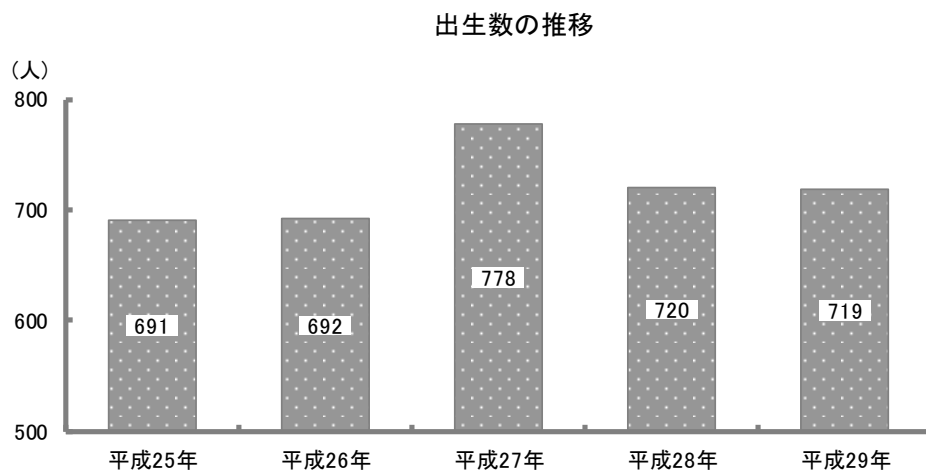


資料：国勢調査

3 出生の状況

（１）出生数の推移

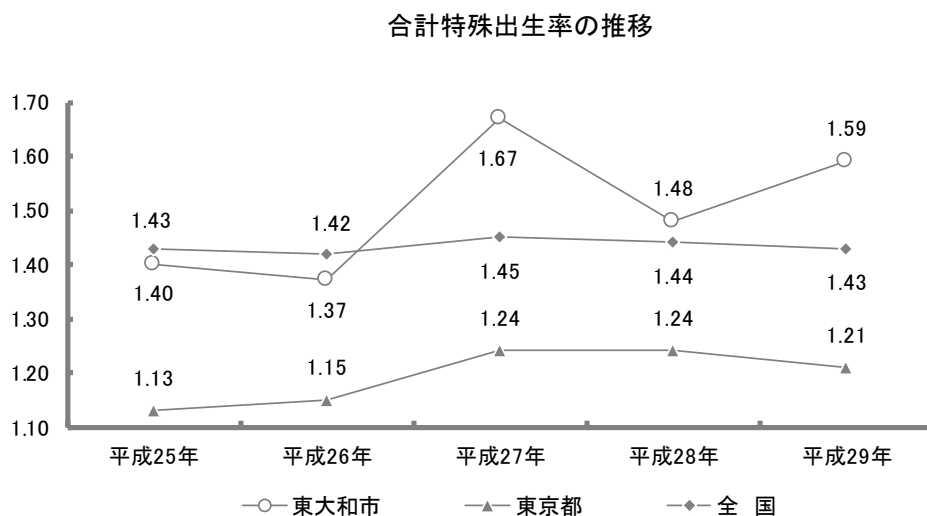
市の出生数は、平成27（2015）年以降減少傾向で平成29（2017）年では719人となっています。



資料：統計東やまと（平成29年版）

（２）合計特殊出生率の推移

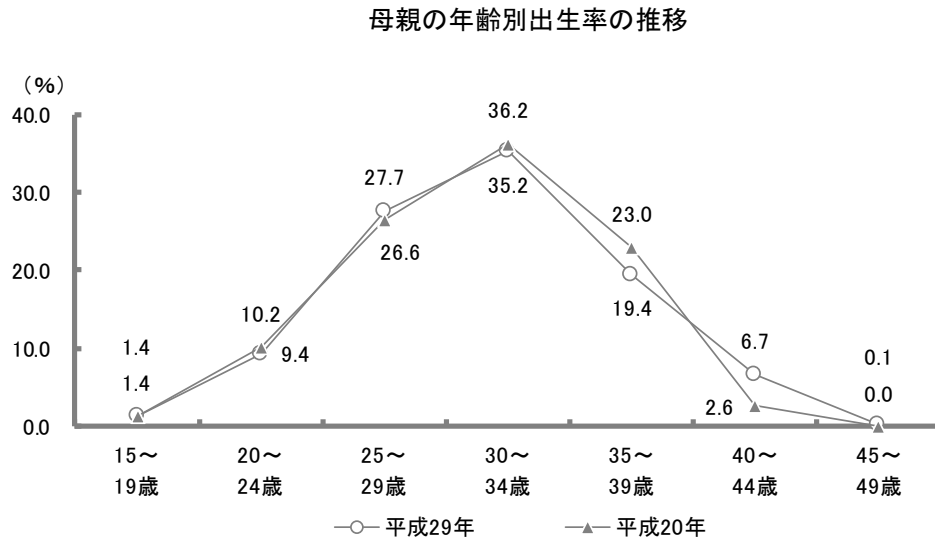
15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子ども数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。市の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、平成29（2017）年で1.59となっています。また、全国・都と比較すると高い値で推移しています。



資料：東京都人口動態統計

（３）母親の年齢（５歳階級）別出生率の推移

市における母の年齢（５歳階級）別出生率の推移をみると、平成２０（２００８）年に比べ平成２９（２０１７）年で、３５～３９歳の割合が減少、４０～４４歳の割合が増加していますが、大きな変化は見られません。

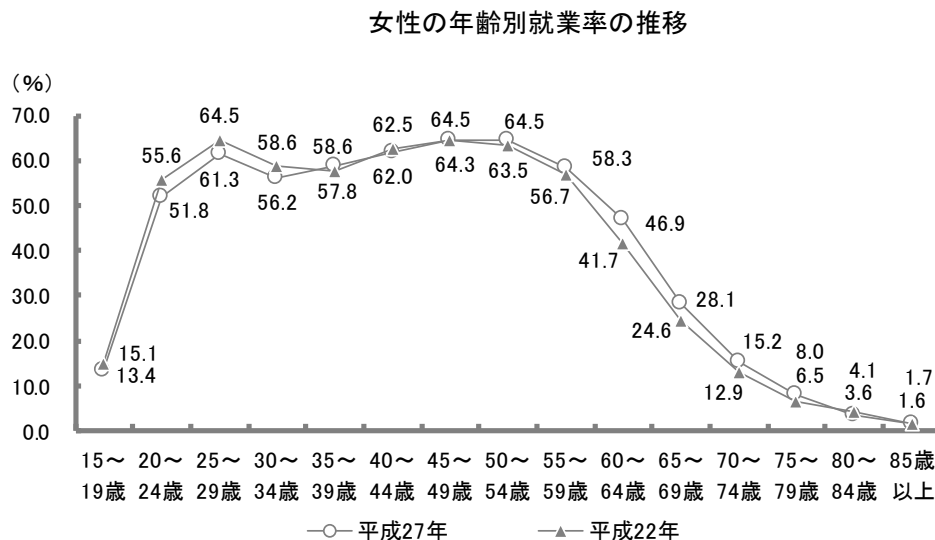


資料：東京都福祉保健局 人口動態統計

4 就業の状況

（１）女性の年齢別就業率の推移

市における女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の就業率は平成22（2010）年に比べ平成27（2015）年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。

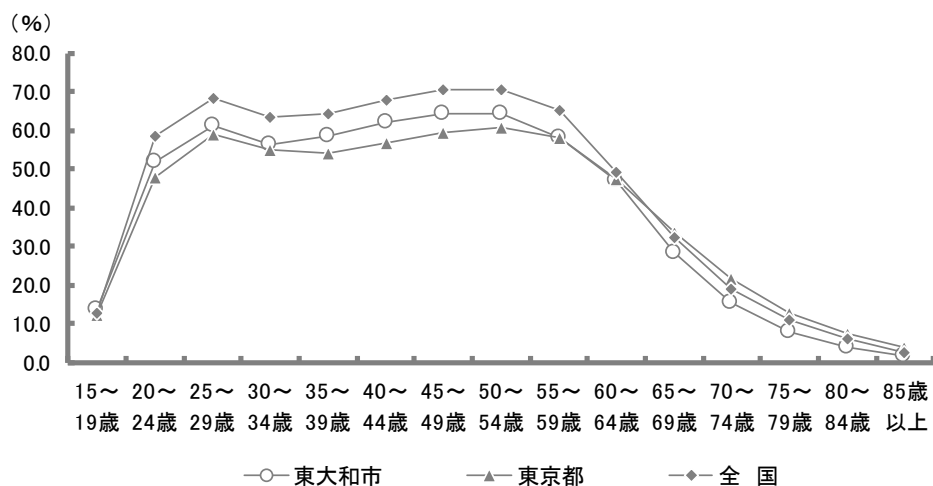


資料：国勢調査

（２）女性の年齢別就業率（国・都比較）

市における平成27（2015）年の女性の年齢別就業率を全国、都と比較すると、各年代で全国より低いものの、東京都よりは高くなっています。特に、60歳代からは全国、都よりも低くなっています。

女性の年齢別就業率（国・都比較）

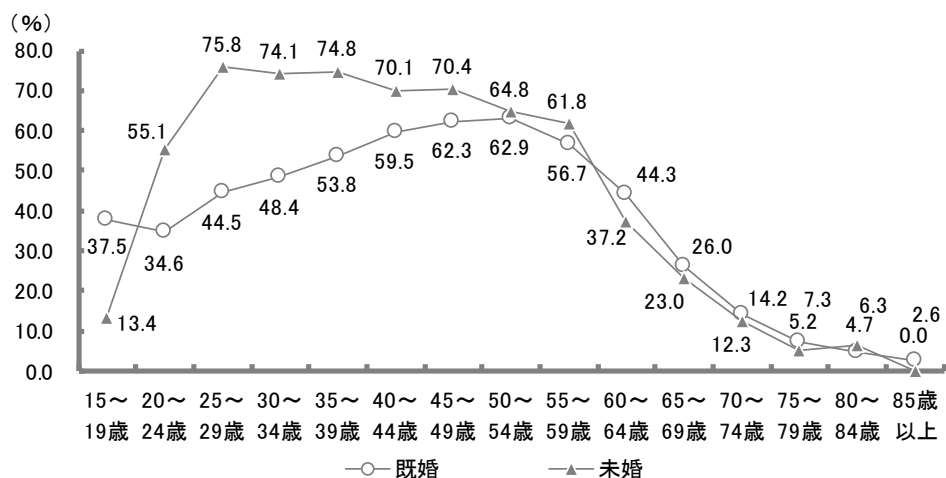


資料：国勢調査（平成27年）

（３）女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

市における平成27（2015）年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に、20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

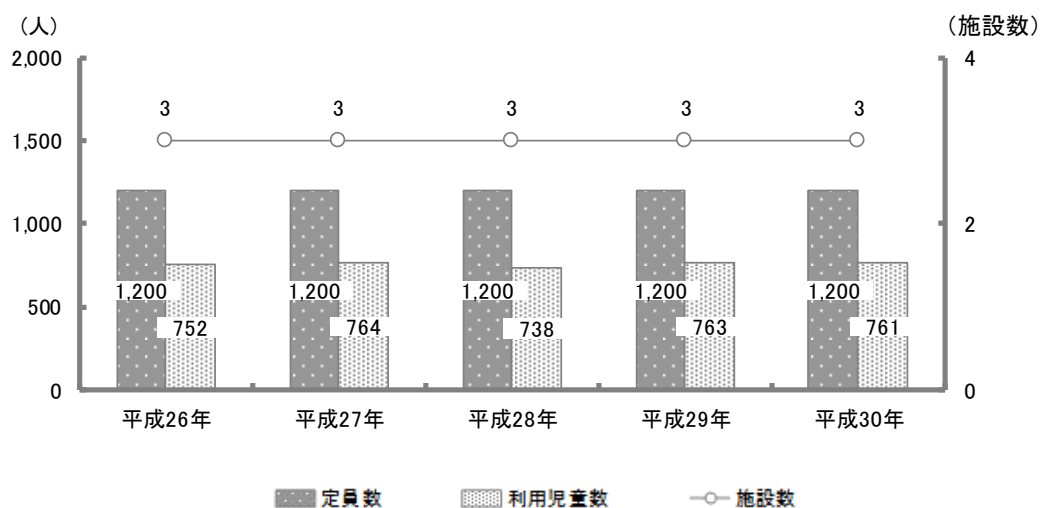


資料：国勢調査（平成27年）

5 教育・保育サービス等の状況

(1) 幼稚園の状況

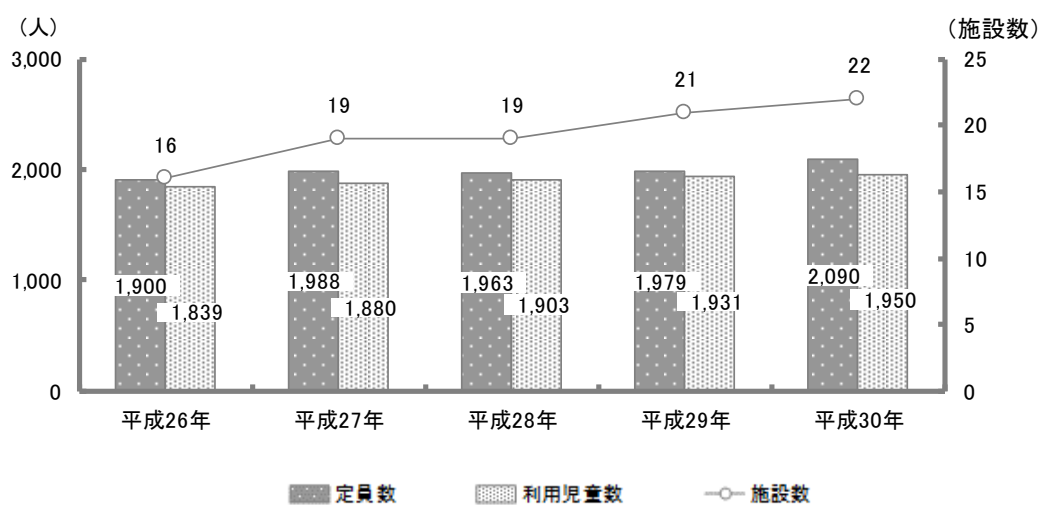
市内の幼稚園の状況をみると、定員数・利用児童数・施設数とも横ばいで推移しています。



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(2) 保育園の状況

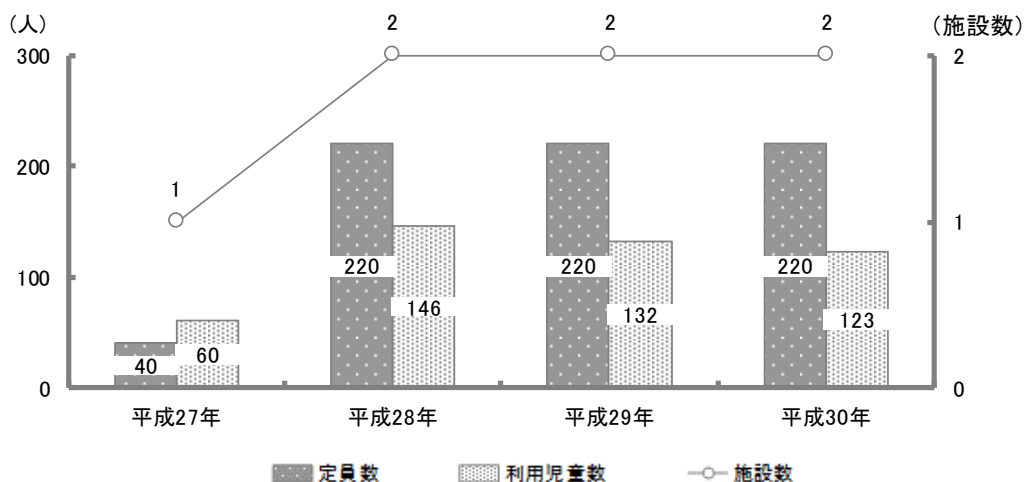
市内の保育園の状況をみると、定員数・利用児童数・施設数ともに増加しています。



資料：保育課（各年4月1日現在）

（3）認定こども園の状況

市内の認定こども園の状況をみると、定員数・利用児童数・施設数ともに平成28（2016）年に大きく増加しています。利用児童数は、減少しています。

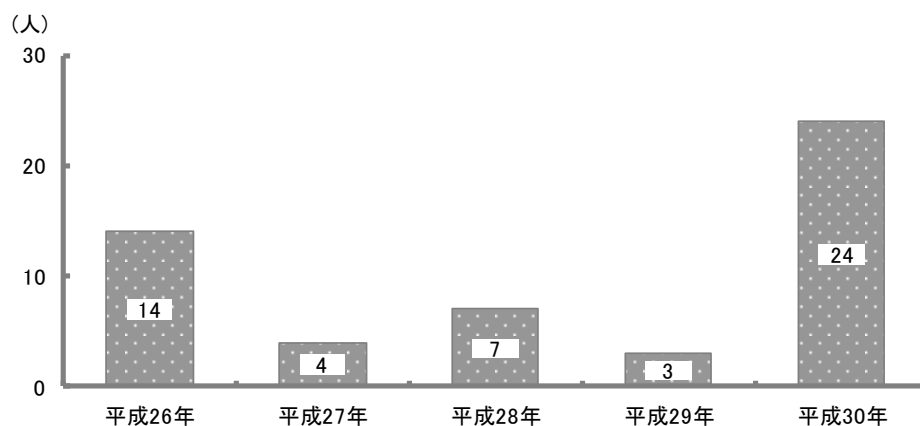


資料：保育課（各年4月1日現在）

（4）保育施設待機児童数の推移

市の待機児童数の推移をみると、平成30（2019）年に大きく増加し、24人となっています。

待機児童数の推移



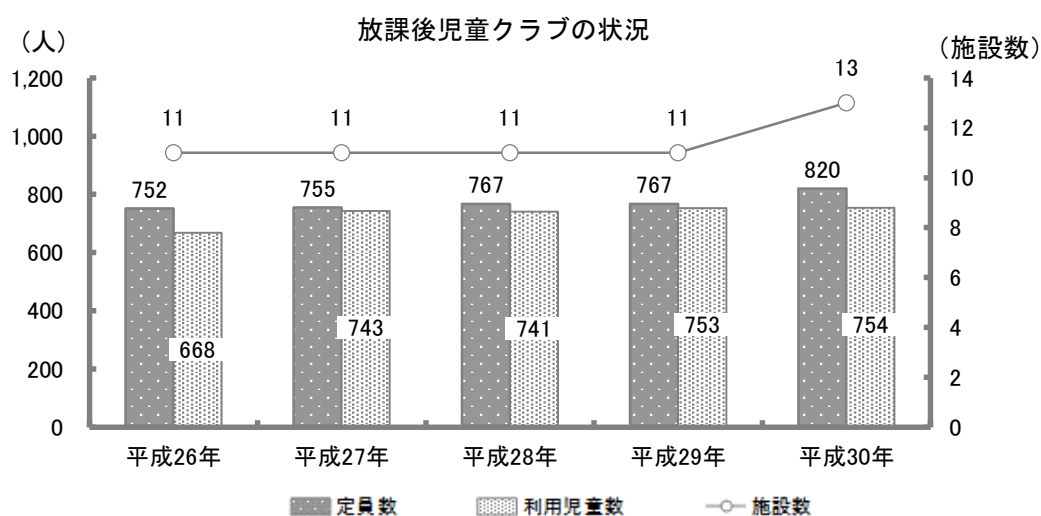
資料：保育課（各年4月1日現在）

6 放課後児童健全育成事業（学童保育所）の状況

放課後児童クラブの状況

市内の学童保育所（民設民営学童保育所を含む）における利用児童数については、増減を繰り返しながら推移しており、平成30（2018）年度は754人となっています。

定員数及び施設数については増加で推移しており、平成30（2018）年度の定員数は820人、施設数は13施設となっています

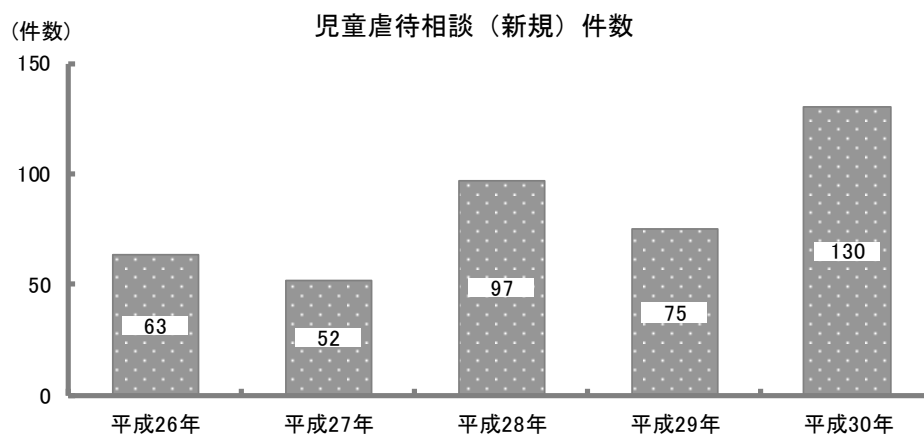


資料：青少年課（各年4月1日現在）

7 その他の状況

（1）児童虐待相談（新規）件数の推移

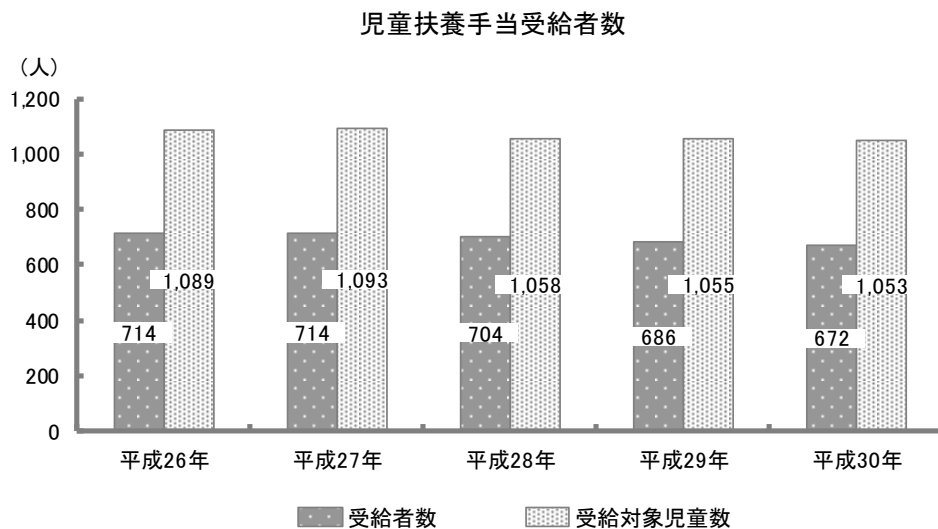
市への児童虐待相談件数は、増減を繰り返しながら推移しており、平成30（2018）年で130件と過去5年間で約2倍となっています。



資料：子育て支援課（各年3月31日現在）

（２）児童扶養手当受給者数の推移

市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は、ともに減少傾向となっており、平成30（2018）年で受給者数が672人、受給対象児童数が1,053人となっています。

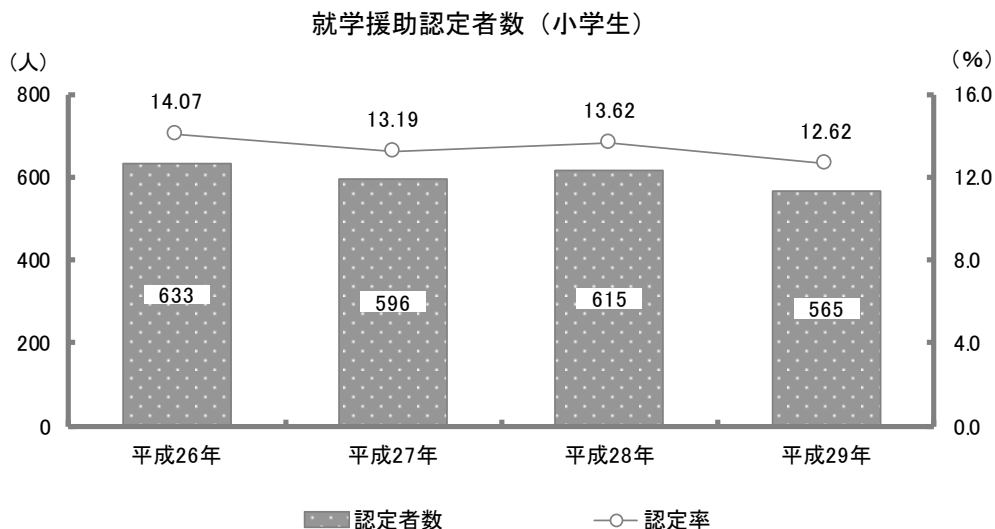


※受給世帯数及び受給対象児童数は
1年間の月末時点の平均値で計上

資料：子育て支援課

（３）就学援助認定者数（小学生）の推移

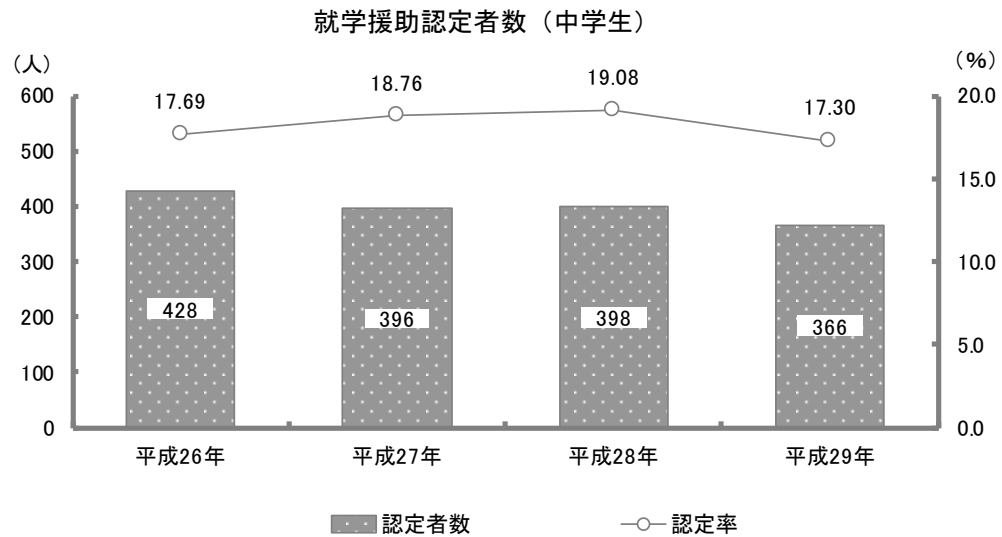
市の小学生における就学援助認定者数・認定率は、増減を繰り返しながら推移しており、平成29（2017）年で認定者数が565人、認定率が12.62%となっています。



資料：行政報告書

（４）就学援助認定者数（中学生）の推移

市の中学生における就学援助認定者数・認定率は、平成２９（２０１７）年に大きく減少しており、認定者数が３６６人、認定率が１７.３０％となっています。



資料：行政報告書

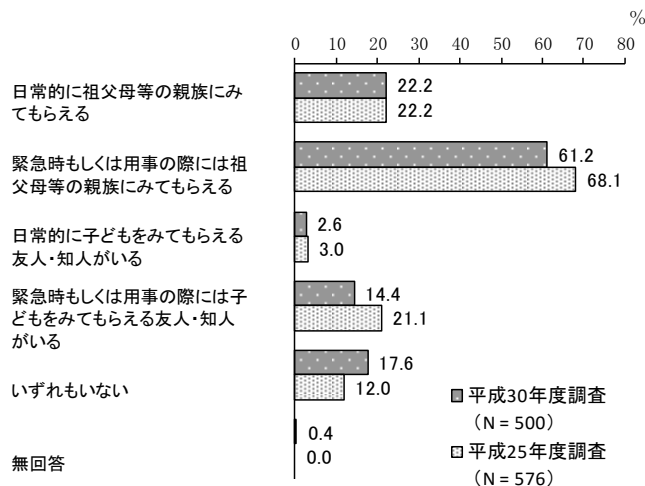
第2節 子ども・子育て支援ニーズ調査結果からみえる現状

1 子どもと家族の状況について（未就学児）

（1）日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

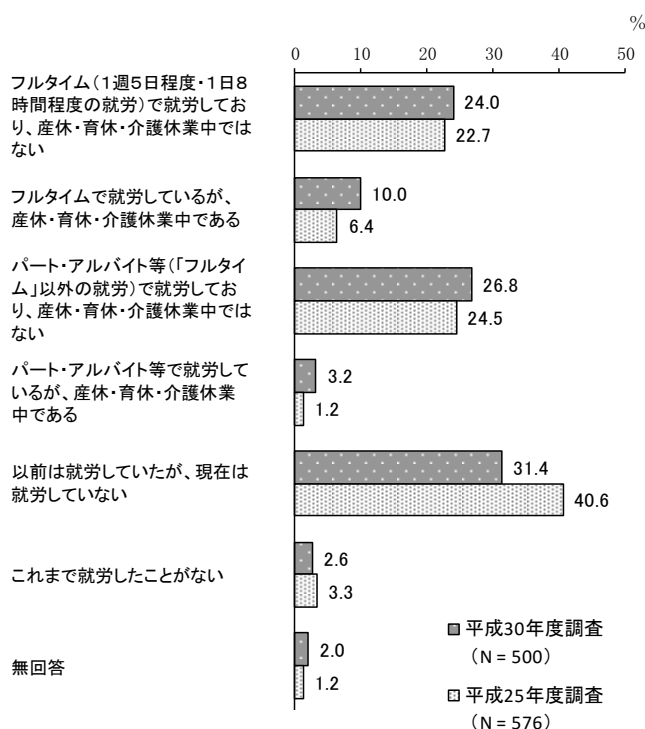
○「緊急時もしくは用事の際には
祖父母等の親族にみてもらえる」
の割合が61.2%と最も高く、次
いで「日常的に祖父母等の親族に
みてもらえる」の割合が22.2%、
「いずれもない」の割合が
17.6%となっています。

○平成25（2013）年度調査
と比較すると、「いずれもない」
の割合が増加しています。一方、
「緊急時もしくは用事の際には
祖父母等の親族にみてもらえる」
「緊急時もしくは用事の際には
子どもをみてもらえる友人・知
人がいる」の割合が減少してい
ます。



（2）母親の就労状況

○「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が31.4%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が26.8%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が24.0%となっています。



○ 平成25(2013)年度調査と比較すると、「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」、「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。

(3) 母親の就労意向(就労者の就労意向)

○ 「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望」の割合が52.0%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が32.0%、「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が10.7%となっています。

回答者数 = 150

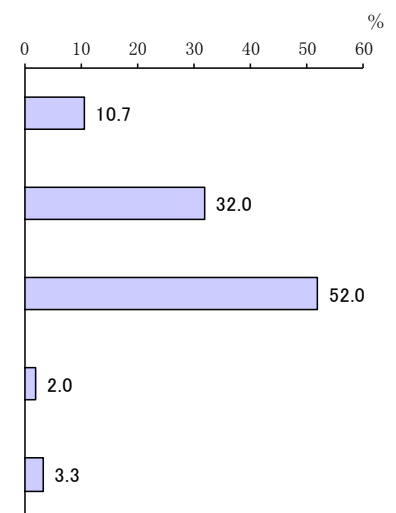
フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある

フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない

パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望

パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい

無回答



(4) 母親の就労意向(未就労者の就労意向)

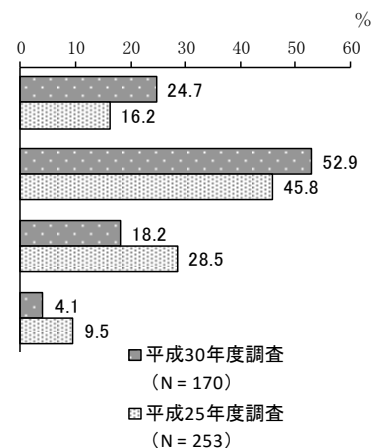
○ 「1年より先、一番下の子どもが()歳になったころに就労したい」の割合が52.9%と最も高く、次いで「就労の予定はない」の割合が24.7%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が18.2%となっています。

就労の予定はない

1年より先、一番下の子どもが()歳になったころに就労したい

すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい

無回答



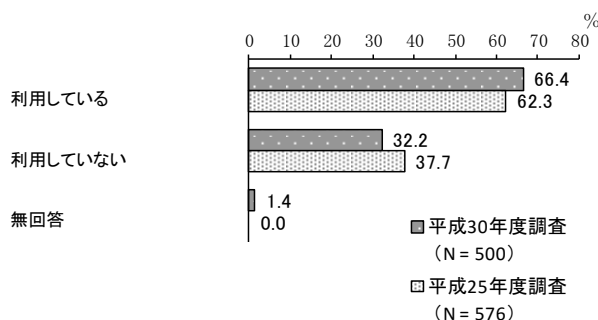
- 平成25（2013）年度調査と比較すると、「就労の予定はない」「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったころに就労したい」の割合が増加しています。一方、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が減少しています。

Ⅱ 2 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について（未就学児）

（1）平日の定期的な教育・保事業の利用の有無

- 「利用している」の割合が66.4%、「利用していない」の割合が32.2%となっています。

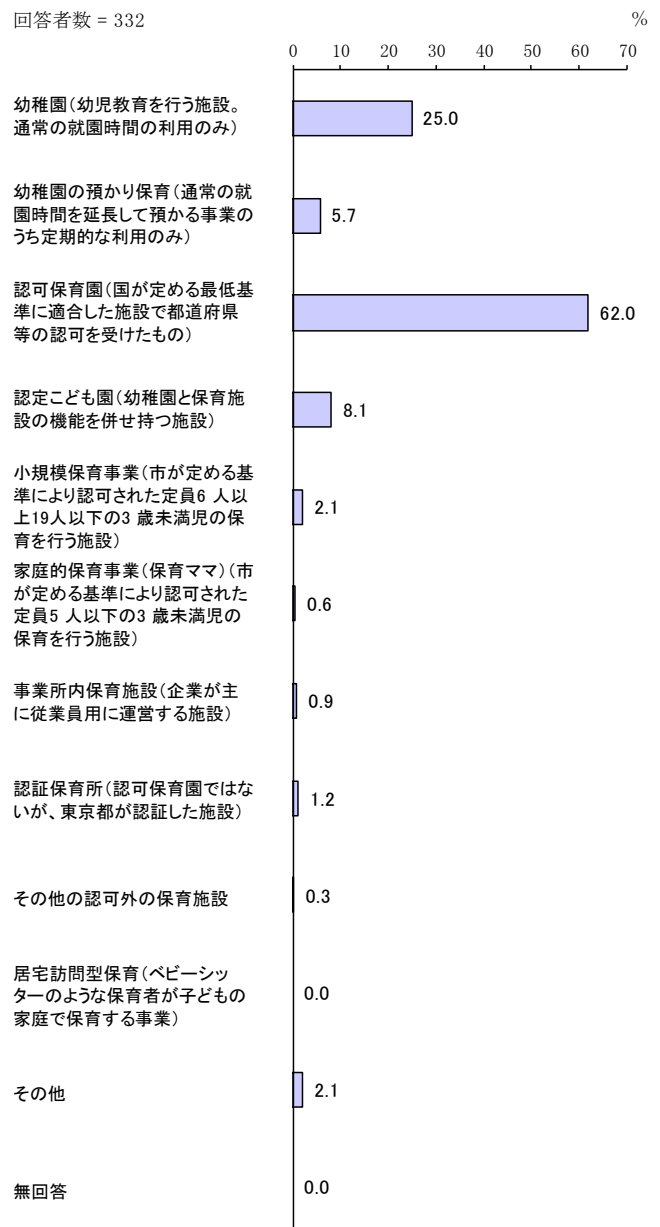
- 平成25（2013）年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。



(2) 平日の定期的にご利用している教育・保育事業

- 「認可保育園(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの)」の割合が 62.0%と最も高く、次いで「幼稚園(幼児教育を行う施設。通常の就園時間の利用のみ)」の割合が 25.0%となっています。

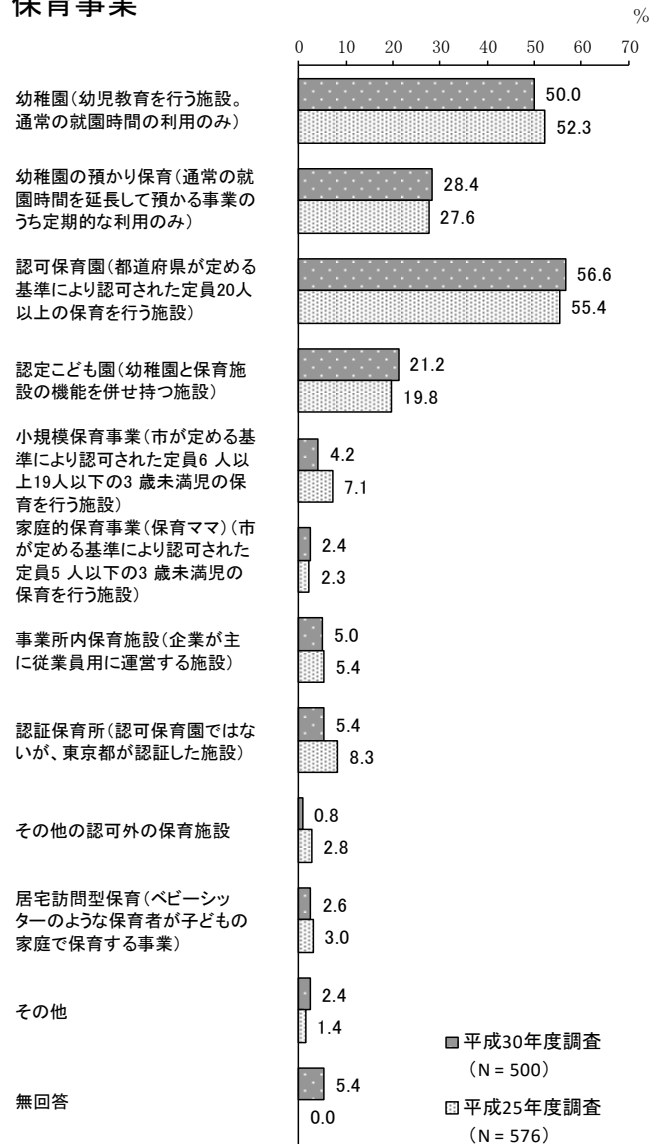
回答者数 = 332



（３）平日、定期的に利用したい教育・保育事業

○ 「認可保育園（都道府県が定める基準により認可された定員20人以上の保育を行う施設）」の割合が56.6%と最も高く、次いで「幼稚園（幼児教育を行う施設。通常の就園時間の利用のみ）」の割合が50.0%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」の割合が28.4%となっています。

○ 平成25（2013）年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



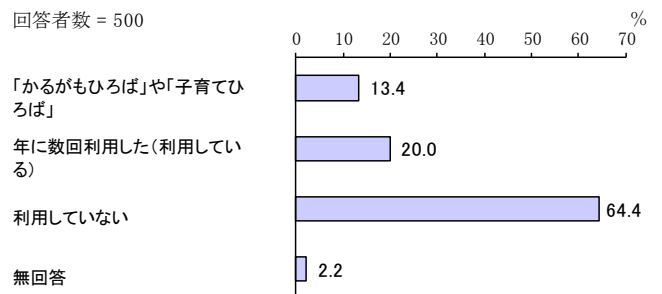
第2章

子ども・子育てを取り巻く現状

3 地域の子育て支援拠点事業の利用状況について（未就学児）

（１）地域子育て支援拠点事業の利用状況

○ 「利用していない」の割合が64.4%と最も高く、次いで「年に数回利用した（利用している）」の割合が20.0%、「「かるがもひろば」や「子育てひろば」の割合が13.4%となっています。

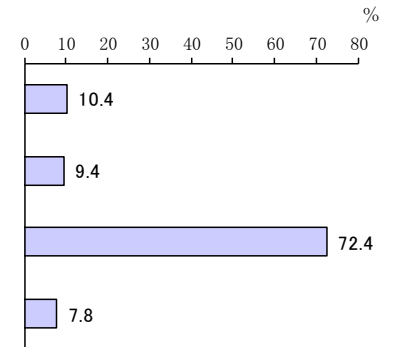


（２）地域子育て支援拠点事業の利用希望

- 「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が72.4%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が10.4%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が9.4%となっています。

回答者数 = 500

利用していないが、今後利用したい
すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい
新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない
無回答



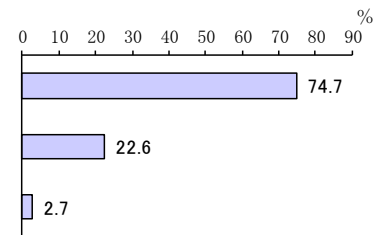
4 病気等の際の対応について（未就学児）

（１）子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

- 「あった」の割合が74.7%、「なかった」の割合が22.6%となっています。

回答者数 = 332

あった
なかった
無回答



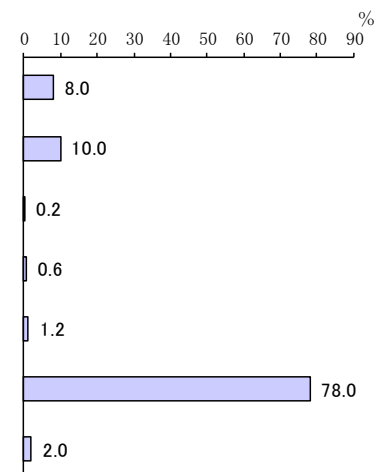
5 一時預かり等の利用状況について（未就学児）

（１）不定期の教育・保育の利用状況

- 「利用していない」の割合が78.0%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」の割合が10.0%、「一時預かり」の割合が8.0%となっています。

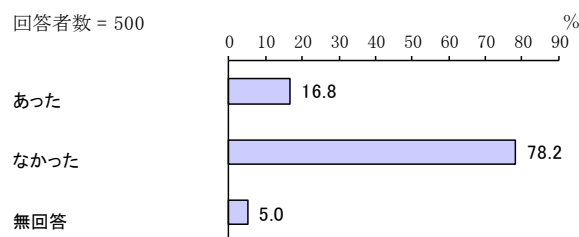
回答者数 = 500

一時預かり
幼稚園の預かり保育
さわやかサービス
ベビーシッター
その他
利用していない
無回答



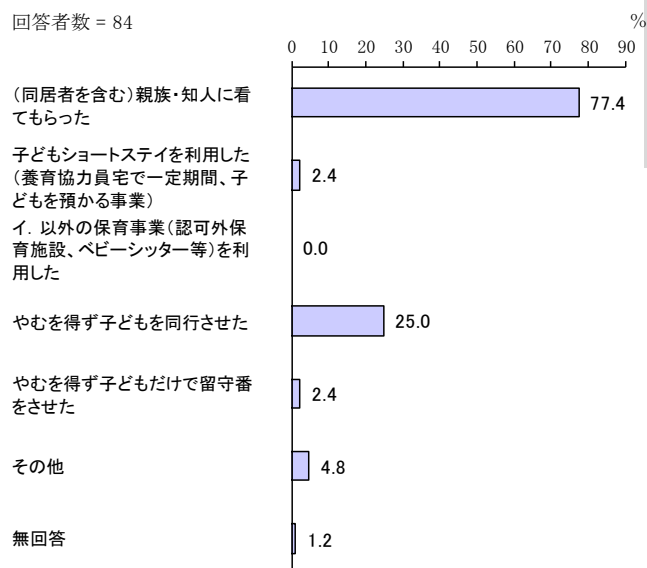
（２）宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

- 「あった」の割合が 16.8%、
「なかった」の割合が 78.2%と
なっています。



（３）１年間の対処法

- 「（同居者を含む）親族・知人に看てもらった」の割合が 77.4%と最も高く、次いで「やむを得ず子どもを同行させた」の割合が 25.0%、「子どもショートステイを利用した（養育協力員宅で一定期間、子どもを預かる事業）」の割合が 2.4%、「イ. 以外の保育事業（認可外保育施設、ベビーシッター等）を利用した」の割合が 0.0%、「やむを得ず子どもだけで留守番をさせた」の割合が 2.4%、「その他」の割合が 4.8%、「無回答」の割合が 1.2%となっています。

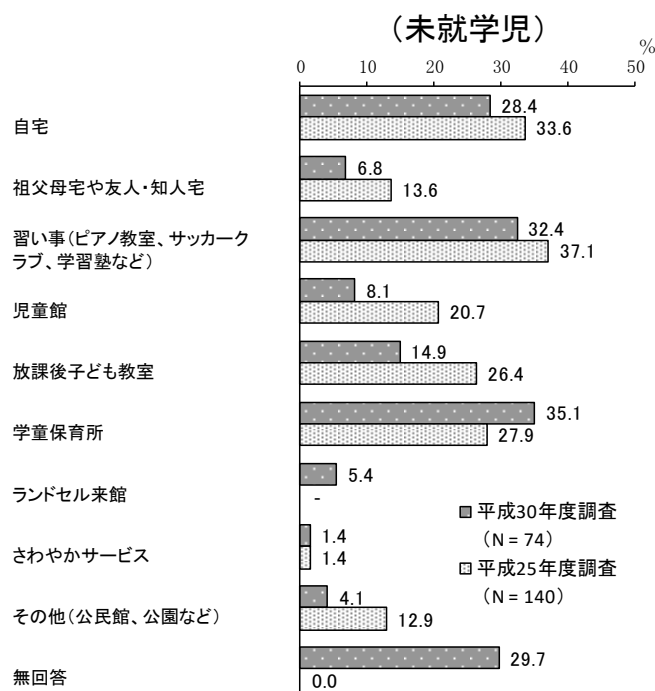


6 小学校就学後の過ごし方について

(1) 【就学前】児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

- 「学童保育所」の割合が35.1%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が32.4%、「自宅」の割合が28.4%となっています。

- 平成25（2013）年度調査と比較すると、「学童保育所」の割合が増加しています。一方、「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」「児童館」「放課後子ども教室」「その他（公民館、公園など）」の割合が減少しています。

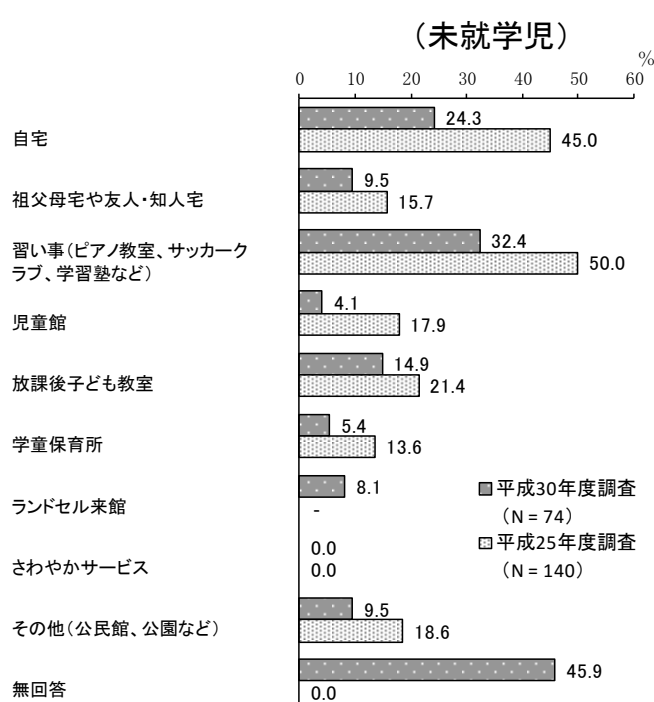


※「ランドセル来館」は平成30（2018）年度から新たに追加した。

(2) 【就学前】児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

- 「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が32.4%と最も高く、次いで「自宅」の割合が24.3%、「放課後子ども教室」の割合が14.9%となっています。

- 平成25（2013）年度調査と比較すると、「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「児童館」「放課後子ども教室」「学童保育所」「その他（公民館、公園など）」の割合が減少しています。

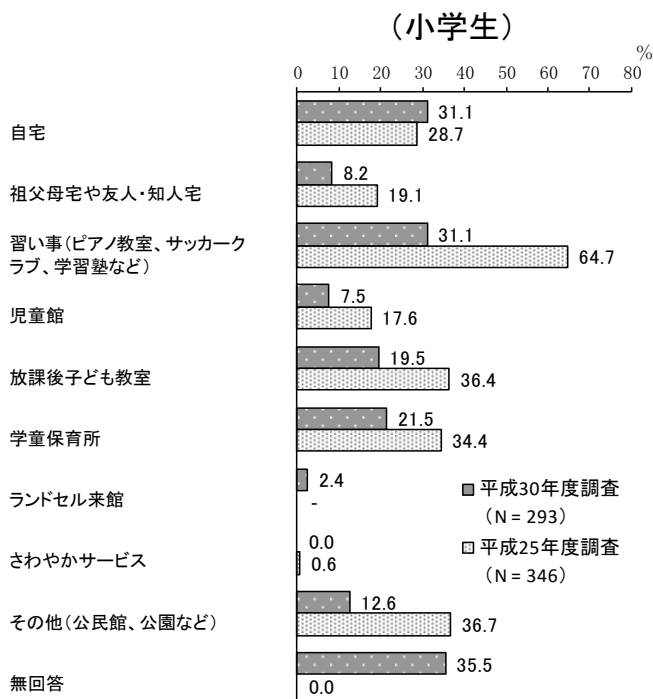


※「ランドセル来館」は平成30（2018）年度調査から新たに追加した。

（3）【就学】児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

- 「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカー klub、学習塾など）」の割合が31.1%と最も高く、次いで「学童保育所」の割合が21.5%となっています。

- 平成25（2013）年度調査と比較すると、「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事（ピアノ教室、サッカー klub、学習塾など）」「児童館」「放課後子ども教室」「学童保育所」「その他（公民館、公園など）」の割合が減少しています。

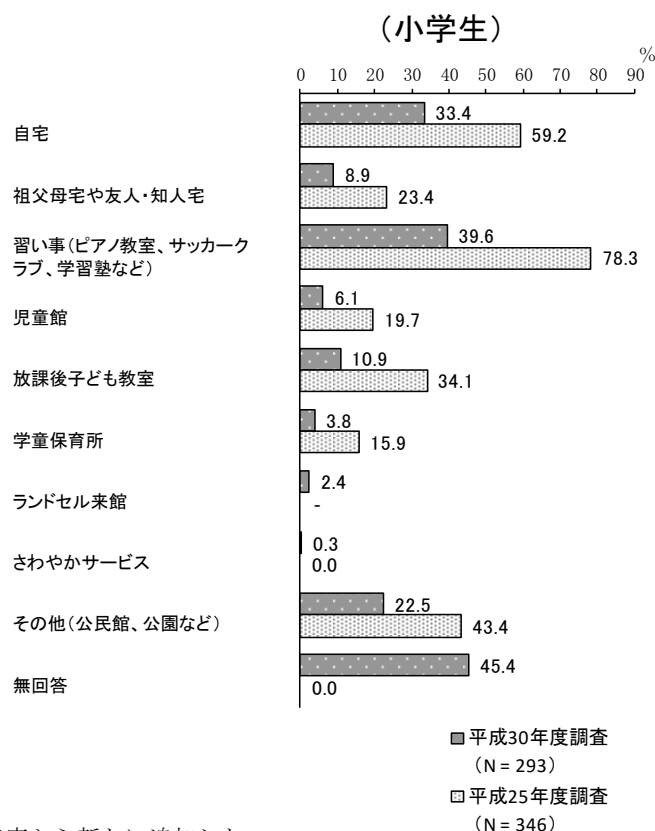


※「ランドセル来館」は平成30（2018）年度から新たに追加した。

（4）【就学】児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

- 「習い事（ピアノ教室、サッカー klub、学習塾など）」の割合が39.6%と最も高く、次いで「自宅」の割合が33.4%、「その他（公民館、公園など）」の割合が22.5%となっています。

- 平成25（2013）年度調査と比較すると、「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事（ピアノ教室、サッカー klub、学習塾など）」「児童館」「放課後子ども教室」「学童保育所」「ランドセル来館」「さわやかサービス」「その他（公民館、公園など）」の割合が減少しています。

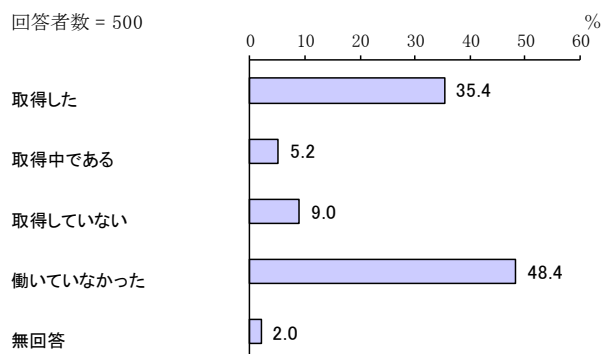


※「ランドセル来館」は平成30（2018）年度から新たに追加した。

7 育児休業制度の利用状況について（未就学児）

（1）母親の育児休業の取得状況

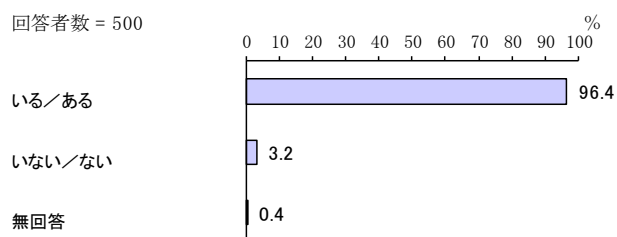
- 「働いていなかった」の割合が48.4%と最も高く、次いで「取得した」の割合が35.4%、「取得中である」の割合が5.2%、「取得していない」の割合が9.0%となっています。



8 相談の状況について（未就学児）

（1）就学前児童保護者の気軽に相談できる人の有無

- 「いる／ある」の割合が96.4%、「いない／ない」の割合が3.2%となっています。

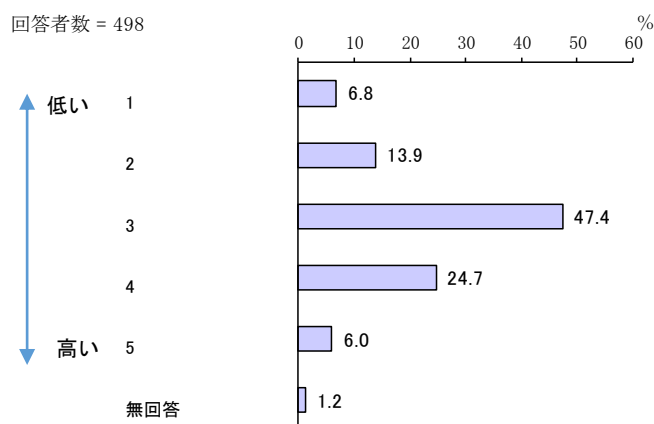


9 子育て全般について

（1）就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

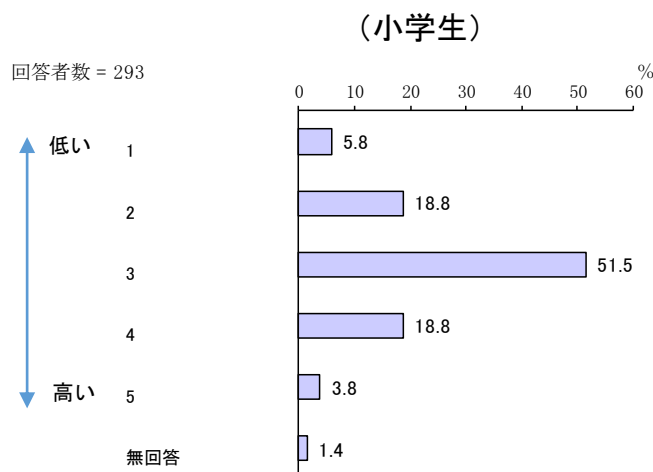
（未就学児）

- 「3」の割合が47.4%と最も高く、次いで「4」の割合が24.7%、「2」の割合が13.9%となっています。



（２）就学児童の保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

- 「３」の割合が51.5%と最も高く、次いで「２」、「４」の割合が18.8%となっています。



10 中学生・高校生について

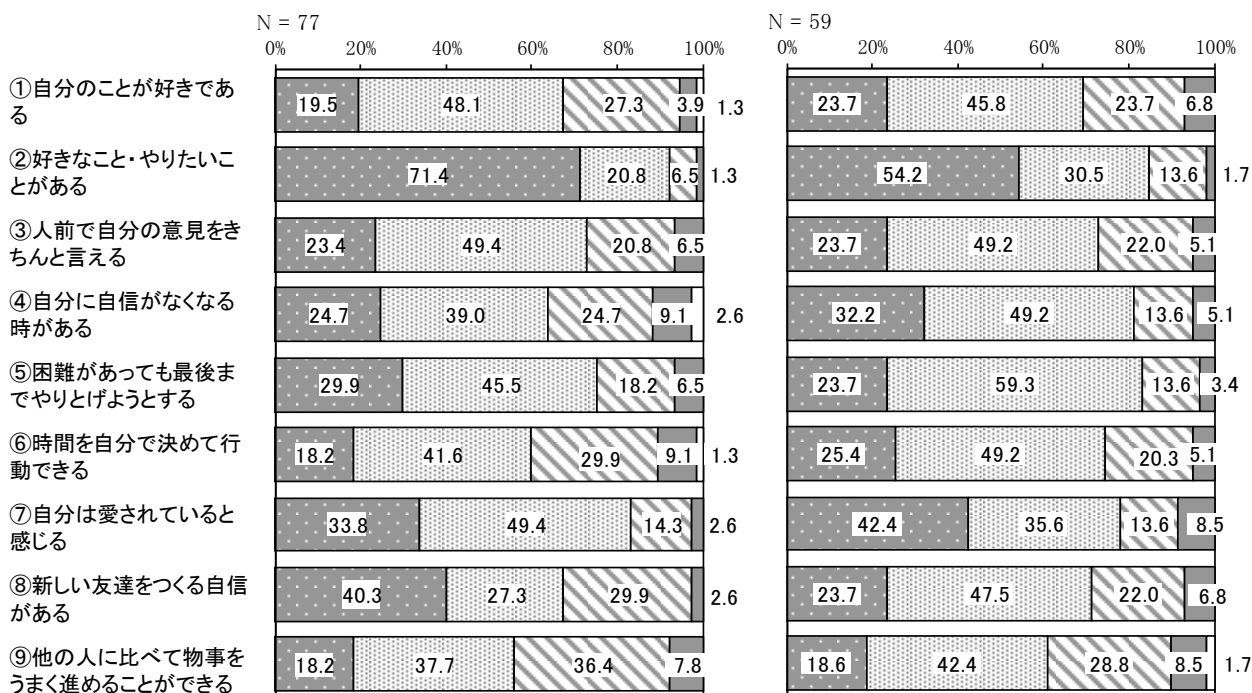
（１）自己肯定感

- 中学生、高校生ともに、「②好きなこと・やりたいことがある」では、「とてもあてはまる」の割合が高くなっています。「①自分のことが好きである」では「あまりあてはまらない」と「まったくあてはまらない」を合わせたあてはまらない割合が約3割となっており、自己肯定感が低い人もいます。

【中学生】

【高校生】

■ とてもあてはまる ■ だいたいあてはまる ■ あまりあてはまらない ■ まったくあてはまらない □ 無回答



11 学校や友人について

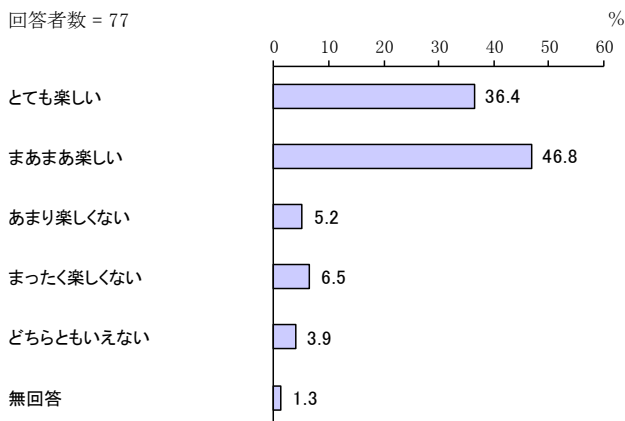
(1) 学校は楽しいか

○ 中学生では、「まあまあ楽しい」の割合が46.8%と最も高く、次いで「とても楽しい」の割合が36.4%、「まったく楽しくない」の割合が6.5%となっています。

○ 高校生では、「まあまあ楽しい」の割合が42.4%と最も高く、次いで「とても楽しい」の割合が37.3%、「あまり楽しくない」の割合が11.9%となっています。

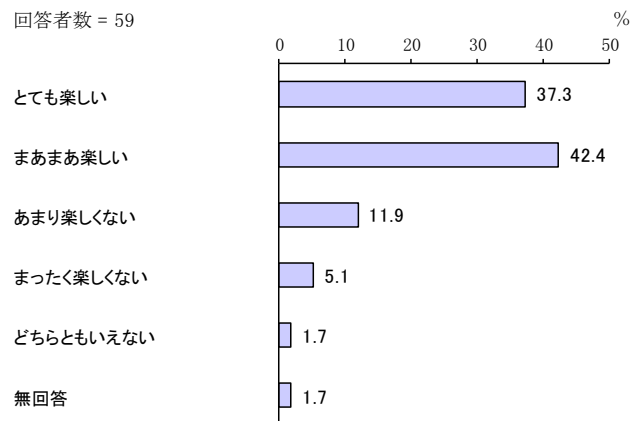
【中学生】

回答者数 = 77



【高校生】

回答者数 = 59



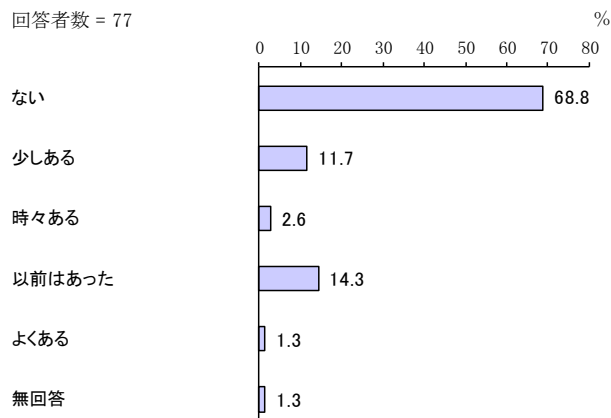
(2) いじめや無視された経験

○ 中学生では、「ない」の割合が68.8%と最も高く、次いで「以前はあった」の割合が14.3%、「少しある」の割合が11.7%となっています。

○ 高校生では、「ない」の割合が78.0%と最も高く、次いで「少しある」の割合が13.6%、「以前はあった」の割合が6.8%となっています。

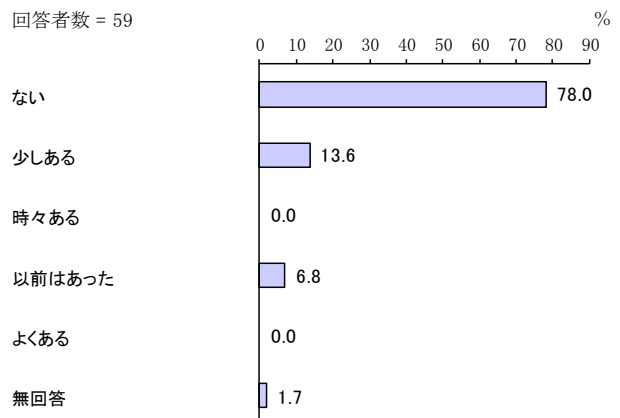
【中学生】

回答者数 = 77



【高校生】

回答者数 = 59



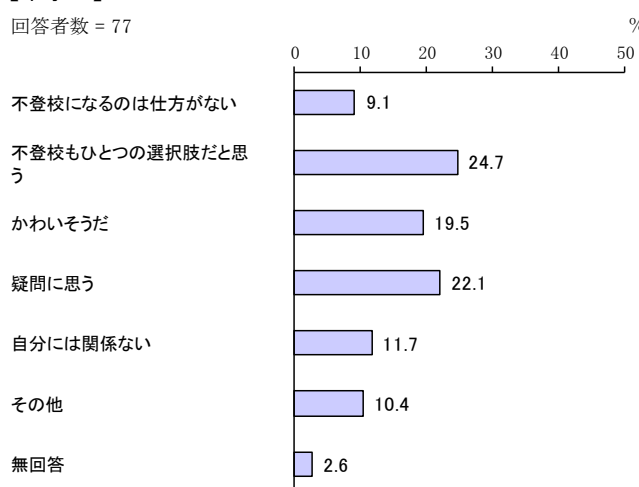
（3）不登校について感じる事

○ 中学生では、「不登校もひとつの選択肢だと思う」の割合が 24.7%と最も高く、次いで「疑問に思う」の割合が 22.1%、「かわいそうだ」の割合が 19.5%となっています。

○ 高校生では、「不登校もひとつの選択肢だと思う」の割合が 50.8%と最も高く、次いで「自分には関係ない」の割合が 20.3%、「不登校になるのは仕方がない」、「かわいそうだ」の割合が 6.8%となっています。

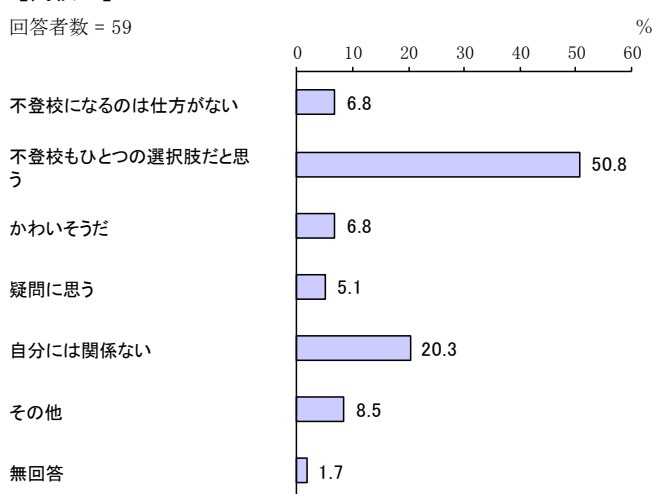
【中学生】

回答者数 = 77



【高校生】

回答者数 = 59



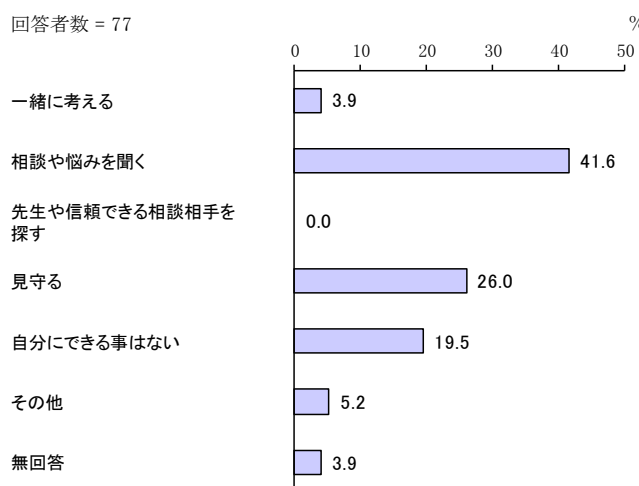
（4）不登校についてできる事

○ 中学生では、「相談や悩みを聞く」の割合が 41.6%と最も高く、次いで「見守る」の割合が 26.0%、「自分にできる事はない」の割合が 19.5%となっています。

○ 高校生では、「自分にできる事はない」の割合が 28.8%と最も高く、次いで「相談や悩みを聞く」の割合が 27.1%、「見守る」の割合が 25.4%となっています。

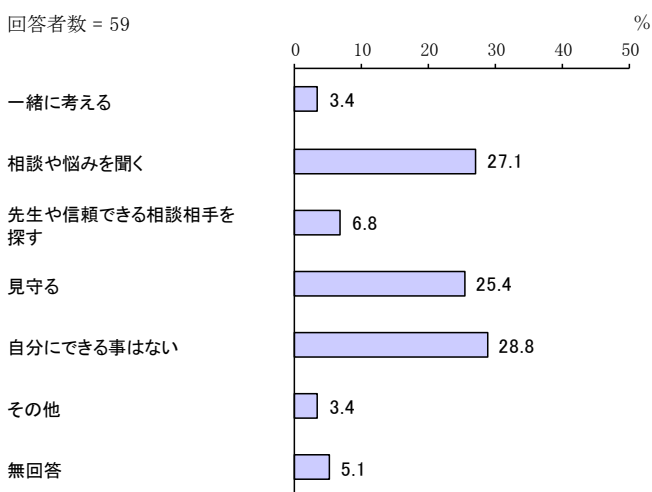
【中学生】

回答者数 = 77



【高校生】

回答者数 = 59



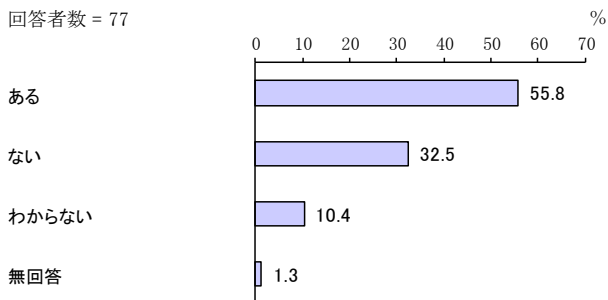
(5) 悩みごとの有無

○ 中学生では、「ある」の割合が 55.8%と最も高く、次いで「ない」の割合が 32.5%、「わからない」の割合が 10.4%となっています。

○ 高校生では、「ある」の割合が 66.1%と最も高く、次いで「ない」の割合が 22.0%、「わからない」の割合が 10.2%となっています。

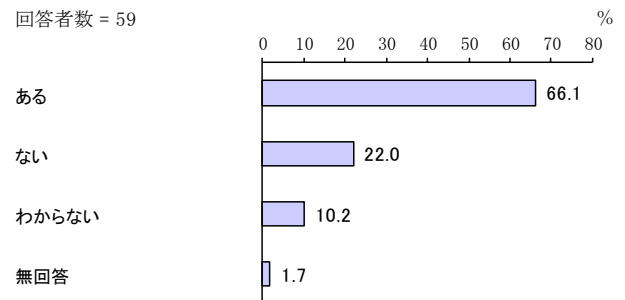
【中学生】

回答者数 = 77



【高校生】

回答者数 = 59



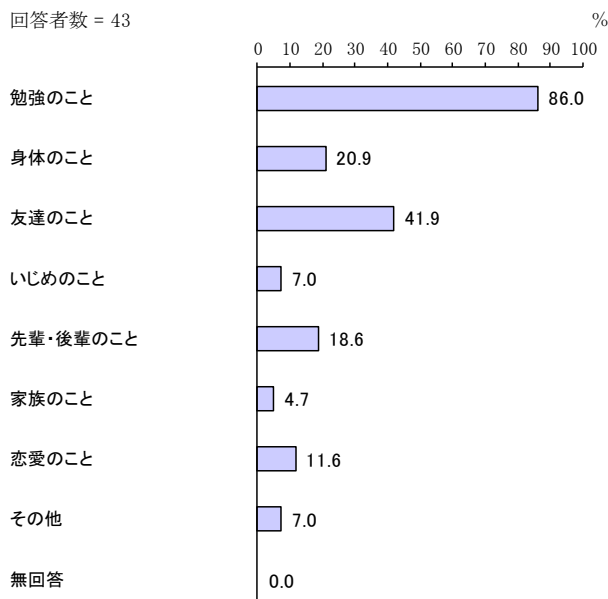
(6) 悩みごとの内容

○ 中学生では、「勉強のこと」の割合が 86.0%と最も高く、次いで「友達のこと」の割合が 41.9%、「身体のこと」の割合が 20.9%となっています。

○ 高校生では、「勉強のこと」の割合が 76.9%と最も高く、次いで「友達のこと」の割合が 15.4%、「身体のこと」の割合が 12.8%となっています。

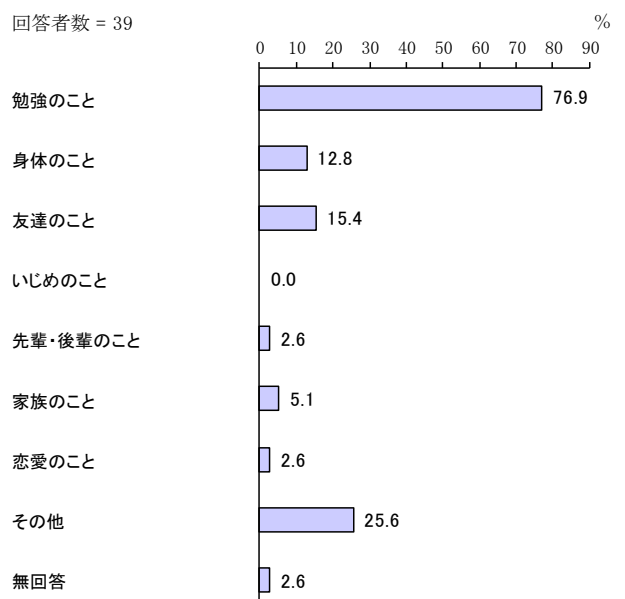
【中学生】

回答者数 = 43



【高校生】

回答者数 = 39



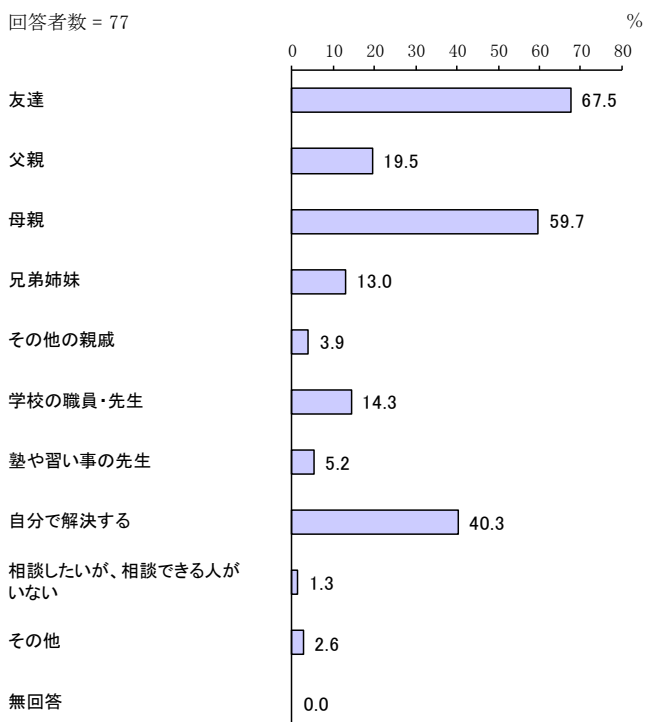
（7）相談相手

○ 中学生では、「友達」の割合が 67.5%と最も高く、次いで「母親」の割合が 59.7%、「自分で解決する」の割合が 40.3%となっています。

○ 高校生では、「友達」の割合が 71.2%と最も高く、次いで「母親」の割合が 55.9%、「自分で解決する」の割合が 30.5%となっています。

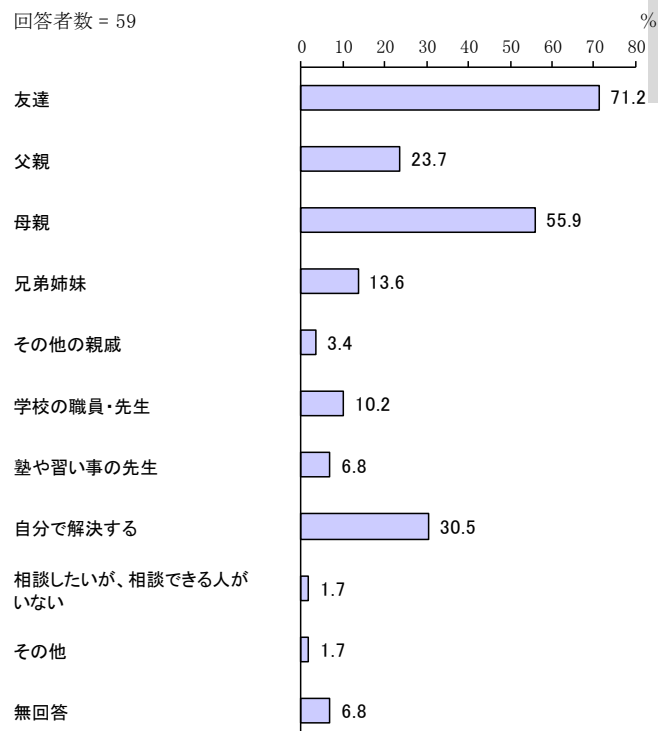
【中学生】

回答者数 = 77



【高校生】

回答者数 = 59



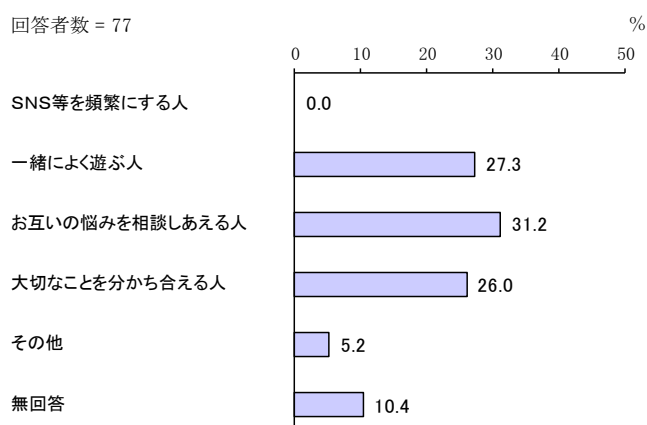
(8) 大切だと思う友達

○ 中学生では、「お互いの悩みを相談しあえる人」の割合が31.2%と最も高く、次いで「一緒によく遊ぶ人」の割合が27.3%、「大切なことを分かち合える人」の割合が26.0%となっています。

○ 高校生では、「お互いの悩みを相談しあえる人」の割合が35.6%と最も高く、次いで「一緒によく遊ぶ人」の割合が23.7%、「大切なことを分かち合える人」の割合が20.3%となっています。

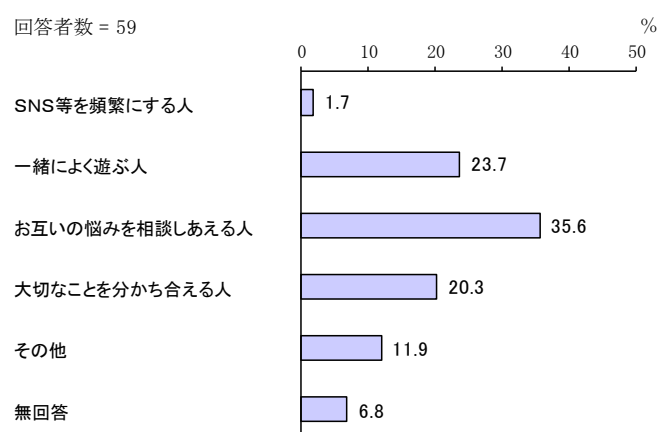
【中学生】

回答者数 = 77



【高校生】

回答者数 = 59



12 子どもの権利について

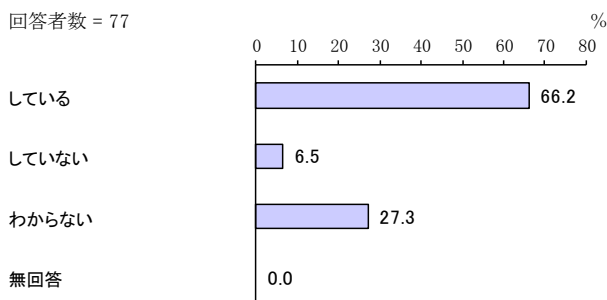
（１）自分を大切にしているか

○ 中学生では、「している」の割合が66.2%と最も高く、次いで「わからない」の割合が27.3%、「していない」の割合が6.5%となっています。

○ 高校生では、「している」の割合が76.3%と最も高く、次いで「わからない」の割合が20.3%、「していない」の割合が3.4%となっています。

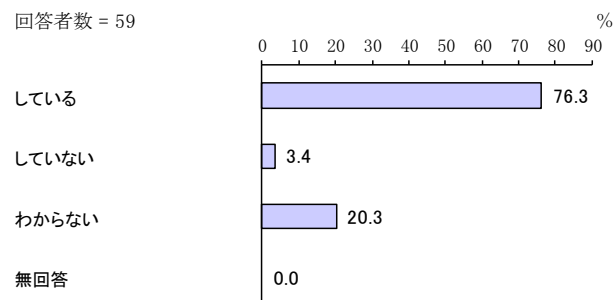
【中学生】

回答者数 = 77



【高校生】

回答者数 = 59



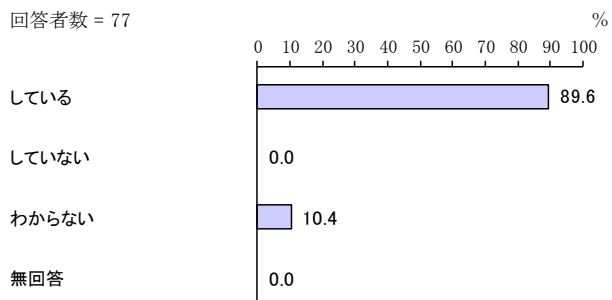
（２）他人を大切にしているか

○ 中学生では、「している」の割合が89.6%と最も高く、次いで「わからない」の割合が10.4%となっています。

○ 高校生では、「している」の割合が81.4%と最も高く、次いで「わからない」の割合が16.9%となっています。

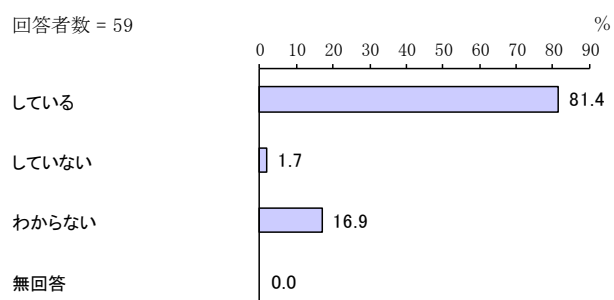
【中学生】

回答者数 = 77



【高校生】

回答者数 = 59



13 将来について

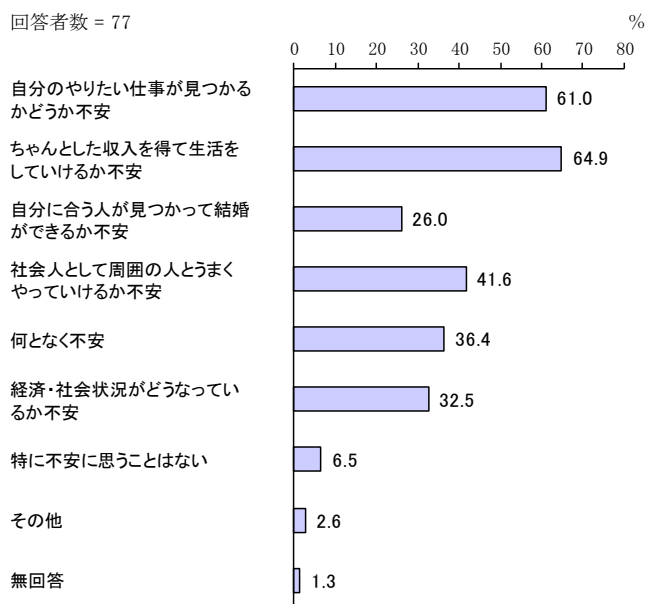
(1) 将来への不安

○ 中学生では、「ちゃんとした収入を得て生活をしていけるか不安」の割合が64.9%と最も高く、次いで「自分のやりたい仕事が見つかるかどうか不安」の割合が61.0%、「社会人として周囲の人とうまくやっていけるか不安」の割合が41.6%となっています。

○ 高校生では、「ちゃんとした収入を得て生活していけるか不安」の割合が47.5%と最も高く、次いで「自分のやりたい仕事が見つかるかどうか不安」の割合が42.4%、「社会人として周囲の人とうまくやっていけるか不安」の割合が35.6%となっています。

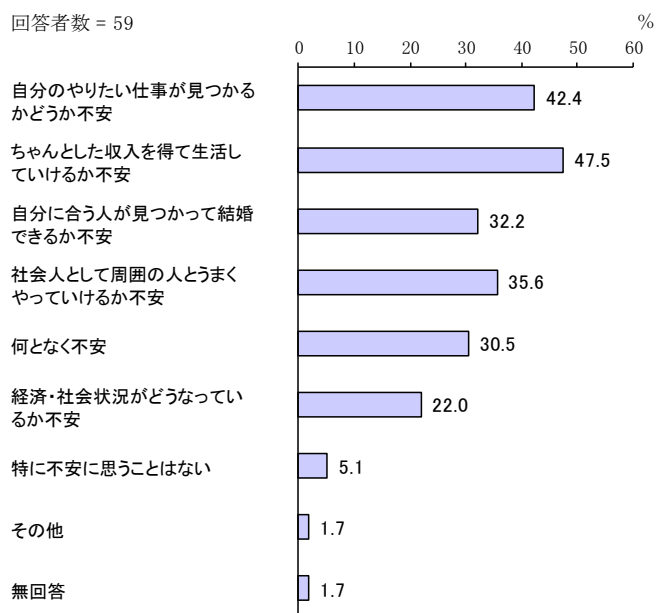
【中学生】

回答者数 = 77



【高校生】

回答者数 = 59



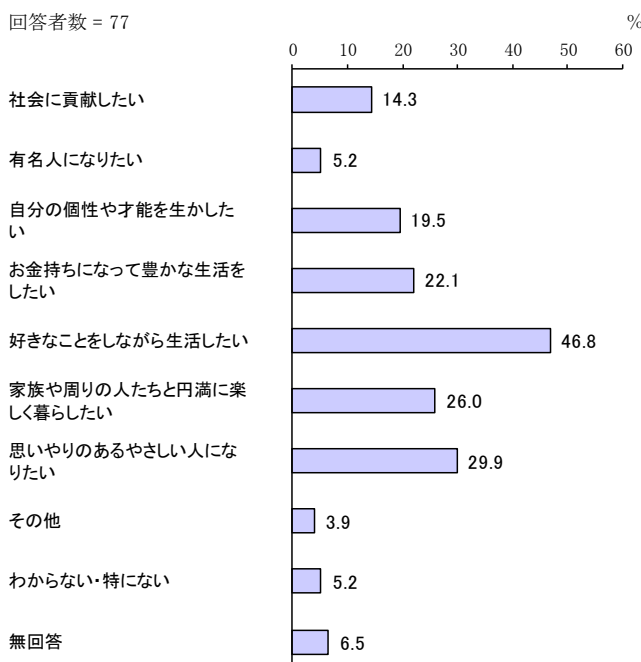
（2）なりたい将来像

○ 中学生では、「好きなことをしながら生活したい」の割合が 46.8%と最も高く、次いで「思いやりのあるやさしい人になりたい」の割合が 29.9%、「家族や周りの人たちと円満に楽しく暮らしたい」の割合が 26.0%となっています。

○ 高校生では、「好きなことをしながら生活したい」の割合が 32.2%と最も高く、次いで「自分の個性や才能を生かしたい」、「家族や周りの人たちと円満に楽しく暮らしたい」の割合が 30.5%となっています。

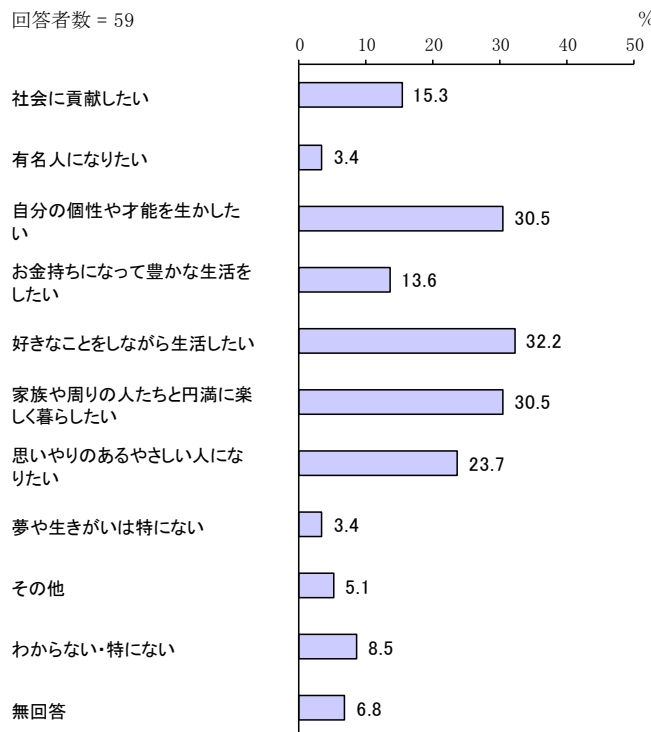
【中学生】

回答者数 = 77



【高校生】

回答者数 = 59



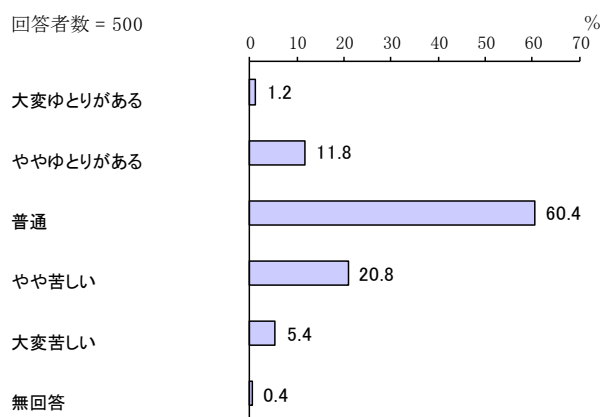
14 暮らしについて

(1) 現在の暮らしの状況

- 未就学児では、「普通」の割合が60.4%と最も高く、次いで「やや苦しい」の割合が20.8%、「ややゆとりがある」の割合が11.8%となっています。
- 小学生では、「普通」の割合が55.3%と最も高く、次いで「やや苦しい」の割合が25.3%、「ややゆとりがある」の割合が10.2%となっています。
- 未就学児では、「やや苦しい」「大変苦しい」を合わせた苦しいと感じている人が2割半ば、小学生では約3割となっており、支援を必要とする家庭がいることが分かります。

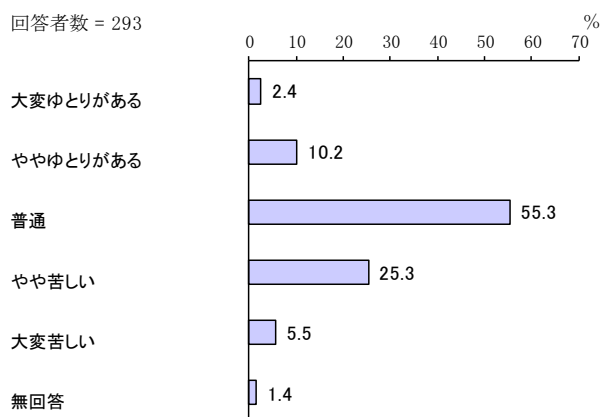
【未就学児】

回答者数 = 500



【小学生】

回答者数 = 293

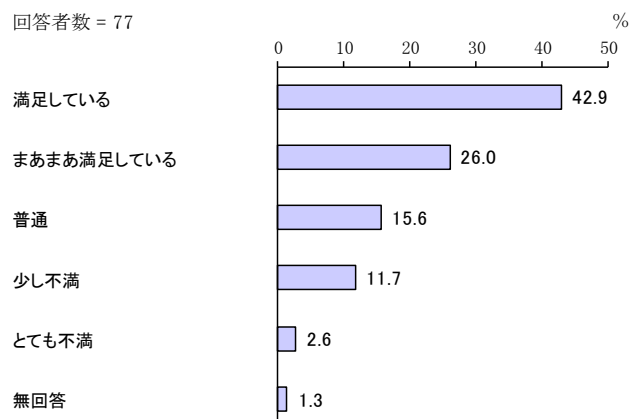


(2) 生活の満足度

- 中学生では、「満足している」の割合が42.9%と最も高く、次いで「まあまあ満足している」の割合が26.0%、「普通」の割合が15.6%となっています。
- 高校生では、「満足している」の割合が37.3%と最も高く、次いで「まあまあ満足している」の割合が30.5%、「普通」の割合が22.0%となっています。

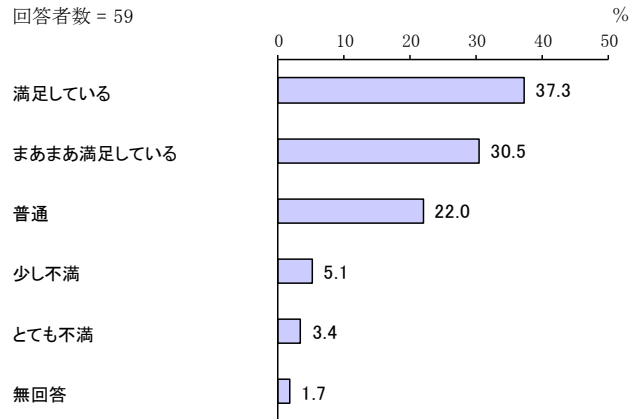
【中学生】

回答者数 = 77



【高校生】

回答者数 = 59



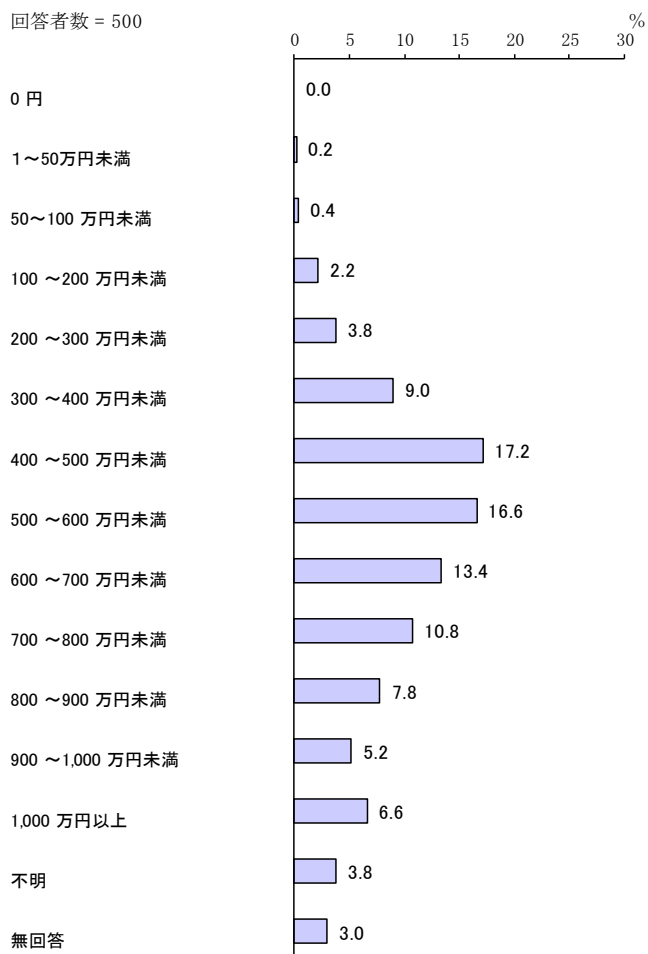
（３）世帯の収入

○ 未就学児では、「400～500万円未満」の割合が17.2%と最も高く、次いで「500～600万円未満」の割合が16.6%、「600～700万円未満」の割合が13.4%となっています。

○ 小学生では、「500～600万円未満」の割合が15.7%と最も高く、次いで「400～500万円未満」の割合が14.0%、「700～800万円未満」の割合が10.9%となっています。

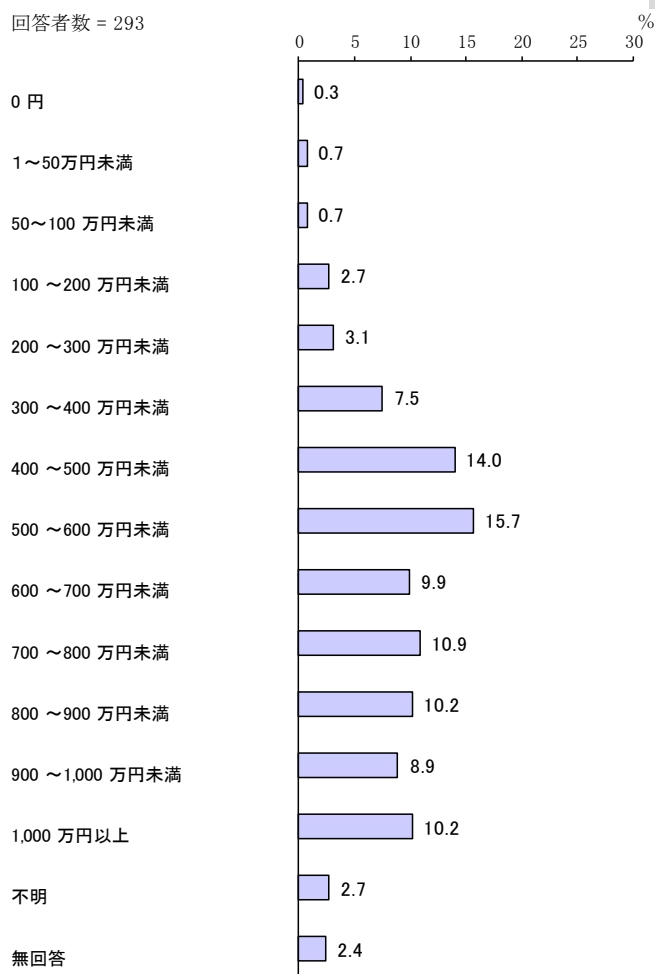
【未就学児】

回答者数 = 500



【小学生】

回答者数 = 293



第3節 東大和市の子どもと子育て家庭を取り巻く課題

市では、東大和市子ども・子育て支援事業計画（第1期計画）策定後、子育て支援に関する各施策や事業を計画の体系等に沿い実施してきました。本計画の策定にあたり、第1期計画における事業に対する評価、平成30（2018）年度に実施した子ども・子育て支援ニーズ調査の結果に基づく市民のニーズ等を踏まえ、市の子どもや子育て家庭を取り巻く課題を整理しました。

Ⅱ 1 妊娠、出産、育児期までの切れ目のない支援体制の構築

- 近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、男性中心型労働慣行による男性の家事や育児へ参画できない状況等から、地域の中で子育て家庭が孤立している可能性があります。そのような状況の中、子育て支援においては、子育て家庭に寄り添いながら妊娠期から出産、育児期にかけての切れ目のないサポート体制の構築が求められています。
- ニーズ調査では、子育てに関して、日常悩んでいることとして、未就学児では「子どもを叱りすぎているような気がする」と、「食事や栄養に関する」と、「病気や発育・発達に関する」の割合が高く、小学生では「子どもの教育に関する」と、「子どもを叱りすぎているような気がする」との割合が高くなっています。子どものライフステージによって、子育てに関する悩みは異なり、保健分野や教育分野など多岐に渡っています。
- 市では、子ども家庭支援センター（かるがも）や保健センターにおいて相談支援体制の充実を図っていますが、ニーズ調査では、地域の子育て支援事業の利用者が3割半ばであり、子育て支援情報の更なる充実や気軽に相談できる体制づくりなどを求める意見が出されています。
- 子育て家庭の「子育て」に対する不安感が軽減され、明るい展望を持てるよう、子育てに関する情報の周知を図るとともに、子ども家庭支援センターと保健センター（母子保健事業）が一体的に妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、保健、医療、福祉、教育等の関係機関による切れ目のない支援を行うことができる支援体制の構築が必要です。

2 子育て家庭が安心して子育てできる環境の整備

（1）保育ニーズへの対応について

- 市では、これまで新たな認可保育園の増築や都有地を活用した保育施設の整備の検討、保育士確保に向けた支援を行うなど、保育ニーズへの対応を図ってきました。ニーズ調査では、前回調査に比べ、母親の就労希望が増加し、一時預かりや病児保育の充実などを求める声が多くなっており、さらに多様化する保育ニーズへの対応などが求められています。
- 令和元（2019）年10月から実施された幼児教育・保育の無償化や、待機児童解消等を目指す国の「子育て安心プラン」の動向などを踏まえ、ニーズ調査の結果を総合的に勘案し、待機児童対策に向けた保育人材の確保を行うとともに、教育・保育のさらなる質の向上が必要です。

（2）放課後等の居場所について

- ニーズ調査では、就学前児童のうち低学年児童が、放課後に過ごす居場所として、「学童保育所」が35.1%と、前回調査に比べ大きく増加しています。また、公園等の遊び場に関する意見なども出されています。
- 近年、子どもが巻き込まれる事件・事故が多発し、子どもの貧困や児童虐待、いじめ、不登校、自殺などの社会問題が顕在化しています。そのような状況の中で、すべての就学児童が、安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる放課後等の子どもの居場所づくりが重要です。

Ⅲ 3 すべての子どもの健やかな成長への支援

(1) 子どもたちの健やかな成長を支援できる環境について

○ 市では、「日本一子育てしやすいまちづくり」を推進していくため、「東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）」の制定準備を進めており、すべての子どもが自分らしく健やかに成長できるようなまちづくりを進めています。一方で、子どもの貧困、いじめ問題、虐待や自殺など、子どもを取り巻く状況は複雑になっています。

○ ニーズ調査では、自分を大切にしている割合は、中学生で 66.2%、高校生で 76.3%であり、自己肯定感が低い割合は約 3 割となっています。子どもの声を聴き、寄り添い、子どもたちの視点に立って、すべての子どもたちの健やかな成長を支援できる環境の整備を図ることが必要です。

(2) 相談しやすい環境について

○ ニーズ調査では、未就学児について、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が大半を占めているものの、「いずれもない（みてもらえる親族・知人がいない）」の割合が平成 25（2013）年度調査に比べ増加しています。さらに、日常生活において保護者が孤立感を感じる割合は、未就学児で約 2 割、小学生で約 1 割となっています。

○ 市では、高齢者見守りネットワーク「大きな和」の見守り対象を子どもにも拡大し、包括的な支援体制の構築を図っているところです。

このような地域の取組みを踏まえながら、子どもの安全を確保するとともに、子育てへの不安感や孤立感、負担感を感じる子育て家庭に対し、相談しやすい環境の整備を図ることが必要です。

第3章

計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

○ 市では、平成27（2015）年度から「日本一子育てしやすいまちづくり」を重要施策として掲げ、平成27（2015）年3月に「東大和市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援施策を総合的に進めてきました。

また、平成31（2019）年度から、東大和市の未来を担う子どもたちの健やかな成長を守り育み、子どもたち自身が自分らしく、未来に向けて夢や希望をもち、社会の一員として生きていける力を育めるよう、子どもから大人までのすべての市民、地域関係者・事業者及び市が相互に協力し、取り組むための、子ども・子育てに関する「共通の理念・指針」として、「東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）」の制定に向けた準備を進めています。

○ 本計画では、「東大和市子ども・子育て支援事業計画」の理念や方向性などを引き継ぎ、市のすべての子どもたちの健やかな育ちと若者・子育て世代を支援するため、市民一人ひとりが子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者、地域の関係者等の皆様と行政が相互に協力し、地域社会が一体となって取り組んでいけるまちをめざして、計画の基本理念を次のとおり定めます。

基本理念

**あふれる笑顔で すべての子どもたちの
豊かな心と幸せを育むまち 東大和**



第2節 基本目標

基本理念の実現に向け、以下の5つの基本目標を掲げます。

Ⅱ 1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みをつくります

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援が必要です。

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないように、家庭環境等の変化により多様化する生活課題への相談等に応じ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことで、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安を軽減し、安心して子どもを生み育てることができる仕組みをつくります。

Ⅱ 2 ライフステージに沿った子どもの成長と発達を支援する環境をつくります

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。そのことを踏まえ、発達に応じた教育・保育を通じ、子どもの健やかな発達を保障するとともに、学齢期となる小学校生活へスムーズに移行ができるよう関係職員の連携が深まる取組を進めます。

また、家庭、学校、地域が一体となって、子ども自らの力を培い、伸ばし、支えていく教育環境づくりを推進するとともに、次代を担う若者が子どもを生み育てることの意義を学べる機会の提供などの取組を進めます。

Ⅱ 3 子育てしやすい安全・安心な環境をつくります

核家族化や共働き家庭の増加などの社会状況の変化によって、保育ニーズが高まっています。

このような保育ニーズの高まりに対応していけるよう、乳幼児期における保育サービスの充実や就学児童の放課後の活動場所の充実を図るとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携・協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境をつくります。

Ⅱ 4 子ども・若者の健やかな成長と自立を支える地域をつくります

次代を担う子どもや若者たちが、社会の一員として自立するためには、心身ともに健やかに成長し、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けていくことが必要です。

全ての子どもや若者たちの最善の利益が守られ、健やかに学び成長でき、社会の一員として自立していける地域をつくります。

Ⅱ 5 支援や配慮を必要とする子どもや家庭を支える地域をつくります

障害のある児童等、配慮が必要な子どもや保護者のニーズに応じ、子どもの特性に合わせた継続的で適切な支援が必要です。

児童虐待については、地域社会が一体となって児童虐待の未然防止・早期発見に取り組むことが必要です。

経済的困難を抱えるなど、貧困の状況にある子どもや保護者の支援については、国が示す方向性等を踏まえながら、相談や負担軽減などの支援施策を関係機関と連携し、総合的な対応を図ります。

第3節 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

あふれる笑顔で

すべての子どもたちの豊かな心と幸せを育むまち

東大和

1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みをつくります

【対応・関連する計画】

- 第2期子ども・子育て支援事業計画
- 第1期次世代育成支援行動計画

(1) 子育て家庭に対する相談体制の充実

(2) 安心して子どもを生み育てることができる環境の整備

(3) 妊娠・出産・育児期の健康づくりへの支援

(4) 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実

2 ライフステージに沿った子どもの成長と発達を支援する環境をつくります

【対応・関連する計画】

- 第2期子ども・子育て支援事業計画
- 第1期次世代育成支援行動計画
- 第1期新・放課後子ども総合プランに基づく市行動計画

(1) 家庭教育の充実

(2) 幼児教育・学校教育の充実

(3) 就学前教育と小学校教育との連携

(4) 子どもの健全な成長への支援

(5) 放課後等の居場所づくりへの支援

3 子育てしやすい安全・安心な環境をつくります

【対応・関連する計画】

- 第2期子ども・子育て支援事業計画
- 第1期次世代育成支援行動計画
- 第1期新・放課後子ども総合プランに基づく市行動計画

(1) 子どもたちの安全の確保

(2) 子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり

(3) 子育てを支援する生活環境の整備

(4) 健やかな成長を支える教育・保育環境の充実

4 子ども・若者の健やかな成長と自立を支える地域をつくります

【対応・関連する計画】

- 第1期子ども・若者計画

(1) 子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育の充実

(2) 青少年の健全育成の推進

(3) 生きづらさを抱える若者への支援

5 支援や配慮を必要とする子どもや家庭を支える地域をつくります

【対応・関連する計画】

- 第1期子どもの貧困対策計画

(1) 児童虐待防止対策の推進

(2) 子どもと子どもの育ちを支える者への支援
(家庭的養護を含む)

(3) 貧困の状況にある子どもたちへの支援

(4) 障害のある子どもへの支援

〔 関連する事業 〕

（１）ケアラー支援事業（２）利用者支援事業（保育コンシェルジュ事業・特定型）（３）利用者支援事業（母子保健型）（４）子育て総合相談・専門相談（子ども家庭支援センター運営事業）（５）母子保健健康教育・相談事業（６）育児相談事業（すこやか広場）

（１）保育園事業（２）認定こども園事業（３）小規模保育事業（４）家庭的保育事業（５）事業所内保育事業（６）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（７）地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）（８）一時預かり事業・緊急一時保育事業（９）子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）（１０）休日急患診療所運営事業（１１）幼稚園事業

（１）病児・病後児保育事業（２）養育支援訪問事業（３）母子健康手帳交付時面接事業（４）乳児家庭全戸訪問事業（５）両親学級事業（６）妊婦健診事業（７）妊婦歯科健診事業

（１）子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）（２）子ども食堂運営補助事業（３）青少年対策事業

（１）公民館事業（保育付講座、親子サロン）（２）プラネタリウム投影事業

（１）児童発達支援事業（２）子ども支援員派遣事業（３）学習支援員事業（４）中央図書館見学会事業（５）図書館によるお話し会・出前お話し事業（６）郷土博物館による授業の受入れ・講師派遣・出張授業事業（７）プラネタリウム事業（学習投影・幼児投影）

（１）就学支援シート活用事業

（１）児童手当支給事業（２）児童扶養手当支給事業（３）児童育成手当支給事業（４）乳幼児医療費助成事業（５）義務教育就学児医療費助成事業（６）養育支援訪問事業（７）ひとり親家庭等医療費助成事業（８）東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）事業（９）薬物乱用防止の普及啓発事業（１０）乳幼児健診事業（１１）乳幼児歯科保健事業（１２）乳幼児栄養教室・親子料理教室事業（１３）食育推進教室事業（１４）予防接種・予防接種費用助成事業（１５）さわやか教育相談室事業（１６）サポートルーム事業（１７）スクールカウンセラー事業（１８）スクールソーシャルワーカー事業（１９）私立幼稚園保護者に対する補助事業

（１）放課後等デイサービス事業（２）無料学習塾の支援（３）子ども食堂運営補助事業（４）児童館運営事業（５）ランドセル来館事業（６）放課後児童健全育成事業（学童保育所）（７）子どもの学習・生活支援事業（８）放課後子ども教室推進事業

（１）ミュージックチャイム（夕やけこやけ）事業（２）青色回転灯パトロール巡回事業（３）安全安心情報送信サービス（４）交通安全施設管理事業（５）公園管理・狭山緑地管理・子ども広場管理事業（６）通学路防犯カメラ設置・維持管理事業（７）スクールガード事業（８）青少年対策事業（あいさつ・見守り・パトロール）

（１）男女共同参画推進事業（２）保育園事業（３）延長保育事業（保育園・小規模保育・認証保育所）（４）休日・年末保育事業（５）認可外保育施設利用者に対する補助事業（６）認定こども園事業（７）小規模保育事業（８）家庭的保育事業（９）事業所内保育事業（１０）病児・病後児保育事業（お迎えサービス）（１１）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（１２）延長保育事業（学童保育所）（１３）一時預かり保育（幼稚園型）事業（１４）幼稚園事業

（１）保育施設の整備事業（２）赤ちゃん・ふらっと整備事業（３）東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）事業

（１）サポートルーム事業

（１）受験生チャレンジ支援事業（２）就学支援シート活用事業

（１）小中学生対象人権啓発事業（２）中学生の「税についての作文」コンクール事業（３）社会を明るくする運動（更生保護事業）（４）明るい選挙ポスターコンクール事業（５）東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）事業（６）環境教室事業（施設見学会）（７）消費者保護対策事業（８）新成人参加型の成人式事業（９）小・中学生の広島派遣事業（１０）青少年問題協議会事業（１１）青少年対策事業（１２）公民館５館共同事業「夏休み☆みんなでつくる遊空間」

（１）精神障害者地域生活支援センター（ウエルカム）事業（２）（仮称）子どもの未来応援ネットワーク会議運営事業（３）生活困窮者自立相談支援事業（４）就職情報室事業

（１）児童虐待対応事業（子ども家庭支援センター運営事業）（２）要保護児童対策地域協議会運営事業（子ども家庭支援センター運営事業）

（１）（仮称）子どもの未来応援ネットワーク会議運営事業（２）子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）（３）子ども食堂運営補助事業（４）母子・父子福祉資金貸付事業（５）母子家庭等自立支援給付金支給事業（６）高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（７）母子・父子自立支援プログラム策定事業（８）母子生活支援施設保護事業（９）ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業（１０）助産実施事業

（１）受験生チャレンジ支援事業（２）実費徴収に係る補正給付事業（３）無料学習塾の支援（４）子ども食堂運営補助事業（５）子どもの学習・生活支援事業（６）被保護者自立促進事業（７）就学援助事業

（１）放課後等デイサービス事業（２）児童発達支援事業（３）障害児相談支援事業（４）発達障害者支援連絡会事業（５）心身障害児福祉手当支給事業（６）乳幼児発達健康診査・乳幼児経過観察発達相談事業（障害の早期発見）（７）就学相談（８）巡回相談

第4節 ライフステージからみた切れ目のない支援の取組

基本理念の実現に向け、子ども・子育て支援法に定められた事業を中心に施策を展開するとともに、子ども・若者、子育て支援を取り巻く現状と課題を踏まえながら、子どもの成長に合わせた切れ目のない支援を行います。

基本目標	妊娠期	出産期	乳児期	幼児期
1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない仕組みをつくります	ケアラー支援事業・利用者支援事業・子育て総合相談事業			
	母子保健健康相談事業			
	ファミリー・サポート・センター事業（さわやかサービス）			
	母子健康手帳の交付時の相談・指導及び両親学級の実施、妊婦健康診査事業	赤ちゃん訪問の実施（乳児家庭全戸訪問事業）事業	保育所等における保育・時間外保育事業・休日保育事業	病児・病後児保育事業
2 ライフステージに沿った子どもの成長と発達を支援する環境をつくります	児童発達支援体制の充実			
	養育支援訪問事業			
	さわやか教育相談室事業			
	乳幼児健康診査・子育て教室の実施			
3 子育てしやすい安全・安心な環境をつくります	児童館運営事業			
	食育啓発事業・食に関する指導の充実			
	保育施設の整備事業			
	赤ちゃん・ふらっと整備事業			
4 子ども・若者の健やかな成長と自立を支える地域をつくります	子育て家庭にやさしいまちづくり			
	東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）事業			
	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発			
	就学支援シート活用事業			
5 支援や配慮を必要とする子どもや家庭を支える地域をつくります	子ども・子育て相談事業			
	要保護児童対策地域協議会			
	ひとり親家庭等の自立支援			

小学生	中学生	高校生	青年期
ケアラー支援事業・利用者支援事業・子育て総合相談事業			
ファミリー・サポート・センター事業 （さわやかサービス）			
病児・病後児保育事業			
児童発達支援体制の充実			
養育支援訪問事業			
さわやか教育相談室事業			
放課後児童健全育成事業（学童保育所）			
児童館運営事業			
薬物乱用防止の普及啓発の充実			
食育啓発事業・食に関する指導の充実			
子育て家庭にやさしいまちづくり			
東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）事業			
ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発			
就学支援シート活用事業			
放課後子ども教室			
特別支援教育の充実			
生活困窮世帯学習支援事業			
青少年の健全育成			
子ども・子育て相談事業			
要保護児童対策地域協議会			
ひとり親家庭等の自立支援			
放課後等デイサービス事業			

第4章

施策の展開

基本目標 1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みをつくります

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭を対象とするだけでなく、すべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないように、家庭環境等の変化により多様化する生活課題への相談等に応じ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が受けられることで、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、安心して子どもを生み育てることができる仕組みをつくります。

※各事業に、関連する計画のマークを付けています。

次世代	：第1期東大和市次世代育成支援行動計画
子・子	：第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画
子・若	：第1期東大和市子ども・若者計画
貧困対策	：第1期東大和市子どもの貧困対策計画

1 子育て家庭に対する相談体制の充実

(1) ケアラー支援事業（担当課：障害福祉課）

次世代

【事業の内容】

総合福祉センターは～とふるにおいて、障害児（者）を介護している方に対して、障害の制度等についての情報提供を行うとともに、介護負担を軽減するため、相談支援や交流会等を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

事業を開始して間もないため、様々な工夫をして事業に取り組んでいます。新たに多くの方に参加してもらうために、事業内容の充実と市民への周知に努めます。

（2）利用者支援事業（保育コンシェルジュ事業・特定型）（担当課：保育課）
 〈第5章参照〉 子・子

【事業の内容】

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

【現状と今後の方向性】

保育課窓口に1箇所設置し、保健や看護、保育等の専門職による複数体制で常駐し、情報提供や相談・助言等を行い、子育て世帯への支援の充実を図ります。

（3）利用者支援事業（母子保健型）（担当課：健康課）

子・子

【事業の内容】

妊婦の健康保持・増進のほか、出産・子育てに対する不安の軽減を図ることで安心して出産を迎えられるように、全ての妊婦に対して面接を行い、必要に応じて情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

〈第5章参照〉

（4）子育て総合相談・専門相談（子ども家庭支援センター運営事業）

（担当課：子育て支援課）

次世代

【事業の内容】

子ども家庭支援センターで実施している子どもと家庭に関する総合相談、各種専門相談により、切れ目のない支援を目指す事業です。

福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら支援します。

【現状と今後の方向性】

「かるがもひろば」や「出張かるがもひろば」の保育士による子育て相談、子ども家庭支援センターの子どもと家庭に関する総合相談、専門相談員による心理相談及び少年の非行等相談など、安心して子育てができるよう、関係機関と連携した支援に努めます。

引き続き、市民への周知を図ります。

(5) 母子保健健康教育・相談事業（担当課：健康課）

次世代

【事業の内容】

子どもの健やかな成長発達に必要な、食事や親子の関わり・遊び・生活リズム・むし歯など生活習慣について、必要な知識の普及や情報提供を行う事業です。

また、妊産婦や育児中の保護者に対して、育児不安を解消し、保護者が安心して子どもの成長・発達に応じた子育てが行えるよう保健師・栄養士・歯科衛生士が個別相談を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

栄養士による離乳食講習会【初期・中後期】や幼児食講習会を行っています。

保護者の求めに応じて、随時、窓口及び電話相談を行っています。

引き続き、乳幼児期に必要な栄養摂取についての知識の普及や親と子の望ましい食生活習慣の獲得の支援に努めるとともに、妊娠・出産期、新生児期、乳幼児期を通じて母子の健康の確保に努め、保護者に丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実を図ります。

(6) 育児相談事業（すこやか広場）（担当課：健康課）

次世代

【事業の内容】

乳幼児期の健康・栄養・発育発達・病気などについて保健師等に気軽に相談を行って、知識を習得していただくとともに、育児の仲間づくりの場の提供を行っております。

また、未熟児、多胎児などの子どもの保護者に対し、専門的な情報提供や助言を行い、育児不安を軽減していただき、交流の場を提供する事業です。

【現状と今後の方向性】

身長と体重など、計測を主な内容とするものから、子どもや保護者の特性に応じた小グループによるものまで、交流の場を提供しています。

引き続き、子育ての仲間づくりの場の充実により、子どもを生み育てるために必要な精神的負担の軽減に努め、子育てに喜びが感じられるよう努めます。

2 安心して子どもを生み育てることができる環境の整備

（1）保育園事業（担当課：保育課）

子・子

【事業の内容】

保護者が仕事などのため、日中に家庭で保育できない子ども（0～5歳児）を預かる事業です。

【現状と今後の方向性】

〈第5章参照〉

（2）認定こども園事業（担当課：保育課）

子・子

【事業の内容】

保護者の仕事の状況にかかわらず、子ども（0～5歳児）を預かり、教育・保育を一体的に行う事業です（幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設です）。

【現状と今後の方向性】

〈第5章参照〉

（3）小規模保育事業（担当課：保育課）

子・子

【事業の内容】

保育の必要性のある少人数の子ども（0～2歳児）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う事業です。（定員6～19人）

【現状と今後の方向性】

〈第5章参照〉

（4）家庭的保育事業（担当課：保育課）

子・子

【事業の内容】

保育の必要性のある少人数の子ども（0～2歳児）を対象に、家庭的な雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を行う事業です。（定員5人以下）

保育者は、保育ママと呼ばれています。

【現状と今後の方向性】

〈第5章参照〉

(5) 事業所内保育事業（担当課：保育課）

子・子

【事業の内容】

会社の事業所の保育施設などで、従業員及び地域の子ども（0～2歳児）と一緒に保育を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

〈第5章参照〉

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

（担当課：子育て支援課）

子・子

【事業の内容】

地域の子育てに関する相互援助活動を支援することにより、仕事と子育てが両立できる環境の整備及び地域住民の子育て支援と児童の福祉の向上を図る事業です。

【現状と今後の方向性】

〈第5章参照〉

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

（担当課：子育て支援課・青少年課）

子・子

【事業の内容】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設け、子育てについての相談や情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

〈第5章参照〉

（8）一時預かり事業・緊急一時保育事業（担当課：子育て支援課・保育課）

子・子

【事業の内容】

保護者の断続的な就労、通院、冠婚葬祭、リフレッシュ等により、一時的に子どもの家庭保育が困難となった未就学児を、昼間、保育園や子ども家庭支援センターでお預かりする事業です。

【現状と今後の方向性】

〈第5章参照〉

（9）子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）

（担当課：子育て支援課）

子・子

【事業の内容】

保護者が病気、出産等で子ども（2歳以上12歳以下の小学生）の養育が困難となったときに、養育協力員宅で子どもを一時的に預かる事業です。

【現状と今後の方向性】

〈第5章参照〉

（10）休日急患診療所運営事業（担当課：健康課）

次世代

【事業の内容】

休日の小児初期救急診療を行い、休日・夜間等に開設している小児医療機関の診察案内サービスや小児救急電話相談の情報を提供する事業です。

【現状と今後の方向性】

休日急患診療所において、休日・年末年始の昼間に診療を行っています。

引き続き、子どもが健やかに育つために事業を継続するとともに、今後は、受診の目安やホームケア（家庭での看護）についての知識の普及啓発に努めます。

(11) 幼稚園事業（担当課：保育課）

子・子

【事業の内容】

満3歳から小学校就学前までの子どもを預かり、幼児教育を行う事業です。
延長して預かり保育も行います。

【現状と今後の方向性】

〈第5章参照〉

3 妊娠・出産・育児期の健康づくりへの支援

（1）病児・病後児保育事業（担当課：保育課）

子・子

【事業の内容】

児童が病気のため、保育園、幼稚園、小学校等に通園通学ができず、保護者の就労のために家庭保育を行うことが困難な場合に病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師、保育士が一時的に保育等を実施する事業です。

【現状と今後の方向性】

〈第5章参照〉

（2）養育支援訪問事業（担当課：子育て支援課）

子・子

【事業の内容】

養育の支援が必要な家庭を対象に保健師等を自宅へ派遣し、養育に関する指導、助言等を行い、当該家庭の適切な養育の実施及び福祉の増進を図ります。

相談等を通じて養育の支援が必要と判断された家庭に対して助産師、保健師等を派遣し、健康観察（発育、発達、体調等）、健康管理及び育児等の助言指導を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

〈第5章参照〉

（3）母子健康手帳交付時面接事業（担当課：健康課）

次世代

【事業の内容】

妊娠期を安心して送くり、出産できるよう、妊娠届出時に看護職が面接相談し、妊娠・出産・育児に関する制度や行政サービスの情報を適切に提供し、支援が必要な場合には早期から支援を開始する事業です。

【現状と今後の方向性】

妊娠届出時のアンケートにもとづいて、体調や妊娠・出産への不安や困っていることなどについて確認し、必要な助言やサービスの紹介、情報提供を行っています。

引き続き、妊娠中の健康管理や生活習慣などに関する指導を行い、安心して妊娠・出産・子育てができるよう努めます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（妊産婦・新生児訪問指導事業）（担当課：健康課）
子・子

【事業の内容】

生後4か月までの乳児がいる家庭を、助産師や保健師が訪問します。

訪問者は、子育てに関する情報提供を行うとともに、保護者から育児に関する相談を受けることで、育児の孤立化を防ぎ、安心して子育てが行え、赤ちゃんがすこやかに成長できるよう支援する事業です

【現状と今後の方向性】〈第5章参照〉

〈第5章参照〉

(5) 両親学級事業（担当課：健康課）
次世代

【事業の内容】

妊婦とそのパートナーを対象に、妊娠・出産・育児などに関し、必要な知識の普及や情報の提供、さらに親同士の交流や仲間づくりなどの支援を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

4日間1コースで、妊娠中の健康管理や、妊婦体操、出産時の呼吸法、沐浴の実習などの講義や参加者同士のグループワークを行い、仲間づくりの場を合わせて提供しています。

引き続き、父親が参加しやすいよう、土曜日の実施を継続し、安心して出産・育児ができるよう妊娠中から支援に努めます。

(6) 妊婦健診事業（担当課：健康課）
子・子

【事業の内容】

妊娠期を健康におくることができるよう、妊婦健診受診票を交付し、適切な妊娠期の健康管理が行えるよう、支援する事業です。

【現状と今後の方向性】

〈第5章参照〉

（7）妊婦歯科健診事業（担当課：健康課）

子・子

【事業の内容】

母子健康手帳交付の際に、妊婦歯科健康診査票をお渡しし、医療機関で歯科健康診査を受診していただくことで、妊娠期の歯と口腔の健康管理を支援する事業です。

【現状と今後の方向性】

出生数（母子健康手帳発行数）の推移に沿った実施件数の減少が見込まれますが、歯科健康診査の受診により口腔環境が健康な状態で出産・育児に望むことができるよう、歯科健診の重要性の周知に、より一層努めます。

Ⅱ 4 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実

(1) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）

(1-2-(9) P 61 の再掲) (担当課：子育て支援課)

子・子

〈第5章参照〉

(2) 子ども食堂運営補助事業（担当課：子育て支援課）

貧困対策

【事業の内容】

東京都が実施する「東京都子供食堂推進事業補助金」を活用し、東大和市社会福祉協議会を通して子ども食堂運営団体に補助金を支出することにより、地域の子ども食堂を支援する制度です。

【現状と今後の方向性】

市内の子ども食堂運営団体の負担軽減を図り、東大和市社会福祉協議会と連携し、利用促進及び活動の充実に努めます。

(3) 青少年対策事業（担当課：青少年課）

次世代

【事業の内容】

市内の小学校区ごとに設置されている青少年対策地区委員会（10 地区）の実施事業に対し助成等を行い、青少年の健全育成を図るため、青少年をめぐる社会環境の浄化を目指す事業です。

【現状と今後の方向性】

青少年対策地区連絡協議会を開催し、各地区の活動の情報交換、共有を図るとともに、同会が「東やまとの青少年」を発行し、活動の周知や青少年の健全育成等の啓発を行っています。

青少年対策地区委員会、子ども達の健全育成を目指して活動している地域関係者等とともに事業の充実に努めます。

基本目標2 ライフステージに沿った子どもの成長と発達を支援する環境をつくります

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。そのことを踏まえ、発達に応じた教育・保育を通じ、子どもの健やかな発達を保障するとともに、学齢期となる小学校生活へスムーズに移行ができるよう関係職員の連携が深まる取組を進めます。

また、家庭、学校、地域が一体となって、子ども自らの力を培い、伸ばし、支えていく教育環境づくりを推進するとともに、次代を担う若者が子どもを生み育てることの意義を学べる機会の提供などの取組を進めます。

1 家庭教育の充実

（1）公民館事業（保育付講座・親子サロン）（担当課：中央公民館）

次世代

【事業の内容】

中央公民館等で保育付講座を実施し、乳幼児のいる保護者にも学習の場を提供する事業です。

【現状と今後の方向性】

保護者が安心して子育てができ、地域の中で孤立を防ぎ、仲間づくりができるよう、今後も継続実施に努めます。

（2）プラネタリウム投影事業（担当課：社会教育課）

次世代

【事業の内容】

乳幼児と保護者を対象とした、「ひよこプラネタリウム」を投影し、親子で星空を眺め楽しんでいただく機会を提供する事業です。

【現状と今後の方向性】

「ひよこプラネタリウム」は、年3回から4回程度開催し、好評を得ていますが、他のプラネタリウム投影の空いた投影枠で実施しているため、いつ頃、何回実施するか等の広報が十分にできない状況にあります。

引き続き、投影枠を工夫しながら、より分かりやすく広報できるよう努めます。

Ⅱ 2 幼児教育・学校教育の充実

(1) 児童発達支援事業（担当課：障害福祉課）

次世代

【事業の内容】

就学前の障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供する事業です。

【現状と今後の方向性】

児童発達支援の利用希望者に対し、事業所の紹介や支給決定等を行っています。
様々な障害に対応できるよう市内において事業所の整備を検討します。

(2) 子ども支援員派遣事業（担当課：教育指導課）

次世代

【事業の内容】

通常の学級で特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の精神面の安定及び学校生活又は集団生活への適応を図るために、支援を必要とする児童・生徒に対して子ども支援員を派遣し、諸問題の解決を図っていく事業です。

【現状と今後の方向性】

小・中学校からの派遣要請に基づき、巡回相談員による当該児童・生徒の行動観察及び関係者に対して必要な聞き取りを行い、派遣の適否及び派遣する子ども支援員を決定しています。児童・生徒に対する必要な支援は異なることから、個別のケースに応じた柔軟な対応ができる技術が求められるため、今後も様々なケースに対しての派遣要請を見越して、巡回相談員等との連携を密にし、対応方法や技術向上のための支援体制の充実を図ります。

（３）学習支援員事業（担当課：教育指導課）

次世代

【事業の内容】

小学校において特別な支援を必要とする児童の支援及び学級の荒れの未然防止を図るために校長が指定する特定の学年に学習支援員を配置する事業です。

【現状と今後の方向性】

特別な支援を必要とする児童の支援及び学級の荒れの未然防止、担任教員の学習補助を行い学級の学習環境を整え、学力向上を図っています。

学習支援員を効果的に活用するため、学校内の学習指導体制及び研究体制を整備し、児童が落ち着いて学習に取り組めるよう、環境の整備に努めます。

（４）中央図書館見学会事業（担当課：中央図書館）

次世代

【事業の内容】

小学３年生及び保育園・幼稚園年長組の児童を対象に中央図書館見学会を実施し、（保育園・幼稚園児童には、清原図書館でも実施）おはなし会を楽しんだり、図書館の利用方法を学び、館内案内や本を各自で借りる体験を通して、本に親しむ機会を提供する事業です。

【現状と今後の方向性】

図書館から各小学校、保育園・幼稚園に呼びかけを行い年に１回実施しています。より多くの施設に参加してもらうよう、実施体制の整備に努めます。

(5) 図書館によるお話し会・出前お話し会事業（担当課：中央図書館）

次世代

【事業の内容】

図書館全館において対象年齢ごとに、お話し会やわらべうたのおはなし会を実施し、小学校等の読書週間等に小学校等に出向いて、おはなし会やブックトーク等を実施する事業です。

【現状と今後の方向性】

各図書館で自由に参加できるお話し会の日を設定しています。また、学校等からの依頼により、各学校等でお話し会・ブックトークを実施しています。協力ボランティアの確保に努め、話し手が継続参加できるように努めます。

(6) 郷土博物館による授業の受入れ・講師派遣・出張授業事業

（担当課：社会教育課）

次世代

【事業の内容】

学校長からの依頼により、郷土博物館職員が理科、社会科、生活科、総合的な学習のお手伝いをしています。

郷土博物館の各専門分野の職員が授業に参画することで、児童・生徒に対して、より魅力ある学習の機会を提供しています。

【現状と今後の方向性】

多くの学校は、4月のはじめに、新担任とともに打合せを行い、年間予定と学習内容を決めています。

外国語活動の導入などにより、総合的な学習の授業時数が以前に比べると少なくなりましたが、郷土博物館を利用する学校は、現状維持、あるいは微増となっています。

学校からの依頼にできるだけ対応し、学校教育との連携を図ることで、楽しくわかりやすい授業を実践できるよう努めます。

（7）プラネタリウム事業（学習投影・幼児投影）（担当課：社会教育課）

次世代

【事業の内容】

小中学生が対象の「学習投影」、保育園・幼稚園児を対象とした「幼児投影」を実施し、子どもたちに天文に親しむ機会を提供する事業です。

【現状と今後の方向性】

引き続き、事業を適切に実施します。

Ⅲ 3 就学前教育と小学校教育との連携

(1) 就学支援シート活用事業（担当課：教育指導課）

次世代

【事業の内容】

就学前に、全ての新一年生に「就学支援シート」を配布し、就学に向けて「就学支援シート」を通じて、就学前機関と小学校、保護者が互いに連携することを目的とした事業です。

【現状と今後の方向性】

「就学支援シート」は、お子さんの大切な情報（伝えたいことや心配なこと）などを保護者が入学予定の小学校に直接伝えることができるツールで、小学校、保護者、在籍園との連携のために使用しています。子どもたちが、楽しく充実した学校生活を送れるよう、「就学支援シート」の活用について、引き続き周知します。

Ⅱ 4 子どもの健全な成長への支援

（1）児童手当支給事業（担当課：子育て支援課）

次世代

【事業の内容】

児童手当を対象者に支給し、子育て家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目指す事業です。

【現状と今後の方向性】

法令に基づき児童手当を支給しています。引き続き、経済的支援の充実を図るよう努めます。

（2）児童扶養手当支給事業（担当課：子育て支援課）

貧困対策

【事業の内容】

児童扶養手当を対象者に支給し、ひとり親家庭や父母に一定の障害がある家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の推進を目指す事業です。

【現状と今後の方向性】

法令に基づきひとり親家庭や父母に一定の障害がある家庭を対象に、児童扶養手当を支給しています。引き続き、生活の安定と自立の促進に努めます。

（3）児童育成手当支給事業（担当課：子育て支援課）

貧困対策

【事業の内容】

児童育成手当を対象者に支給し、ひとり親家庭や父母・児童に一定の障害がある家庭の児童への心身の健やかな成長に寄与するとともに、児童の福祉の推進を目指す事業です。

【現状と今後の方向性】

法令に基づきひとり親家庭や父母・児童に一定の障害がある家庭を対象に、児童育成手当を支給しています。引き続き、生活の安定と自立の促進に努めます。

(4) 乳幼児医療費助成事業 (担当課：子育て支援課)

次世代

【事業の内容】

乳幼児を養育している家庭に対し、健康保険が適用される医療費のうちの自己負担分を助成し、乳幼児の保健の向上と健やかな育成を図り、もって子育ての支援に資することを旨とする事業です。

【現状と今後の方向性】

乳幼児を養育している家庭に対し、医療費の助成を行っています。引き続き、子育て支援の充実を図るよう努めます。

(5) 義務教育就学児医療費助成事業 (担当課：子育て支援課)

次世代

【事業の内容】

義務教育就学児を養育している家庭に対し、健康保険が適用される医療費のうち、通院1回につき200円の自己負担分を除いた費用を助成し、児童の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを旨とする事業です。

【現状と今後の方向性】

義務教育就学児を養育している家庭に対し、医療費の助成を行っています。引き続き、子育て支援の充実を図るよう努めます。

(6) 養育支援訪問事業 (1-3-(2) P63 の再掲)

(担当課：子育て支援課)

子・子

〈第5章参照〉

（7）ひとり親家庭等医療費助成事業（担当課：子育て支援課）

貧困対策

【事業の内容】

ひとり親家庭等に対し、健康保険が適用される医療費のうち、非課税世帯については自己負担分を、課税世帯については一部負担金相当額を差し引いた自己負担分の金額を助成し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする事業です。

【現状と今後の方向性】

ひとり親家庭等に対し、父母又は養育者及び児童に係る医療費の助成を行っています。引き続き、福祉の増進を図るよう努めます。

（8）東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）事業

（担当課：保育課）

次世代

【事業の内容】

令和2（2020）年度に市制50周年を迎えるにあたり、未来を担う子どもたちの健やかな成長を、市民、地域、事業者及び市が相互に協力して、守り育むとともに、子どもたち自身が社会の一員として生きていける力を育めるよう、子育て環境のさらなる発展を目指し、子ども・子育てに関する「共通の理念・指針」として、東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）を制定し、周知、啓発を行なう事業です。

【現状と今後の方向性】

令和元（2019）年度に小・中学校の代表者と大人の代表者（子ども・子育て支援会議専門部会委員）が話し合いを行い、素案を作成するとともに、市のイベント来場者、学童保育所及び児童館の児童等へのアンケート実施や教育委員、民生・児童委員及び青少年対策地区委員会の委員から意見聴取を行いました。

令和2（2020）年度の市制50周年記念式典での発表後、事業の周知、啓発を図ります。

(9) 薬物乱用防止の普及啓発事業（担当課：健康課）

次世代

【事業の内容】

薬物乱用防止東大和地区推進協議会が行う、青少年に薬物を乱用させない啓発事業の取組を支援する事業です。

【現状と今後の方向性】

現状は、中学校などで薬物乱用防止の講話を実施し、また、中学生を対象にポスター標語事業で表彰を行っています。

引き続き、ポスター標語など身近な事業をとおり、薬物乱用防止の正しい知識の普及啓発に努めます。

(10) 乳幼児健診事業（担当課：健康課）

次世代

【事業の内容】

乳幼児の健康状態の確認、病気の早期発見、心身の健やかな成長と保護者の育児支援を図るため、健康診査（身体計測・医師の診察・相談等）を行い、必要に応じて経過観察健康診査を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

健康診査は、3～4か月児・6～7か月児・9～10か月児・1歳6か月児・3歳児・5歳児に対して実施しています。

引き続き、親子の健康づくりに必要な生活習慣などについて、健診時集団指導や個別相談を行い、育児支援や情報提供に努めます。

（11）乳幼児歯科保健事業（担当課：健康課）

次世代

【事業の内容】

乳幼児のむし歯予防や、からだ全体の健康づくりの一環として、歯科健康診査、歯科保健指導、フッ化物塗布などを行う事業です。

【現状と今後の方向性】

事業は、むし歯予防教室、歯科卒業教室、歯科健康診査及び歯科予防処置を実施しています。

乳幼児期の歯の健康は、その後の全身の成長に大きく影響するため、引き続き、事業の周知や利用の勧奨を図ります。

（12）乳幼児栄養教室・親子料理教室事業（担当課：健康課）

次世代

【事業の内容】

離乳食講習会や幼児食講習会を行い、離乳食、アレルギー食、食生活等、子どもの成長に関する知識の普及や学童期の食生活を通じた健康づくりを支援する事業です。

【現状と今後の方向性】

栄養士による離乳食講習会【初期・中後期】・幼児食講習会を行っています。

引き続き、乳幼児期に必要な栄養摂取についての知識の普及や親と子の望ましい食生活習慣の獲得の支援に努めます。

（13）食育推進教室事業（担当課：健康課）

次世代

【事業の内容】

子どもの発達段階に応じた健全な食生活の実践のための知識の普及、地域の食文化の継承、地元生産者との交流、食の安全などについて、講習と調理実習により知識の普及を行い、食に関する関心及び理解を深め、食を選択する力を養い、心身の健康の確保を目指す事業です。

【現状と今後の方向性】

夏休みや春休み期間に、郷土色や季節に併せた行事食などの献立で調理実習を行っています。

引き続き、健全な食生活の実践のために、時期や季節に合った内容を実施します。

(14) 予防接種・予防接種費用助成事業（担当課：健康課）

次世代

【事業の内容】

各種予防接種に関する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、感染症の発生及びまん延を防ぐため、法令に基づき予防接種を行い、出産に伴う里帰り等で事前に申請した市外での定期予防接種の費用について、限度額の範囲内で助成を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

指定医療機関において予防接種を受けることができるよう、定期予防接種を個別通知により案内しています。

定期接種が増えることが予定されていることから、引き続き、保護者の随時の相談に応じ、適切な時期に必要な予防接種が受けられるよう、定期予防接種の正しい知識の普及啓発に努めます。

(15) さわやか教育相談室事業（担当課：教育指導課）

次世代

【事業の内容】

児童・生徒の教育上の諸問題に関する相談活動の充実を目指す事業です。

【現状と今後の方向性】

未就学児から高校生、その保護者等による、様々な年代における心身の健康、生活、行動、学習、進路等、幅広い問題の相談について、園や学校、関係機関等と連携して対応しています。

教育指導課訪問や教育相談連絡会等を通じて、学校や関係諸機関との連携を強化し事業の充実に努めます。

（16）サポートルーム事業（担当課：教育指導課）

次世代

【事業の内容】

不登校及び不登校傾向である児童・生徒に対し、個別・集団・訪問指導体制のもと、生活指導及び学習指導等を行い、児童・生徒の学校復帰や社会的自立に向けた適切な指導を実施する事業です。

【現状と今後の方向性】

保護者及び学校からの依頼により、不登校及び不登校傾向である児童・生徒を受け入れ、指導員及び学習指導員、スクールカウンセラーが密に連携を取りながら、個々の特性に寄り添った生活指導及び学習指導を実施しています。

通室する児童・生徒数の増加により、教室等の割り振りや指導体制が課題であると同時に、進路指導の一層の充実が必要となってきたことから、入室希望の児童・生徒に対するきめこまやかな相談及び入室後の支援を実施し、必要な支援を保護者と共に考える体制の一層の充実を図ります。

（17）スクールカウンセラー事業（担当課：教育指導課）

次世代

【事業の内容】

市内の全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制の充実を目指す事業です。

【現状と今後の方向性】

児童・生徒及び保護者に対するカウンセリングの実施とともに、授業見学において、問題を抱えている兆候のある児童・生徒の把握に努め、いじめ対策として、小学5年生、中学1年生の児童・生徒に対して、全員面接を実施しています。スクールカウンセラーの資質の向上を図るとともに、関係機関との連携を充実させることを目的に連絡協議会を年2回開催しています。様々な問題を抱える児童・生徒及びその保護者等の相談を受け、適切なカウンセリングを実施し、特に、いじめについては、未然防止が重要となるため、早期発見・対応のためにスクールカウンセラーと教員及び関係機関との連携を強化し、教育相談体制の充実に努めます。

(18) スクールソーシャルワーカー事業（担当課：教育指導課）

次世代

【事業の内容】

問題を抱える児童・生徒の状況を的確に把握し、当該児童・生徒がおかれた環境へ働きかけや関係機関とのネットワークの活用・連携により問題の改善及び軽減を目指す事業です。いじめに関する電話相談も実施しています。

【現状と今後の方向性】

不登校については、低年齢化及び長期化しており、要因も複合的であるため、原因を特定することは困難です。多様な問題を改善させるために、公立学校支援ネットワークや関係機関等との連携を深め、確実な情報共有を図り、リスク等にも対応できる体制の構築に努めます。

(19) 私立幼稚園保護者に対する補助事業（担当課：保育課）

次世代

【事業の内容】

私立幼稚園、認定こども園または幼稚園類似施設に通園する3歳児から5歳児までの保護者に補助を行い、保護者の負担軽減を図る事業です。

【現状と今後の方向性】

令和元（2019）年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、「私立幼稚園就園奨励費補助金」は廃止になりましたが、「私立幼稚園等保護者負担軽減事業補助金」は、存続します。

引き続き、私立幼稚園等に通う園児の保護者の負担軽減に努めます。

5 放課後等の居場所づくりへの支援

（1）放課後等デイサービス事業（担当課：障害福祉課）

次世代

【事業の内容】

就学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休業日に生活能力の向上のための必要な訓練や創作的活動、地域交流の機会を提供している事業です。

【現状と今後の方向性】

放課後等デイサービスの利用希望者に対し、事業所の紹介や支給決定等を行っています。

高まるニーズに対応するため、市内で実績のある法人等により事業所の整備を検討します。

（2）無料学習塾の支援（担当課：子育て支援課）

次世代

【事業の内容】

市民センター等において、市民ボランティアが企画・運営している、無料学習塾に対して、会場の確保及びチラシの配布などの支援を行っています。

【現状と今後の方向性】

教育委員会と学校の協力の下、チラシの配布を行いました。

子育て支援課におけるチラシの設置やポスターの掲示等、引き続き支援に努めます。

（3）子ども食堂運営補助事業（1-4-(2) P 66 の再掲）

（担当課：子育て支援課）

貧困対策

(4) 児童館事業（担当課：青少年課）

次世代

【事業の内容】

子どもの心身を育成し、情操を豊かにすることを目的として、18歳未満のすべての子どもを対象に、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

小学生の利用が中心で、乳幼児親子・中高生の利用が少ないことが課題となっています。

乳幼児親子にとってより魅力的な事業とするため、地域における子育て支援の拠点として、行事や子育て支援体制の充実を図ります。

小学生については、引き続き多くの利用をしてもらえよう、居場所としての良好な雰囲気の醸成や、運営方法、行事内容の見直しの検討を進めます。

中高生については、利用の推進と、居場所としての良好な雰囲気の醸成等に向け、中高生向け行事の実施や備品の整備等を検討します。

(5) ランドセル来館事業（担当課：青少年課）

次世代

【事業の内容】

共働き家庭等の小学生が放課後や学校休業日に安全で充実した生活を送れるよう、適切な遊びや生活の場を児童館、小学校の余裕教室等で提供している事業です。

【現状と今後の方向性】

学童保育所入所希望者の増加による入所待機児童への対応として、入所ができるまでの間、学校から直接児童館へ来館し、放課後を過ごせる事業を開始しました。その後、小学校の余裕教室等の活用も開始しました。

平成31（2019）年度からは、学童保育所の待機児童になっていない場合でも、利用申請が可能となりました。

学童保育所の待機児童の状況等を鑑み、事業のあり方について検討を行っていきます。

（６）放課後児童健全育成事業（学童保育所運営事業）

（担当課：青少年課）

子・子

【事業の内容】

共働き家庭等の小学生が放課後や学校休業日に安全で充実した生活を送れるよう、適切な遊びや生活の場を学童保育所で提供している事業です。

【現状と今後の方向性】

〈第５章参照〉

（７）子どもの学習・生活支援事業（担当課：生活福祉課）

次世代

【事業の内容】

生活保護受給及び生活困窮世帯の子どもを対象に、子どもへの学習支援、保護者を含む生活習慣・環境の改善に関する助言、進路選択に関する相談に対する情報提供、関係機関との連絡調整を業務委託で実施している事業です。

【現状と今後の方向性】

生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業を委託事業で行っています。また、専用の学習スペースを設け、子どもの学習環境の確保に努めています。関係機関から支援対象者の紹介を受けても、当該児童・生徒の保護者の意向により利用につながらないこともあるため、関係機関と連携し、利用促進に努めます。

（８）放課後子ども教室推進事業（担当課：青少年課）

次世代

【事業の内容】

小学生が、放課後に安全で充実した生活を送ることができるよう、小学校の施設を活用し、地域のボランティアの皆様の協力を得て、勉強、スポーツ、文化活動、交流活動を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

小学校により、週１回～週５回の実施となっており、実施日や利用施設の拡充が課題となっています。

また、子どもを見守る地域のボランティアの固定化・高齢化が課題となっています。

事業のより一層の拡充を目指し、教育委員会、各小学校等の関係機関との調整や、地域のボランティアスタッフの確保及び資質の向上に努めます。

基本目標 3 子育てしやすい安全・安心な環境をつくります

核家族化や共働き家庭の増加などの社会状況の変化によって、保育ニーズが高まっています。

このような保育ニーズの高まりへ対応するため、乳幼児期における保育サービスの充実や就学児童の放課後の活動場所の充実を計画的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境をつくります。

Ⅱ 1 子どもたちの安全の確保

(1) ミュージックチャイム（タやけこやけ）事業（担当課：秘書広報課）

次世代

【事業の内容】

子どもたちが日没前に安全に帰宅できるよう、「タやけこやけ」を1月～3月、10月～12月は午後4時30分から、4月～9月は午後5時30分から防災行政無線を活用して放送する事業です。

【現状と今後の方向性】

引き続き、事業を適切に実施します。

(2) 青色回転灯パトロールカー巡回事業（担当：防災安全課）

次世代

【事業の内容】

子どもたちの安全を確保するため、青色回転灯を装着したパトロールカーにより、小・中学校及び学童保育所等を中心とした防犯パトロールを実施する事業です。

【現状と今後の方向性】

引き続き、事業を適切に実施します。

（3）安全安心情報送信サービス（担当：防災安全課）

次世代

【事業の内容】

不審者出没情報などの子どもの安全に関する情報及び、気象、地震などに関する情報を携帯電話やパソコンに電子メールで送信する事業です。

【現状と今後の方向性】

引き続き、事業を適切に実施します。

（4）交通安全施設管理事業（担当課：土木課）

次世代

【事業の内容】

通学路における児童・生徒の登下校時等の安全を確保するために、関係課や警察と連携し、通学路標識をはじめとする交通安全施設の改善対策を実施する事業です。

【現状と今後の方向性】

引き続き、事業を適切に実施します。

（5）公園管理・狭山緑地管理・子ども広場管理事業（担当課：環境課）

次世代

【事業の内容】

子どもの遊び場及び市民の憩いの場として、公園を整備する事業です。

【現状と今後の方向性】

子どもの安全な遊び場として、また市民の生活にうるおいや安らぎを与える憩いの場として、公園、狭山緑地、子ども広場等を整備しています。

平成31（2019）年度は、老朽化した遊具等の補修や、花づくりを楽しめる公園の整備、防犯カメラの設置等、また狭山緑地の遊歩道の整備等を行い、幅広い世代の安全な憩いの場となっています。

令和2（2020）年度以降も、引き続き整備に努めます。

(6) 通学路防犯カメラ設置・維持管理事業（担当課：教育総務課）

次世代

【事業の内容】

通学路における子どもの安全確保、犯罪抑止に寄与するため、防犯カメラを設置し、維持管理する事業です。

【現状と今後の方向性】

平成27（2015）・28（2016）年度に各小学校の通学路に5台計50台の防犯カメラを設置し、維持管理を行っていますが、維持管理及び更新における財源の確保が課題となっています。

適切な維持管理に努めます。

(7) スクールガード事業（担当課：教育総務課）

次世代

【事業の内容】

交通安全に理解と熱意を持つ方を学校安全ボランティアとして依頼し、登下校時において、交通整理をしながら、児童・生徒の見守り活動を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

スクールガード（学校安全ボランティア）のボランティア活動に従事している方を対象に、講習会を開催し、情報交換・課題の共有を行うほか、スクールガード・リーダーによる小・中学校の巡回指導を実施しています。

スクールガードの高齢化及びなり手不足が課題となっていますが、教育委員会だより等様々な機会を通じて、募集を行います。

(8) 青少年対策事業（あいさつ・見守り・パトロール）（担当課：青少年課）

次世代

【事業の内容】

防犯パトロールなど、青少年を非行や犯罪等から保護する活動を行っている、青少年対策地区委員会へ助成を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

青少年対策地区連絡協議会を開催するとともに、各青少年対策地区委員会事業への助成を継続し、活動の活性化につながるよう努めます。

Ⅱ 2 子育てと仕事の両立支援の仕組みづくり

（1）男女共同参画推進事業（担当課：地域振興課）

次世代

【事業の内容】

東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例に定められた東大和市男女共同参画推進計画に基づき、男女共同参画について市民及び事業者の理解が深まるよう取り組む事業です。

【現状と今後の方向性】

計画期間が令和2（2020）年度までの第二次東大和市男女共同参画推進計画（改訂版）に基づき、関係各課において男女共同参画の推進に取り組んでいます。

令和3（2021）年度以降の計画となる第三次東大和市男女共同参画推進計画を策定し、計画に基づく事業の取り組みに努めます。

（2）保育園事業（1-2-(1) P 59 の再掲）（担当課：保育課）

子・子

〈第5章参照〉

（3）延長保育事業（保育園・小規模保育・認証保育所）

（担当課：保育課）

子・子

〈第5章参照〉

【事業の内容】

通常の保育時間を超えて、保育を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

市内認可保育園15園、小規模保育5施設、認証保育所1施設で1時間の延長（認可保育園1園で2時間延長）を行っています。

保護者のニーズを踏まえ、拡充等を含めた方策を検討していきます。

(4) 休日・年末保育事業（担当課：保育課）

子・子

【事業の内容】

保育施設が開園していない休日や年末に保育が必要な保護者のニーズに応じ、市内の全ての保育施設及び認証保育所に通園・通所している児童を対象に保育を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

平成27（2015）年度から私立の認可保育園1園で日曜日・祝日及び12月29日、30日に実施しています。受入れ人数は、休日（日曜日・祝日）は18人、年末（12月29日、30日）は20人ですが、保護者のニーズを踏まえ、拡充等を含めた方策を検討していきます。

(5) 認可外保育施設利用者に対する補助事業（担当課：保育課）

子・子

【事業の内容】

認可保育園を待機になっている3歳未満の児童が、認可外保育施設を利用する場合にその費用の一部に補助を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

認可外保育施設を利用した場合に、保育料月額 $1/3$ （21,000円限度。第2子以降上乗せあり）の補助を行っています。

事業を継続し、補助金額や制度設計等について、実情に応じた検討を行っています。

(6) 認定こども園事業（1-2-(2) P61 の再掲）（担当課：保育課）

子・子

〈第5章参照〉

（7）小規模保育事業（1-2-(3) P 59 の再掲）（担当課：保育課）

子・子

〈第5章参照〉

（8）家庭的保育事業（1-2-(4) P 59 の再掲）（担当課：保育課）

子・子

〈第5章参照〉

（9）事業所内保育事業（1-2-(5) P 60の再掲）（担当課：保育課）

子・子

〈第5章参照〉

（10）病児・病後児保育事業（お迎えサービス）（担当課：保育課）

子・子

〈第5章参照〉

【事業の内容】

保育園で保育中に児童が発熱等で保護者のお迎えが必要になった時に、保護者に代わり病児・病後児保育室の保育士がタクシーで保育園にお迎えに行き、保育室にて保護者のお迎えまで保育を行う事業（お迎えサービス）です。

【現状と今後の方向性】

病児・病後児保育事業と同様に認知度が低いため、認知度を上げていくことが課題となっています。市報や市公式ホームページだけでなく、対象となる保護者に対し、保育園や学童クラブ等を通じて、周知を図り、認知度が上がるよう努めます。

（11）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
（1-2-(6) P 60の再掲）（担当課：子育て支援課）

子・子

〈第5章参照〉

(12) 延長保育事業（学童保育所）（担当課：青少年課）

子・子

【事業の内容】

通常保育の後、午後7時まで1時間延長して保育する事業です。

市内の全学童保育所で実施しています。

【現状と今後の方向性】

平成28（2016）年度から開所時間を午後6時から午後7時までに延長しました。子どもたちにとって、居心地の良い居場所となるように、環境を整え、保護者の就労等のニーズに応える支援となるよう努めます。

(13) 一時預かり保育事業（幼稚園型）（担当課：保育課）

子・子

【事業の内容】

幼稚園の通常保育時間の前後や夏休み等の長期休業中に、保護者のニーズに合わせた保育を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

仕事や突発的な事情等により、一時的に家庭保育が困難となる場合に幼稚園で一時的に預かる事業で、平成27（2015）年度から開始しています。

市内の認定こども園2園で実施しており、保護者のニーズを踏まえた支援となるよう努めます。

(14) 幼稚園事業（1-2-(11) P62の再掲）（担当課：保育課）

子・子

3 子育てを支援する生活環境の整備

（1）保育施設の整備事業（担当課：保育課）

〈5章参照〉

子・子

【事業の内容】

保育施設の待機児童解消に向け、施設整備等により、保育の受け入れ定員を確保する事業です。

【現状と今後の方向性】

平成26（2014）年度以降、待機児童解消に向け、認可保育園の新設1園、増築2園、建て替え2園、分園新設1園及び小規模保育の新設4施設、増築1施設の施設整備を民間事業者が実施したが、保育士不足が深刻化しており、施設整備に見合う定員までの受入れが困難な状況があります。

市内の保育ニーズを的確に把握しながら、保育園の施設整備の実施及び保育士等の確保に努め、適切な保育の受け皿の確保に努めていきます。

（2）赤ちゃん・ふらっと整備事業（担当課：子育て支援課）

次世代

【事業の内容】

乳幼児とその保護者が安心して外出できるよう、授乳やおむつ替え等ができる設備を、公共施設や民間施設内に設置する事業です。

【現状と今後の方向性】

公共施設16か所、民間施設6か所に設置されています。

新設施設及び既存施設への追加整備等を検討するとともに民間施設に対して、設置と登録依頼に努めます。

（3）東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）事業

（2-4-(8) P75 の再掲）（担当課：保育課）

次世代

Ⅱ 4 健やかな成長を支える教育・保育環境の充実備

(1) サポートルーム事業 (2-4-(16) P79 の再掲)

(担当課：教育指導課)

次世代

基本目標 4 子ども・若者の健やかな成長と自立を支える地域をつくります

次代を担う子どもたちが、社会の一員として自立するためには、心身ともに健やかに成長し、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けていく必要があります。

子どもや若者たちの最善の利益が守られ、全ての子ども・若者が健やかに学び、成長でき社会の一員として自立に向かっていける地域をつくります。

Ⅱ 1 子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育の充実

（１）受験生チャレンジ支援事業（担当課：福祉推進課）

次世代

【事業の内容】

高校・大学等の受験に備え、受験料及び学習塾等の受講料の貸付を行い、一定所得以下の世帯の子どもへの支援を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

東大和市社会福祉協議会に事業委託を行い、貸付制度を運用しています。

引き続き、東大和市社会福祉協議会と連絡調整し、適切に事業を運用します。

（２）就学支援シート活用事業（2-3-(1) P 72 の再掲）

（担当課：教育指導課）

次世代

Ⅱ 2 青少年の健全育成の推進

（１）小中学生対象人権啓発事業（担当課：秘書広報課）

次世代

【事業の内容】

人権の花運動や中学生人権作文コンテスト、子どもからの人権メッセージ発表会を通じ、人権尊重思想の醸成を図ります。

【現状と今後の方向性】

東京法務局や人権擁護委員と連携して事業を実施しています。

引き続き、事業を適切に実施します。

（２）中学生の「税についての作文」コンクール事業（担当課：課税課）

次世代

【事業の内容】

全国納税貯蓄組合連合会・国税庁が主催の中学生の「税についての作文」コンクール及び全国間税会総連合会が主催の「税の標語」を通じ、租税の意義や役割を正しく理解し、健全な納税者意識を養う事業です。

【現状と今後の方向性】

「税についての作文」、「税の標語」の市長賞受賞者に対して表彰式を実施しています。また、市長賞を含め、各賞を受賞した作品を市役所ロビーへ展示、市公式ホームページへ掲載しています。

今後も、事業を通じて租税の意義や役割を理解し、健全な納税者意識を養うことに努めます。

（３）社会を明るくする運動（更生保護事業）（担当課：福祉推進課）

次世代

【事業の内容】

法務省の主唱で、更生保護について理解を深め、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動を実施する事業です。

【現状と今後の方向性】

市内２８団体からの委員で構成する推進委員会が、次の３つの活動を行なっています。（１）主要事業（中学生の意見発表と映画上映）（２）ミニ集会（３）東やまと産業まつりでの啓発活動。

上記（１）主要事業について、中学生の来場者を増やすため、周知方法の見直し等を図ります。

（４）明るい選挙ポスターコンクール事業（担当課：選挙管理委員会事務局）

次世代

【事業の内容】

小中学生を対象に、明るい選挙啓発ポスターコンクール及び同ポスター展を実施し、政治参加の重要性や選挙の意義について啓発を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

小中学生にとっては、学級委員の選出や生徒会役員の選出以外の場面では、選挙は「身近」とは言い難いのが現状です。

国政選挙・地方選挙ともに投票率が低下傾向にあり、また20代の投票率も低い状態が続いているため、若年層啓発の有効な手段として、本事業の継続に努めます。

（５）東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）事業

（2-4-(8) P76 の再掲）（担当課：保育課）

次世代

（６）環境教室事業（施設見学会）（担当課：環境課）

次世代

【事業の内容】

小学生の親子を対象に環境教室（施設見学会）を実施し、環境問題に対する意識の啓発を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

空堀川流域4市（武蔵村山市・東大和市・東村山市・清瀬市）合同事業として、毎年、夏休みに、小学生の親子を対象に環境教室（施設見学会）を実施しています。令和元（2019）年度は、4市計84人（うち東大和市25人）の親子が参加して、深城ダム（山梨県大月市）と、桂川ウェルネスパーク（山梨県大月市）を見学し、環境について学びました。令和2（2020）年度以降も、水辺環境や環境関連施設の見学等をとおして、広く環境について学習し、関心と認識を高める事業の実施に努めます。

(7) 消費者保護対策事業（担当課：地域振興課）

次世代

【事業の内容】

消費生活に係る知識の向上と消費者被害の防止に努めることを目的に、青少年を含む市民への意識啓発を行うための事業です。

【現状と今後の方向性】

消費者見学会や講座の実施、またパネル展を通じ、若年層を含む消費者の知識啓発と消費者被害の防止に努めています。

成人年齢引き下げに伴う消費者被害の拡大防止に向け、若年層を含めた消費者教育の周知、啓発に努めます。

(8) 新成人参加型の成人式事業（担当課：社会教育課）

次世代

【事業の内容】

新成人の門出を祝うとともに、それぞれの自主性を尊重し、また、大人としての自覚を促す機会となる場を提供するための事業です。

【現状と今後の方向性】

毎年、20歳の新成人を対象に成人式を実施しています。

民法の改正に伴い、成人年齢が20歳から18歳に引下げられますが、年齢引下げ後の成人式の運営方法等については、他市の状況等も踏まえて、検討していきます。

(9) 小・中学生の広島派遣事業（担当課：社会教育課）

次世代

【事業の内容】

平和学習及び広島派遣事業や平和市民のつどいを通じ、若い世代の平和意識の高揚を図るための事業です。

【現状と今後の方向性】

東大和市・東村山市の共同事業として、地元に残る戦争遺構を巡る平和学習、広島派遣事業、平和市民のつどい等を実施しています。

引き続き、次代を担う世代の子どもたちに、平和についての自らの考えを持ってもらえる取り組みを進めていきます。

(10) 青少年問題協議会事業（担当課：青少年課）

次世代

【事業の内容】

東大和市青少年健全育成方針策定等の協議をはじめ、青少年問題を総合的にとらえ、青少年の健全育成を図る事業です。

【現状と今後の方向性】

協議会を開催するとともに、青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）に横断幕の掲出、子ども・若者育成支援強調月間（11月）に啓発活動、東大和市善行青少年表彰の実施をしています。また、東大和市青少年健全育成方針の策定にあたり、専門委員会も開催しています。

会の活動内容の効率的・効果的な実施に向けて、検討します。

(11) 青少年対策事業（1-4-(3) P 66 の再掲）（担当課：青少年課）

次世代

(12) 公民館5館共同事業「夏休み☆みんなでつくる遊空間」

（担当課：中央公民館）

次世代

【事業の内容】

子どもを対象とした講座を開催し、子どもたちが様々な体験ができる機会をつくるための事業です。

【現状と今後の方向性】

子どもたちの居場所づくり、多世代の交流の場として賑わうこの空間を地域の大切なコミュニティの場として、継続実施に努めます。

|| 3 生きづらさを抱える若者への支援

(1) 精神障害者地域生活支援センター（ウェルカム）事業

(担当課：障害福祉課)

子・若

【事業の内容】

精神障害者を対象として、基礎的事業と地域活動支援センターⅠ型の事業を実施するとともに、計画相談支援、地域相談支援を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

交流室の利用、電話・面接による相談、各プログラムの実施や計画相談を実施していますが、18歳未満の方の利用実績はありません。

対象者が18歳到達時、障害者総合支援法に移行する切れ目ない支援についての役割については、現在も行っていますが、児童福祉法の対象者に何ができるのかについては、検討していきます。

(2) (仮称) 子どもの未来応援ネットワーク会議運営事業（担当課：保育課）

(子どもの貧困対策計画・子ども若者計画に基づくネットワークのための連絡会議)

子・若

貧困対策

【事業の内容】

子どもや若者たちへの切れ目のない支援施策の推進を図るため、地域共生の視点で地域ネットワークを構築する事業です。

【現状と今後の方向性】

既存の地域生活困窮者自立支援会議の委員を一部活用し、新たな委員を加え、子どもや若者たちへの支援のためのネットワーク形成に努めます。

（３）生活困窮者自立相談支援事業（担当課：生活福祉課）

子・若 貧困対策

【事業の内容】

東大和市暮らし・しごと応援センターそえるを設置し、生活困窮者の就労、その他の自立に関する相談支援業務を業務委託により実施する事業です。

【現状と今後の方向性】

生活困窮者に対する相談業務、就労支援業務、就労準備支援業務、家計改善支援業務を行っています。新規相談受付件数は、国の示す目安値を超える件数の対応を行っており、一定の成果を上げています。

必要な市民に支援が届くよう引続き、関係機関との連携強化に努めます。

（４）就職情報室事業（担当課：産業振興課）

子・若

【事業の内容】

「東大和市就職情報室」において、雇用機会の確保に努めるとともに、就職面接会を開催するなどの支援を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

立川公共職業安定所と共同で市役所に「東大和市就職情報室」を設置し、求人情報の提供や就職相談を実施しています。また、平成29（2017）年度から立川公共職業安定所と共催で、「ミニ就職面接会」を開催しています。この「ミニ就職面接会」では、東大和市周辺の企業の人事担当者と直接面接することができます。これらの取り組みを引き続き行い、市民及び周辺住民の雇用機会の確保に努めます。

基本目標 5 支援や配慮を必要とする子どもや家庭を支える地域をつくります

障害のある児童等、配慮が必要な子どもや保護者のニーズに応じ、子どもの特性に合わせた継続的で適切な支援が必要です。

児童虐待については、地域社会が一体となって児童虐待の未然防止・早期発見に取り組むことが必要です。

経済的困難を抱えるなどの貧困の状況にある子どもや保護者の支援については、国が示す方向性等をふまえながら、相談や負担軽減などの支援施策を関係機関と連携しながら総合的な対応を図ります。

Ⅱ 1 児童虐待防止対策の推進

(1) 児童虐待対応事業（子ども家庭支援センター運営事業）

（担当課：子育て支援課）

次世代

【事業の内容】

市民等から虐待の通告があった場合、48時間以内に児童の安否確認を行います。ケースに応じ、福祉、保健・医療、教育、警察等の関係機関と連携しながら支援します。

【現状と今後の方向性】

死亡事件等の報道による地域の関心の高まりや、児童相談所全国共通ダイヤル189の普及、児童の面前でのDVが心理的虐待とされたことなどにより、子ども家庭支援センターにつながる新規の児童虐待相談件数は、年々増加しています。

今後も虐待対応件数の増加が予想されるため、東京都の実施する専門研修への参加や児童相談所での研修など、対応する職員の専門性の向上に努めます。

（２）要保護児童対策地域協議会運営事業

（子ども家庭支援センター運営事業）

（担当課：子育て支援課）

子・子

【事業の内容】

児童虐待の防止に向けた子どもと家庭に関する総合相談、子育て支援サービスの提供・調整及び子どもと家庭を支援するネットワークの構築等により、児童虐待の未然防止、早期発見及び対応を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

〈第5章参照〉

Ⅱ 2 子どもと子どもの育ちを支える者への支援（家庭的養護含む）

（１）（仮称）子どもの未来応援ネットワーク会議運営事業

（子どもの貧困対策計画・子ども若者計画に基づくネットワークのための連絡会議）

（4-3-(2) P 98 の再掲）（担当課：保育課）

子・若 貧困対策

（２）子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）

（1-2-(9) P 61 の再掲）（担当課：子育て支援課）

子・子

〈第 5 章参照〉

（３）子ども食堂運営補助事業（1-4-(2) P 66 の再掲）

（担当課：子育て支援課）

貧困対策

（４）母子・父子福祉資金貸付事業（担当課：子育て支援課）

貧困対策

【事業の内容】

ひとり親家庭が経済的に自立して、安定した生活を送るために必要とする資金の貸付を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

都内に6か月以上居住しているひとり親家庭の母又は父等で20歳未満の児童を扶養している方に、生活資金、児童の就学資金、就学支度資金等の貸付を行っています。今後も引き続き、本事業による貸付を行っていきます。

（5）母子家庭等自立支援給付金支給事業（担当課：子育て支援課）

貧困対策

【事業の内容】

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図る事業です。

【現状と今後の方向性】

就労に結び付く資格取得のための講座や養成機関の学習課程を受講するひとり親家庭の親に対し、経費の一部や、修業と生活の両立を支援するための給付金を支給しています。引き続き、本事業による母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ります。

（6）高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（担当課：子育て支援課）

貧困対策

【事業の内容】

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及び児童に対し、高等学校卒業認定試験の合格を目的として受講した講座費用の一部及び合格時給付金を支給する事業です。

【現状と今後の方向性】

本事業は平成29（2017）年4月から開始し、適切な継続に努めます。

（7）母子・父子自立支援プログラム策定事業（担当課：子育て支援課）

貧困対策

【事業の内容】

児童扶養手当受給者等に対し、経済的自立を支援するためのプログラムを策定し、各種就業支援事業を活用して経済的自立に対する支援を実施する事業です。

【現状と今後の方向性】

経済的自立を希望する児童扶養手当受給者に対し、各種就業支援事業の活用等による、個別事情に応じた自立支援プログラムを策定し、継続的な就労支援等を行っています。また、児童扶養手当現況届の提出時期に合わせ、キャンペーンを実施し、制度の周知を図っています。引き続き、経済的自立の支援と事業の周知に努めます。

(8) 母子生活支援施設保護事業（担当課：子育て支援課）

貧困対策

【事業の内容】

母が児童の養育が十分にできない場合に、母子ともに母子生活支援施設に入所させ、自立促進のための生活支援を行う事業です。

【現状と今後の方向性】

近年、該当者はありませんが、引き続き、事業の継続に努めます。

(9) ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業（担当課：子育て支援課）

貧困対策

【事業の内容】

20歳に満たない児童がいるひとり親家庭において、保護者の疾病、冠婚葬祭、技能習得のための通学や就業（※）などの理由により日常生活に支障が生じた場合、一時的にヘルパーを派遣する事業です。

※就業の事情等により支援を必要とする場合は、小学校低学年以下の児童がいるひとり親家庭が対象となります。

【現状と今後の方向性】

生活援助、育児等の支援を必要とするひとり親家庭に対し、ヘルパーの派遣を行っています。

引き続き、事業の継続に努めます。

(10) 助産実施事業（担当課：子育て支援課）

貧困対策

【事業の内容】

保健上、入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦を、助産施設に入所させる事業です。

【現状と今後の方向性】

出産費用に困窮する妊産婦への費用の助成を行っています。

引き続き、事業の継続に努めます。

3 貧困のある状況にある子どもたちへの支援

（１）受験生チャレンジ支援事業（４-１-（１）P93の再掲）

（担当課：福祉推進課）

貧困対策

（２）実費徴収に係る補足給付事業（担当課：保育課）

子・子 貧困対策

〈第５章参照〉

【事業の内容】

低所得世帯等の児童が新制度に移行していない幼稚園を利用する際に、園に支払うべき食材料費に係る費用の一部を助成する事業です。

【現状と今後の方向性】

令和元（2019）年10月から実施しています。

引き続き、事業の継続に努めます。

（３）無料学習塾の支援（２-５-（２）P81の再掲）

（担当課：子育て支援課）

貧困対策

（４）子ども食堂運営補助事業（１-４-（２）P66の再掲）

（担当課：子育て支援課）

貧困対策

（５）子どもの学習・生活支援事業（２-５-（７）P83の再掲）

（担当課：生活福祉課）

貧困対策

(6) 被保護者自立促進事業（次世代育成支援）（担当課：生活福祉課）

貧困対策

【事業の内容】

高等学校等及び大学等への進学を目指す生活保護世帯の中学生・高校生に対して、通塾代等の費用を支給上限額の範囲内で支給しています。

【現状と今後の方向性】

生活保護世帯の進学率を上げ、貧困の連鎖を防ぐために、引き続き事業の継続に努めます。

(7) 就学援助事業（担当課：教育総務課）

貧困対策

【事業の内容】

公立小・中学校に在学する児童・生徒の保護者（東大和市在住）で、経済的理由により就学させることが困難な場合に教育費の一部を援助する事業です。

【現状と今後の方向性】

学用品費等（定額）、新入学学用品費（定額）、給食費、修学旅行費、移動教室費（宿泊を伴うもの）、通学費（該当者のみ）、卒業アルバム・記念文集費（上限 15,000 円）、等を支給しています。

引き続き、国の予算単価、生活保護基準に合わせ対応していきます。

4 障害のある子どもへの支援

（１）放課後等デイサービス事業（2-5-(1) P 81 の再掲）（担当課：障害福祉課）

次世代

（２）児童発達支援事業（2-2-(1) P 68 の再掲）（担当課：障害福祉課）

次世代

（３）障害児相談支援事業（担当課：障害福祉課）

次世代

【事業の内容】

障害児通所支援を利用する障害のある児童に対し、サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス等利用計画を作成する事業です。なお、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。

【現状と今後の方向性】

障害児通所支援の利用希望者に対し、相談支援事業所を紹介し、サービス等利用計画の作成を促しています。

市内で新たに障害福祉サービス事業を実施整備する際に、あわせて相談支援事業を行っていただくなど、相談支援事業所及び相談支援専門員の充足に努めます。

（４）発達障害者支援連絡会事業（担当課：障害福祉課）

次世代

【事業の内容】

発達障害者支援連絡会を通して、庁内関係機関と情報連携を行い、相談支援の充実を図ります。

【現状と今後の方向性】

庁内の関係機関の担当者を構成員とした「発達障害者支援連絡会」を年２回開催し、本市における発達障害者の支援の課題について検討しています。

発達障害児・者について一貫して相談できる体制を整備することで、切れ目のない支援が行われるよう努めます。

(5) 心身障害児福祉手当支給事業（担当課：障害福祉課）

次世代

【事業の内容】

20歳未満の障害のある児童を養育している方に手当を支給することにより、障害児の福祉の増進を図る事業です。

【現状と今後の方向性】

身体障害者手帳1級～4級、愛の手帳1度～4度の児童を養育している方に手当を支給しています。

引き続き、福祉の増進を図るよう努めます。

(6) 乳幼児発達健康診査・乳幼児経過観察発達相談事業（障害の早期発見）

（担当課：健康課）

次世代

【事業の内容】

各種の乳幼児健康診査や保健相談等の中で障害を早期に発見し、適切な支援を行います。

【現状と今後の方向性】

専門医による発達健診及び心理相談員による発達相談を行い、子どもの発達を確認し、必要に応じて専門医療機関などへの紹介を行っています。

引き続き、早期に専門医療機関などの受診による療育が必要な子どもと親への支援に努めます。

（7）就学相談（担当課：教育指導課）

次世代

【事業の内容】

東大和市立小学校及び中学校の就学予定者並びに小・中学校に在籍する児童及び生徒のうち、就学相談の申込みをされた、心身に障害がある者その他の教育上の特別な支援が必要な者（要支援児童等）に対して適正な就学等の支援を行います。

【現状と今後の方向性】

就学相談の申込みがあった要支援児童等について、就学支援委員会（就学判定会議及び通級等利用判定会議）において就学に係る事項や特別支援教室などの利用について検討します。

就学相談の申込みが増加傾向にあるため、就学支援委員会の運営などについて、見直しを図ります。

（8）巡回相談（担当課：教育指導課）

次世代

【事業の内容】

臨床心理士や特別支援教育士の資格をもった心理相談員が、小・中学校及び幼稚園・保育園を訪問し、特別な教育的ニーズを必要とする児童・生徒に対して行動観察を行うとともに、教員や保護者へ指導の内容及び方法について助言や相談を行います。

【現状と今後の方向性】

巡回相談員は、専門的見地から行動観察又は心理検査の結果を踏まえ、小・中学校又は関係機関等において特別支援教育に関する助言及び相談を行っています。また、就学支援員会への参加や特別支援教育にかかる理解及び啓発の推進のための研修会等の講師なども務めています。また、平成28（2016）年度からは、要支援児童等の早期発見又は早期支援をより充実させるため、保育園・幼稚園等を巡回する相談員を配置しています。

就学相談の申込みが増加傾向にあるため、今後は、就学相談が適切に行えるよう、巡回相談員の増員を要望します。



第 5 章

子ども・子育て支援事業

第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画

第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画

第1節 教育・保育提供区域の設定

- 子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、施設の整備状況等を総合的に勘案して、地域の実情に応じた、「教育・保育提供区域」を定めることとしています。
- 東大和市は、地勢や面積、人口がコンパクトにまとまっている自治体であり、計画を市全体で捉えていく必要があることから、平成27年（2015）年3月策定の「東大和市子ども・子育て支援事業計画」に引き続き、市全域で1区域と設定します。

第2節 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

1 「認定区分」と「家庭類型」による事業の対象家庭の抽出

（1）認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。

以下のとおり、保育園の利用要件である「保育の必要性の事由」について、基準を設けています。

「保育の必要性」の事由

以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

①就労

- ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
- ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務など）を含む。

②妊娠、出産

③保護者の疾病、障害

④同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。

⑤災害復旧

⑥求職活動

- ・起業準備を含む

⑦就学

- ・職業訓練校等における職業訓練を含む

⑧虐待やDVのおそれがあること

⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩その他

上記に類する状態として市町村が認める場合

標準時間（主にフルタイムの就労を想定。）及び短時間（主にパートタイムの就労を想定。）の2区分の保育必要量を設けることになります。

上記内容に加え、年齢で区分すると認定区分は、以下のとおりとなります。

教育・保育給付認定（子ども・子育て支援法第19条）

保育園・認定こども園・小規模保育事業所等の利用

	保育を必要とする		保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用（最長 11 時間）	—	
		保育短時間利用（最長 8 時間）		
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用（最長 11 時間）	1号認定	教育標準時間利用 （標準 4 時間）
		保育短時間利用（最長 8 時間）		

（2）家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の見込み量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

母親 父親		ひとり親	フルタイム 就労 （産休・育 休含む）	パートタイム就労（産休・育休含む）			未就労
			120 時間 以上	120 時間 未満 64 時 間以上	64 時間 未満		
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労 （産休・育休含む）			タイプB	タイプC		タイプ C’	タイプD
パートタ イム就労 （産休・ 育休含 む）	120 時間以上		タイプC	タイプE		タイプ E’	
	120 時間未満 64 時間以上						
	64 時間未満						
未就労			タイプ C’	タイプD			タイプF

保育の必要性あり

保育の必要性なし

- タイプ A : ひとり親家庭（母子または父子家庭）
 タイプ B : フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
 タイプ C : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月 120 時間以上＋月 64～120 時間）
 タイプ C' : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月 64 時間未満）
 タイプ D : 専業主婦（夫）家庭
 タイプ E : パートタイム共働き家庭（就労時間：双方が月 120 時間以上＋月 60～120 時間）
 タイプ E' : パートタイム共働き家庭（就労時間：いずれかが月 64 時間未満）
 タイプ F : 無業の家庭（両親とも無職の家庭）
 育児・介護休業中の人もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

2 「量の見込み」を算出する項目

下記の1～11事業については、平成31（2019）年3月公表の東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査を参考に量の見込みの算出を行っています。

【教育・保育】

	事業		(認定区分)		対象
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	3～5歳	
2	保育認定	幼稚園	2号認定		
	保育認定	認定こども園 保育園			
3	保育認定	認定こども園 保育園 地域型保育	3号認定	0～2歳	

【地域子ども・子育て支援】

	事業	本計画における対象
4	時間外保育事業（延長保育事業）	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業（学童保育所運営事業）	小学1～6年生
6	子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）	2～12歳以下の小学生
7	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）	0～5歳
8	一時預かり事業（在園児対象）	3～5歳
	（在園児以外対象）	0～5歳
9	病児保育事業（病児・病後児保育事業）	0～5歳 小学1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	未就学児及び小学生等
11	利用者支援事業	子育て中の親子（妊婦含む）

地域子ども・子育て支援事業には、上記以外に、「妊婦健康診査」、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」、「要保護児童対策地域協議会運営事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」があります。

Ⅲ 「見込み量」の推計方法のステップ

見込み量の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。なお、アンケートの回答により算出した見込み量が実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに見込み量を算出する場合もあります。

ステップ 1

～家庭タイプの算出～

ニーズ調査回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

ステップ 2

～潜在家庭タイプの算出～

ステップ 1 の家庭タイプからさらに、両親の今後 1 年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

ステップ 3

～潜在家庭タイプ別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭タイプを掛け合わせます。

ステップ 4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭タイプ等に潜在家庭タイプ別の将来児童数を掛け合わせます。

ステップ 5

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、回答者数を利用希望者数で割ります。

ステップ 6

～見込み量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

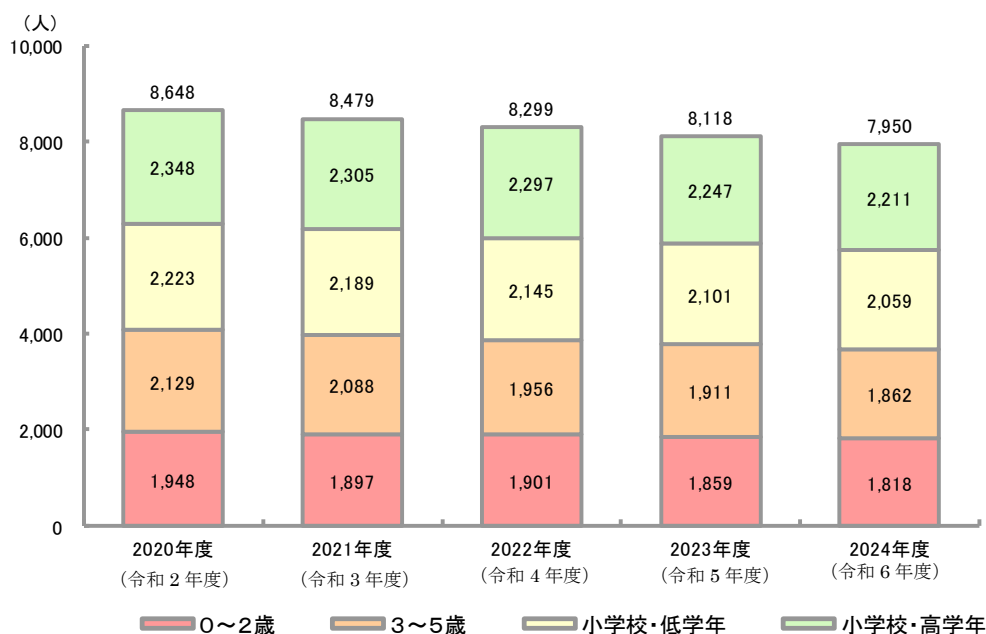
第3節 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27（2015）年から平成31（2019）年の4月1日現在の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

単位：人

年齢	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
0歳	647	631	619	605	590
1歳	622	654	638	626	612
2歳	679	612	644	628	616
3歳	683	673	607	639	623
4歳	735	681	669	604	636
5歳	711	734	680	668	603
6歳	712	700	723	669	658
7歳	772	718	705	728	674
8歳	739	771	717	704	727
9歳	770	743	775	721	707
10歳	786	774	746	778	724
11歳	792	788	776	748	780
計	8,648	8,479	8,299	8,118	7,950

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。



第4節 幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育

1 保育園、幼稚園等事業

【事業概要】

保育園は、保護者が就労や疾病などにより、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。

この他に、幼稚園、保育園の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

【現状】

単位：人

	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳保育が 必要
		教育希望 が強い	左記以外		
対応施設	幼稚園		保育園		
平成 27（2015）年 4 月 1 日	1, 295		1, 255	703	156
平成 28（2016）年 4 月 1 日	1, 287		1, 346	725	157
平成 29（2017）年 4 月 1 日	1, 125		1, 346	725	157
平成 30（2018）年 4 月 1 日	1, 096		1, 351	716	164
令和元（2019）年 4 月 1 日	1, 069		1, 387	757	166

【今後の方向性】

市内の保育ニーズを的確に把握しながら、保育園の施設整備の実施及び保育士等の確保に努め、適切な保育の受け皿の確保に努めます。

【令和2（2020）年度】

単位：人

			1号	2号		3号	
			3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要		1・2歳 保育が 必要	0歳 保育が 必要
				教育希望 が強い	左記以外		
見込み量（A）			723	134	1,260	836	194
提供量	特定教育・ 保育施設	保育園、幼稚園、 認定こども園	1,069	1,403		646	168
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	—	—		12	6
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 事業所内保育	—	138		134	16
	上記以外	幼稚園及び預かり 保育（長時間・通年）	—	—		—	—
	合計（B）		1,069	1,541		792	190
	過不足分（B）－（A）			346	147		▲44

【令和3（2021）年度】

単位：人

			1号	2号		3号	
			3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要		1・2歳 保育が 必要	0歳 保育が 必要
				教育希望 が強い	左記以外		
見込み量（A）			709	132	1,236	834	189
提供量	特定教育・ 保育施設	保育園、幼稚園、 認定こども園	1,069	1,403		646	168
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	—	—		12	6
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 事業所内保育	—	138		134	16
	上記以外	幼稚園及び預かり 保育（長時間・通年）	—	—		—	—
	合計（B）		1,069	1,541		792	190
	過不足分（B）－（A）		360	173		▲42	1

【令和4（2022）年度】

単位：人

			1号	2号		3号	
			3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要		1・2歳 保育が 必要	0歳 保育が 必要
				教育希望 が強い	左記以外		
見込み量（A）			664	123	1,158	828	185
提供量	特定教育・ 保育施設	保育園、幼稚園、 認定こども園	1,069	1,396		682	183
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	－	－		12	6
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 事業所内保育	－	138		134	16
	上記以外	幼稚園及び預かり 保育(長時間・通年)	－	－		－	－
	合計（B）		1,069	1,534		828	205
	過不足分（B）－（A）		405	253		0	20

【令和5（2023）年度】

単位：人

			1号	2号		3号	
			3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要		1・2歳 保育が 必要	0歳 保育が 必要
				教育希望 が強い	左記以外		
見込み量（A）			649	121	1,131	815	181
提供量	特定教育・ 保育施設	保育園、幼稚園、 認定こども園	1,069	1,450		710	183
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	—	—		12	6
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 事業所内保育	—	138		134	16
	上記以外	幼稚園及び預かり 保育（長時間・通年）	—	—		—	—
	合計（B）		1,069	1,588		856	205
過不足分（B）－（A）			420	336		41	24

【令和6（2024）年度】

単位：人

			1号	2号		3号	
			3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要		1・2歳 保育が 必要	0歳 保育が 必要
				教育希望 が強い	左記以外		
見込み量（A）			633	118	1,102	798	177
提供量	特定教育・ 保育施設	保育園、幼稚園、 認定こども園	1,069	1,450		710	183
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	—	—		12	6
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 事業所内保育	—	138		134	16
	上記以外	幼稚園及び預かり 保育（長時間・通年）	—	—		—	—
	合計（B）		1,069	1,588		856	205
	過不足分（B）－（A）			436	368		58

第5節 地域子ども・子育て支援事業

事業名は、子ども・子育て支援法に示されている事業名で記載しています。

1 時間外保育事業（延長保育事業）

【概要】

通常の保育時間を超えて、保育を行う事業です。市内認可保育園15園、小規模保育5施設、認証保育所1施設で1時間の延長（認可保育園1園で2時間延長）を行っています。

【現状】

単位：人

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
利用人数	435	451	453	442

（各年度合計利用人数の1か月平均）

【量の見込みと確保策】

単位：人

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み（A）	420	411	398	389	379
確保策（B）	420	411	398	389	379
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：アンケート調査結果から、家庭類型を精査の上、事業の意向率を算出し、必要利用人数を算出

【今後の方向性】

ニーズに応じ、拡充等を検討します。

2 放課後児童健全育成事業（学童保育所運営事業）

【概要】

共働き家庭等の小学生が放課後や学校休業日に安全で充実した生活を送れるよう、適切な遊びや生活の場を学童保育所で提供している事業です。

【現状】

単位：人

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
登録児童数	743	741	753	754

(各年度 4 月 1 日時点)

【量の見込みと確保策】

年間を通じての量の見込みと確保策を定めました。

単位：人

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
量の見込み (A)	926	907	904	876	853
1 年生	363	357	369	341	335
2 年生	219	203	200	206	191
3 年生	181	189	176	173	178
4 年生	97	93	97	91	89
5 年生	66	65	62	65	60
6 年生	0	0	0	0	0
確保策 (B)	827	827	827	827	827
差引 (B) - (A)	▲99	▲80	▲77	▲49	▲26

※量の見込みの考え方：アンケート調査結果から算出した利用意向及び過去 5 年間分の学童保育利用率（平均利用児童／登録児童数）を総合的に勘案し必要利用人数を算出。

【今後の方向性】

実績としては、申請者数を超える確保量があり、全体としてのニーズを満たす量を確保できています。しかし、申請者が通える学童保育所が限定されるため、地域ごとのニーズ量と確保量の偏在が課題となっています。

少子化に伴う児童数の減少により、ニーズの総量は漸減していくことが予測されますが、当面の不足分については、ランドセル来館事業や、放課後子ども教室事業で対応していきます。

《「新・放課後子ども総合プラン」に基づく行動計画》

	国のプラン	東大和市行動計画
1	放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量	「量の見込みと確保策」に記載の表（第5章5節2「放課後児童健全育成事業（学童保育所運営事業）」に記載）のとおりとします。
2	一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の令和5（2023）年度に達成されるべき目標事業量 放課後子供教室の令和5年度までの実施計画	次ページに記載の「放課後子ども教室の目標事業量等」のとおりとします。
3	放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	地理的に近接しており、一体型・連携型が可能と思われる小学校区において、教育委員会と連携し、実施場所及びスタッフの確保に努め、一体型・連携型の実施を目指します。
4	小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策	余裕教室等の使用計画や活用状況等について教育委員会に照会し、学童保育所及び放課後子ども教室としての活用について、協議を行います。
5	放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	福祉部局及び教育委員会で窓口となる部署を明確にし、協議・連携の体制を整えます。
6	特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	特別な配慮を必要とする児童への対応について、継続的に研修を行うほか、学校・家庭・放課後等デイサービス事業者等と連携し、児童が安心して過ごすことができるように努めます。
7	地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組	引き続き、午後7時までの育成時間の延長の実施に努めます。
8	各放課後児童クラブが、「新・放課後子ども総合プラン」に記載した放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策	通常の育成支援に加え、学習支援や、各種行事及び合同行事などの多様な活動を実施し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ります。
9	「新・放課後子ども総合プラン」に掲げた放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策	各学童保育所の育成支援の内容について、クラブだよりを発行して利用者へ周知します。

放課後子ども教室の目標事業量等

単位：箇所

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
平日毎日活動する教室の数	1	2	3	4
一体型の数	0	1	2	4
うち学校内で行う一体型	0	0	0	1
連携型の数	3	2	2	2

※「新・放課後子ども総合プラン」（放課後児童クラブ部分 一部抜粋）

放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

3 子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）

【概要】

保護者が病気、出産等で子ども（2歳以上12歳以下の小学生）の養育が困難となったときに、養育協力員宅で子どもを一時的に預かる事業です。

【現状】

単位：人日※年間延べ利用者数

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
利用人数（延べ）	6	0	0	28

（各年度3月末日時点）

【量の見込みと確保策】

単位：人日※年間延べ利用者数

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み（A）	28	28	28	28	28
確保策（B）	192	192	192	192	192
差引（B）－（A）	165	165	166	167	167

※量の見込みの考え方：平成30（2018）年度実績に基づく。

【 今後の方向性 】

養育協力員の確保が難しく、子どもの特性等により、養育協力員家庭では対応できない場合が見込まれます。

ニーズに対して適切にサービス利用につなげていけるよう、引き続き養育協力員の確保に努めます。また、養育協力員家庭での受け入れが困難な子どもに対して、児童養護施設等におけるショートステイを検討していきます。

4 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

【概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設け、子育てについての相談や情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

市内の私立保育園3園（大和南保育園・れんげ上北台保育園・玉川上水保育園）と児童館6館に「子育てひろば」を設置し、子育て家庭の交流・情報交換の場の提供のほか、親子遊びなどを通して、子どもとのふれあいを深める方法や子育てのあり方を学ぶ機会を提供しています。

また、子育てへの不安の軽減や保護者が自信を持って子育てができるよう、子育て支援の専門家等から話を聞くことができる「子育て講座」を実施しています。

【現状】

単位：人日※年間延べ利用者数

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
利用人数（延べ）	7,094	7,478	6,978	7,445

（各年度3月末日時点）

【量の見込みと確保策】

単位：人日※年間延べ利用者数

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
量の見込み（A）	6,537	6,366	6,379	6,239	6,101
確保策（B）	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
差引（B）－（A）	5,463	5,634	5,621	5,761	5,899

※量の見込みの考え方：ニーズ調査結果から、家庭類型を精査の上、事業の意向率を算出し、必要利用人数を算出

【今後の方向性】

様々な広報媒体の活用により、サービスの普及啓発に努め、サービス内容の充実や向上を図ることで、子育て家庭の支援に努めます。

Ⅱ 5 一時預かり事業

(1) 幼稚園による一時預かり事業

【概要】

幼稚園の通常保育時間の前後や夏休み等の長期休業中に、保護者のニーズに合わせた保育を行います。仕事や突発的な事情等により、一時的に家庭保育が困難となる場合に幼稚園で一時的に預かる事業で、平成27（2015）年度から開始しました。

現在は、市内の認定こども園2園で実施しています。

【現状】

単位：人

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
利用人数	149	127	135	130

(各年度合計利用人数の1日平均)

【量の見込みと確保策】

単位：人

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み(A)	126	123	116	113	110
確保策(B)	126	123	116	113	110
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：直近5か年の幼稚園及び認定こども園の1号認定の利用者と一時預かり事業の利用者から各年の利用率を算出した上で、最大の利用率を採用し、幼稚園及び認定こども園の1号認定の利用推計から一時預かり人数を算出

【今後の方向性】

引き続き、保護者のニーズに応える支援となるよう努めます。

（2）一時預かり事業等（一時保育事業・緊急一時保育事業等）

【概要】

保護者の断続的な就労、通院、冠婚葬祭、リフレッシュ等により、一時的に子どもの家庭保育が困難となった未就学児を、昼間、保育園や子ども家庭支援センターでお預かりします。現在、一時預かり事業は、4か所で実施しています。緊急一時保育事業は、2か所で実施しています。

【現状】

単位：人日※年間延べ利用者数

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
利用人数（延べ）	4,694	4,776	4,352	4,208

（各年度3月末日時点）

【量の見込みと確保策】

単位：人日※年間延べ利用者数

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
量の見込み（A）	4,097	4,004	3,876	3,788	3,698
確保策（B）	10,160	10,160	10,160	10,160	10,160
差引（B）－（A）	6,063	6,156	6,284	6,372	6,462

※量の見込みの考え方：直近5か年の保育園及び認定こども園の2号・3号認定の利用者と一時預かり事業の利用者から各年の利用率を算出した上で、平成30年度の利用率を採用し、保育園及び認定こども園の2号・3号認定の利用推計から一時預かり人数を算出（ファミリー・サポート・センター事業については、0歳から5歳までの人口と利用実績の関係から算出）

【今後の方向性】

様々な広報媒体の活用により、サービスの普及啓発に努め、サービス内容の充実や利便性の向上を図り、家庭保育を行っている乳幼児と保護者への支援に努めます。

6 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【 概要 】

児童が病気のため、保育園、幼稚園、小学校等に通園通学ができず、保護者の就労等の理由のために家庭保育を行うことが困難な場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師や保育士が一時的に保育等を実施します。

【 現状 】

単位：人日※年間延べ利用者数

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
利用人数（延べ）	1,234	1,512	1,183	1,071

（各年度 3 月末日時点）

【 量の見込みと確保策 】

単位：人日※年間延べ利用者数

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
量の見込み（A）	1,184	1,161	1,136	1,111	1,088
確保策（B）	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680
差引（B）－（A）	496	519	544	569	592

※量の見込みの考え方：直近 5 か年の 0 歳から 1 1 歳までの子ども人口と病児保育事業の利用者から各年の利用率を算出した上で、平均利用率を採用し、子ども人口の推計値に掛け合わせて算出（ファミリー・サポート・センター事業における病児の利用は年度による差が激しく見込がたたないため、病児病後児保育室と合算し表示）

【 今後の方向性 】

病児・病後児保育の認知度が低く、保育園等利用世帯でも登録を行わない世帯がいるため、市報やホームページ等で広報するほか、対象となる保護者に対し、保育園や学童保育所等を通じて周知を行えるよう調整を図り、認知度の向上に努めます。

Ⅶ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【 概要 】

地域の子育てに関する相互援助活動を支援することにより、仕事と子育てが両立できる環境の整備及び地域住民の子育て支援と児童の福祉の向上を図ります。

市補助事業として、東大和市社会福祉協議会が実施するファミリー・サポート・センター事業（さわやかサービス）により、市民の子育て支援を行うとともに、安定した事業運営を図っています。

【 現状 】

単位：人日※年間延べ利用者数

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
利用人数（延べ）	1,068	564	362	285

（各年度 3 月末日時点）

【 量の見込みと確保策 】

単位：人日※年間延べ利用者数

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
量の見込み（A）	285	285	285	285	285
確保策（B）	285	285	285	285	285
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：平成 30 年（2018）年度実績に基づく

【 今後の方向性 】

様々な広報媒体の活用により、サービスの普及啓発に努めるとともに、協力会員及び利用会員の増加を図ります。

8 利用者支援事業

(1) 保育コンシェルジュ事業・特定型

【 概要 】

子ども又はその保護者の身近な場所で教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施します。

【 現状 】

単位：箇所

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
実施箇所数	1	1	1	1

(各年度 3 月末日時点)

【 量の見込みと確保策 】

単位：箇所

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
量の見込み (A)	1	1	1	1	1
確保策 (B)	1	1	1	1	1
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：事業の性質から現状及び今後の方向性を踏まえ算出

【 今後の方向性 】

保育課窓口に 1 箇所設置し、保健や看護、保育等の専門職による複数体制で常駐し、情報提供や相談・助言等を行い、子育て世帯への支援の充実を図ります。

（２）母子保健型

【 概要 】

妊婦の健康保持・増進のほか、出産・子育てに対する不安の軽減を図ることで安心して出産を迎えられるように、全ての妊婦に対して面接を行い、必要に応じて情報提供や相談を含めた支援を行います。

健康課窓口に1箇所設置し、保健師による複数体制の配置を強化し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行っています。

【 現状 】

単位：箇所

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
実施箇所数	1	1	1	1

(各年度3月末日時点)

【 量の見込みと確保策 】

単位：箇所

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
量の見込み（Ａ）	1	1	1	1	1
確保策（Ｂ）	1	1	1	1	1
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：事業の性質から現状及び今後の方向性を踏まえ算出

【 今後の方向性 】

引き続き、相談体制を確保し支援の充実を図ります。

9 妊婦健康診査事業

【 概要 】

妊娠期を健康におくることができるよう、妊婦健診受診票を交付し、適切な妊娠期の健康管理が行えるよう、支援します。

【 現状 】

単位：人回※年間延べ利用回数

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
健診回数（延べ）	8,430	8,801	8,625	7,810

（各年度 3 月末日時点）

【 量の見込みと確保策 】

単位：人回※年間延べ利用回数

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
量の見込み（A）	9,058	8,834	8,666	8,470	8,260
確保策（B）	9,058	8,834	8,666	8,470	8,260
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：受診対象者数（0歳人口の推計×出現率（出生数／妊娠届）（平成27（2015）年度から平成30（2018）年度の出生数と妊娠届から算出）×一人当たりの平均健診回数（平成27（2015）年度から平成30（2018）年度の受診対象者数と健診回数（延べ）から算出

【 今後の方向性 】

妊婦健診は、都内の指定医療機関において、対象となる定期健診が14回無料で受けられます。また、里帰り等により東京都外や助産所において受けられた場合は、費用の一部を助成しています。

引き続き、健診の受診により、健康な状態で出産・育児に臨むことができるよう、健診の重要性の周知に、より一層努めます。

10 乳児家庭全戸訪問事業

【概要】

生後4か月までの乳児がいる家庭を、助産師や保健師が訪問します。

訪問者は、子育てに関する情報提供を行うとともに、保護者から育児に関する相談を受けることで、育児の孤立化を防ぎ、安心して子育てが行え、赤ちゃんがすこやかに成長できるよう支援しています。

【現状】

単位：人回※年間延べ訪問回数

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
訪問回数（延べ）	719	635	654	608

（各年度3月末日時点）

【量の見込みと確保策】

単位：人回※年間延べ訪問回数

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
量の見込み	647	631	619	605	590
確保策（B）	647	631	619	605	590
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：前年の15歳から49歳の女性の人口に直近5年間の0歳から1歳の平均変化率を乗じて出生数を算出して量の見込みとして算出

【今後の方向性】

訪問以降も継続して支援が必要な家庭には、関係課と連携を図り支援を行います。

11 養育支援訪問事業

【 概要 】

養育の支援が必要な家庭を対象に保健師等を自宅へ派遣し、養育に関する指導、助言等を行い、当該家庭の適切な養育の実施及び福祉の増進を図ります。

相談等を通じて養育の支援が必要と判断された家庭に対して助産師、保健師等を派遣し、健康観察（発育、発達、体調等）、健康管理及び育児等の助言指導を行っています。

【 現状 】

単位：人回※年間延べ訪問回数

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
訪問回数（延べ）	21	14	36	10

（各年度 3 月末日時点）

【 量の見込みと確保策 】

単位：人回※年間延べ訪問回数

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
量の見込み（A）	21	21	21	21	21
確保策（B）	72	72	72	72	72
差引（B）－（A）	51	51	51	51	51

※量の見込みの考え方：事業の実績から年間平均利用人数を算出し、利用人数を算出

【 今後の方向性 】

支援の必要な家庭に対して適切にサービス利用につなげていくとともに、引き続き支援員の確保に努めます。

12 要保護児童対策地域協議会運営事業（子ども家庭支援センター運営事業）

【 概要 】

児童虐待の防止に向けた子どもと家庭に関する総合相談や子育て支援サービスの提供・調整及び子どもと家庭を支援するネットワークの構築等により、児童虐待の未然防止、早期発見及び対応を行います。

保護が必要な児童や特定妊婦の早期発見や適切な保護・支援を実施するため、要保護児童対策地域協議会において関係機関との連携強化に努めています。また、養育家庭体験発表会などを通じ社会的養護の普及啓発を行うとともに、市報やオレンジリボンキャンペーンなどで児童虐待の防止や体罰によらない子育てについて周知を図っています。

【 今後の方向性 】

関係機関との連携強化、養育家庭や児童虐待防止等の周知・啓発に努めます。

※要保護児童対策地域協議会とは

児童福祉法第25条の2第1項に規定されている協議会です。

虐待を受けている子どもをはじめとする保護や支援が必要な子どもを早期発見し、適切な保護、支援を図るために、適切な連携の下でその子ども等に関する情報や考え方を共有し、支援の内容を協議する機関です。

13 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【概要】

低所得世帯等の児童が新制度に移行していない幼稚園を利用する際に、園に支払うべき食材料費(副食の提供に限る)に係る費用の一部を助成します。

【今後の方向性】

令和元(2019)年10月から事業を開始しました。国等の動向を踏まえ、事業を実施します。

14 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(1) 新規参入施設等への巡回支援

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者(以下「新規参入事業者」)に対して、事業経験のある者(例:保育士OB等)を活用した巡回支援等を行うために必要な費用の一部を補助する事業です。

【現状と今後の方向性】

現在、対象となる事業者がいいため、実施していません。

今後、待機児童の解消を目的として施設整備をしていく中で、運営事業者から、本事業の実施について、要望等があった場合、検討します。

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

【現状と今後の方向性】

東京都の事業を活用し、同様の事業を実施しています。

引き続き、同様の対応を継続する見込みではありますが、必要に応じて、本事業の活用を検討します。

第6節 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

（1）認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園が幼稚園及び保育園の機能をあわせもち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であるため、既存の幼稚園が認定こども園に移行することは、利用者の利便性の向上につながります。市では、2つの私立の就学前施設が認定こども園に移行しており、今後も幼稚園から認定こども園への移行に必要な支援を行います。

（2）質の高い教育・保育の提供に向けた取組

利用者が安心して利用でき、子どもが自分らしく健やかに成長できるように、教育・保育の質の向上が必要となります。市では、質の高い教育・保育を提供するために、幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者に対し、アレルギー対策・不審者対応・乳児救急救命等の研修を行い、その専門性の向上を図っています。今後も、幼稚園教諭、保育士等が抱えている問題や時代に即したテーマで研修を行う等、更なる質の向上に努めます。

（3）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

教育・保育施設は、保育の必要な子どもに健全な発達のための養護と教育を一体的に提供し、家庭との共同による子育てを行うとともに、幼児教育を行う場として、次代を担う子どもたちが人間として心豊かに生きる力を身につけられるよう、生涯に渡る人間形成の基礎を担う役割を担っています。また、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことも期待されています。

地域子ども・子育て支援事業についても、子育て家庭の多様化するニーズや地域の実状を踏まえ実施するもので、その役割は重要であり、子育て家庭が必要なサービスを利用できるように支援します。

（4）地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携

認定こども園、幼稚園及び保育園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設である一方で、家庭的保育事業や小規模保育事業などの地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳未満の児童の保育を地域に根差した身近な場での保育を提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、必要とされている教育・保育の量の確保と質の充実につながることから、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携により、切れ目なく適切に保育が受けられるよう推進していきます。

第7節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

- 急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性を鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、国の施策として幼児教育・保育の無償化が令和元（2019）年10月から開始されました
- 子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」の給付対象となる幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、子ども・子育て新制度に移行していない幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。
- 市では、この制度に則り、保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、制度の周知等を図るとともに、公正かつ適正な支給の確保に努めます。

第8節 基本指針に基づく任意記載事項

Ⅱ 1 産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 保護者が、産休・育休明けの入園を希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行い円滑に職場復帰ができるよう支援するとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。
- 次世代育成支援対策推進法が令和7（2025）年3月までの10年間の時限立法として延長され、地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進することとしていることから、市では、特定事業主行動計画を推進します。

Ⅱ 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携

（1）児童虐待防止の充実

- 発生予防から早期発見、早期対応に努めます。
- 子どもの安全確保及び支援に努めます。
- 保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目のない総合的な対策に努めます。
- 福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関の連携に努めます。

（２）母子家庭・父子家庭の自立支援の推進

- 子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策から、総合的な自立支援を推進します。

（３）障害児施策の充実等

- 障害児等特別な支援が必要な子どもに対して、保健、医療、福祉、教育等の各種施策を体系的かつ円滑に実施します。

第 6 章

計画の推進

第 1 節 計画の進行管理・評価、推進体制

- 本計画のうち、「第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画」、「第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画」及び「第1期東大和市次世代育成支援行動計画」に基づく対象事業等の実施状況については、庁内関係各課において、具体的な内容を毎年度ごとに点検・評価し、進行管理を行います。
- 計画期間中の進行管理、事業の実施状況等の点検・評価については、市長の諮問機関である「東大和市子ども・子育て会議」において、専門的知見や市民の立場からの視点で意見や調査審議等を行います。
- 「東大和市子ども・子育て会議」において、事業の実施状況や実績等について点検・評価し、必要に応じて改善を促された事業等については、改善に向け必要な措置を講ずるよう努めます。
- 「第1期東大和市子ども・若者計画」、「第1期東大和市子どもの貧困対策計画」に係る施策や事業の取組みにあたっては、それぞれ関連する青少年対策等関係者・関係機関、生活支援等関係者・関係機関との連携を図ります。
- 「第1期東大和市子ども・若者計画」、「第1期東大和市子どもの貧困対策計画」に基づく対象事業等の実施状況については、次期計画策定に向けて行う予定の東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果等を踏まえ、評価を行います。

<PDCAサイクル>



1 計画の成果指標

- 本計画全体を通した「成果指標」については、次のとおり設定し、次期計画策定に向けて行う予定の東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果を踏まえ、評価を行います。

計画全体	指標		現 状 (平成 30 (2018) 年度実績)	目標値 (令和 6 (2024) 年度末)	備 考
	東大和市における子育て環境や支援への満足度（5段階評価で3以上の割合）	未就学児家庭	78.1%	80.0%	東大和市子ども・子育て支援ニーズ調査
		就学児家庭	74.1%	80.0%	

第2節 計画の実施状況の公表

- 「第2期東大和市子ども・子育て支援事業計画」、「第1期新・放課後子ども総合プランに基づく東大和市行動計画」及び「第1期東大和市次世代育成支援行動計画」に基づく対象事業等の実施状況については、国の基本指針に沿い、毎年、市報及び市公式ホームページで公表します。

第3節 市民、地域関係者・事業者及び市との相互の協力と連携

- 東大和市の未来を担う子どもたち・若者たちが、健やかにのびのびと成長し、自分らしく、未来に向けて夢や希望をもち、社会の一員として生きていける力を身につけられるよう、地域であたたかく守り育てることが大切です。
- 誰にとっても安心できる居場所があり、あたたかく、支え合い、支えられる地域は、子どもから大人までのすべての市民、地域関係者・事業者及び市が相互に協力し、ともにそれぞれの役割を担い、力をあわせていける地域です。
- 市は、本計画の基本理念の実現に向け、子どもたち・若者たちが、健やかにのびのびと成長し、自立（自律）でき、子育て世代が子育てに希望や喜びを感じることができるよう、子育てしやすいまちを目指し、子育て、健康、教育、防犯・防災、環境、まちづくりなどに関連するさまざまな関係者、関係機関との相互の協力と連携を図ります。